

香川県国土強靱化地域計画（素案）

～県民の生命を守るために～

令和 8 年●月

香川県

目 次

I	国土強靱化とは	1
II	国土強靱化地域計画の策定趣旨、位置付け	1
III	計画の基本的な考え方	
1	基本的な方針	2
2	計画の基本目標	2
3	計画の特徴	4
IV	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	5
2	評価の枠組み及び手順	5
3	評価結果のポイント	8
V	香川県の国土強靱化に向けた推進方針	
1	香川県の国土強靱化に向けた施策の分野	10
2	施策分野ごとの香川県の国土強靱化に向けた推進方針	10
3	本県の特徴的な施策	33
4	見直しのポイント	37
5	その他	38
VI	計画の推進と不断の見直し	
1	計画の推進	38
2	P D C A サイクルによる計画の着実な推進	38
3	施策分野ごとの推進方針に基づく取組み又は事業の整理	41
4	計画の不断の見直し	41
5	本計画と方向性を同じくするSDGsのゴール	41
添付資料1	プログラムごとの推進方針	43
添付資料2	プログラムごとの脆弱性評価結果	73
添付資料3	施策分野ごとの脆弱性評価結果	93
	用語の解説	103

I 国土強靱化とは

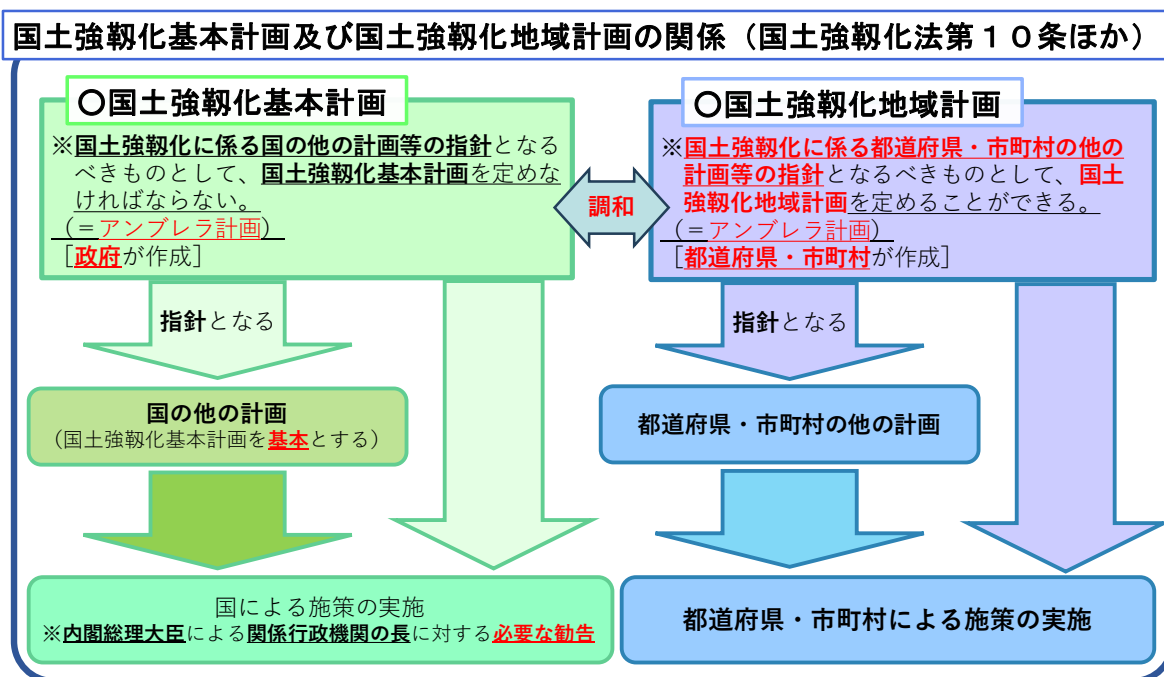
大地震や大規模な風水害等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長時間かけて復旧・復興を図るという「事後対策」の繰り返しではなく、大規模自然災害等の様々な危険を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。東日本大震災から得た教訓を踏まえ、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、私たちの国土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを構築することが国土強靱化につながる。

II 国土強靱化地域計画の策定趣旨、位置付け

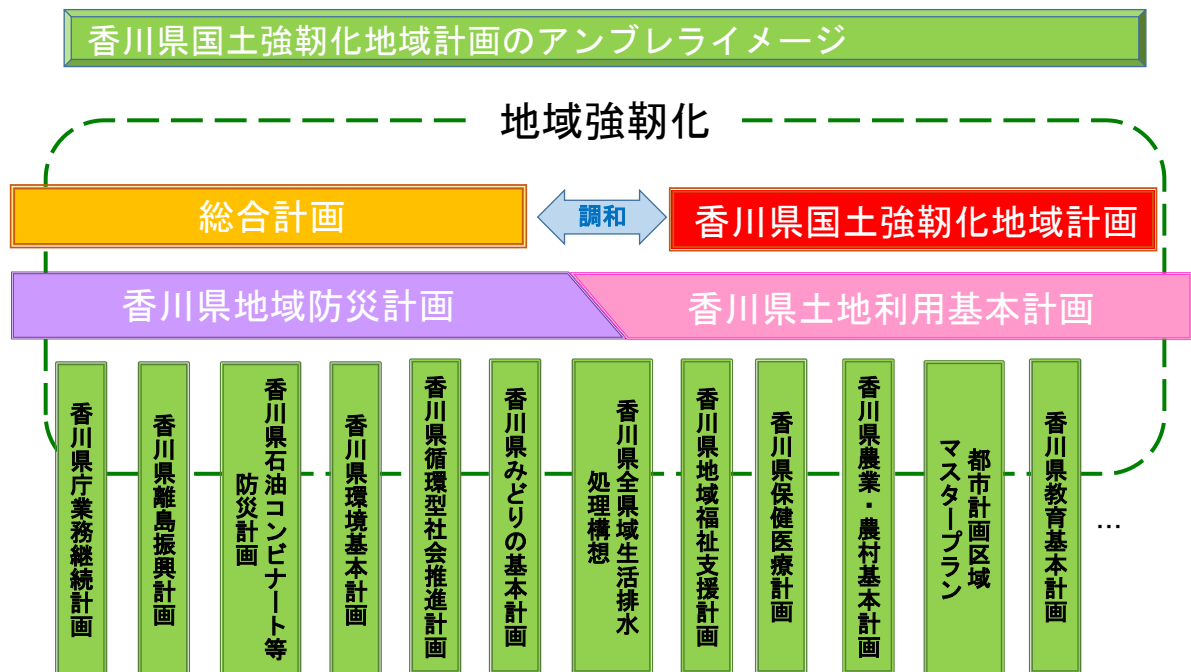
「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化法」という。）」第13条の規定により、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県における国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、平成27年12月に香川県国土強靱化地域計画を策定した。この計画は、国土強靱化法第14条の規定により、国が定める国土強靱化基本計画との調和が求められるところ、平成30年12月の国土強靱化基本計画の見直しに伴い、令和3年10月に改定を行った。その後、令和5年7月の国土強靱化基本計画の再度の見直し、令和7年6月の第1次国土強靱化実施中期計画の策定、令和6年能登半島地震などの近年の大規模災害における課題など社会を取り巻く新たな課題等を踏まえ、大規模災害対策のより一層の充実・強化を図るため、今回改めて改定を行うものである。

国土強靱化の推進においては、大規模広域災害時に「公助の限界」が明らかになった東日本大震災等の教訓を踏まえ、「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせることが必要であることから、行政のみならず、県民、民間事業者・NPOなど（以下「事業者」という。）が適切に連携及び役割分担し、対策に取り組むこととする。

[参考]国土強靱化に関する計画の体系



この計画は、国土強靱化の観点から、県における様々な分野の計画等の指針となるものであり、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有し、他の計画との関係では、国土強靱化に関しては、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」の上位計画であり、国土強靱化地域計画の策定後は、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う。



また、香川県国土強靱化地域計画は、県の総合計画との整合性を図っている。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 基本的な方針

香川県国土強靱化地域計画の策定に当たり、まず、計画策定の対象範囲としての最悪の事態の要因を「南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波」と「大規模な風水害」と設定し、庁内各部局を横断的に、これらの要因の対応に向けた取組みを総合的に推進する。

その策定に際しては、①国の基本計画との調和がとれたものであること②それぞれの地域が直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度を踏まえ、施策の重点化を図りながら策定すること③香川県国土強靱化地域計画の対象となる区域は、当該地方公共団体の区域を基本とするが、関係する他の地方公共団体や、必要に応じ国等の機関とも十分に連携・協力しながら策定する。

2 計画の基本目標

国の基本計画における基本目標を踏まえ、「県民の生命を守る」、「県と地域社会の重要な機能を維持する」、「県民の財産と公共施設の被害を最小化する」、「迅速な復旧・復興を行う」ことに加え、本県の特徴である「四国の防災拠点としての機能を果たす」ことを基本目標とする。

① 県民の生命を守る

起きてはならない最悪の事態として、地震等での建物等の倒壊や火災の発生や大規模津波、風水害、情報伝達不足による避難行動の遅れによる死傷者の発生が想定されるため、全ての建物の耐震化、家具類の転倒・落下防止対策や津波避難の迅速化、大規模風水害や地震発生後の市街地での大規模火災への対応強化、令和8年5月から運用が開始された新たな気象情報への対応などを図る必要がある。

② 県と地域社会の重要な機能を維持する

大規模自然災害発生直後から救助、救急、医療活動等が迅速に行われ、食料やエネルギーの安定供給、事業者の生産力低下を防ぐ必要があり、生活・経済活動には必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークを確保することや、行政機関の職員の被災による機能の大幅な低下などを避ける必要がある。

③ 県民の財産と公共施設の被害を最小化する

家屋等の倒壊・住宅等の火災や浸水をはじめ、県民生活及び事業者等の経済活動への重大な影響を避ける必要がある。また、公共施設は避難場所や防災施設として活用されるものであり、被害が最小となるよう耐震化を進める必要がある。

④ 迅速な復旧・復興を行う

ため池、ダムや防災施設の損壊・機能不全による制御不能な二次災害や大量に発生する災害廃棄物処理の停滞、道路等の基幹インフラの損壊、地盤沈下による長期間の浸水被害の発生などにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態を避ける必要がある。

⑤ 四国の防災拠点としての機能を果たす

本県には、国の現地対策本部が設置される予定の高松サンポート合同庁舎をはじめ、航空輸送上重要な空港としての高松空港、陸上自衛隊第14旅団などが存在し、四国の防災拠点としての機能が求められる。このため、国、他の四国3県及び即時応援県とも十分に連携・協力を図り、その機能を果たしていく必要がある。

3 計画の特徴

この計画に盛り込むべき本県の特徴として「四国の防災拠点としての機能確保」、「全国一高密度に分布するため池の防災・減災対策」、「島しょ部等における大規模災害対策」がある。

① 四国の防災拠点としての機能確保

今後 30 年以内の発生確率が 60%～90%程度以上（令和 8 年 1 月 1 日時点）となっている南海トラフ地震等が発生した場合、本県は他の四国 3 県に比べれば相対的に被害が少ないことが想定されることから、その防災拠点としての機能確保が重要である。

なお、沿岸部は、津波や液状化に対して脆弱性があるものの、内陸部の扇状地は地盤も強固であり、優位性があることも考慮する必要がある。

② 全国一高密度に分布するため池の防災・減災対策

ため池密度が 6.5 か所/km²（全国 1 位）、ため池数が 12,000 余り（全国 3 位）である本県では、築造後 200～300 年を経過しているものが多く、築堤材料や堤防基礎の土質によっては、決壊する場合も想定されることから、香川県老朽ため池整備促進計画やため池ハザードマップの普及啓発などによるため池の防災・減災対策を進める必要がある。

③ 島しょ部等における大規模災害対策

瀬戸内海に面して多くの島々などを抱える本県の地勢的要因を考慮し、大規模な震災や風水害が発生した場合の島しょ部等における防災・減災対策や迅速な復旧・復興対策を行う必要がある。

IV 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「脆弱性評価」とは、本県の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し、評価するいわば県土の健康診断であり、必要な施策の効率的・効果的な実施につながることから、香川県国土強靱化地域計画を進めるうえで、必要不可欠なプロセスである。

本計画の取組みにおいては、大規模自然災害発生時等、非常時のための施策に加え、非常時を想定しつつ、平時の施策についても見直しを行う必要があることから、脆弱性評価は施策分野ごとに行うものとする（法第 17 条第 4 項）。

また、達成すべき目標を設定し、その妨げとなる事態として、仮に起きれば致命的な影響が生じるとされる「起きてはならない最悪の事態」を設定する（法第 17 条第 3 項）。

評価にあたっては、科学的知見に基づき総合的かつ客観的に行うとともに（法第 17 条第 3 項）、施策の進捗を把握するため、できる限り定量的に実施する。

2 評価の枠組み及び手順

本県では、平成 26 年 11 月 4 日に香川県国土強靱化地域計画推進本部において決定した 5 つの基本目標を達成するため、令和 5 年 7 月の国の国土強靱化基本計画の見直しに準じて、次の枠組み及び手順により想定するリスクに対する「脆弱性評価」を行った。

（１）想定するリスク

県民生活・県民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに鉄道事故や航空機事故、人為的な要因による林野火災、あるいはテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、本県においては以下の 2 点を「最悪の事態の要因」として想定するとともに、大規模な地震・津波の発生直後に大規模な風水害が発生するような複合的な被害も想定した評価を実施した。

①南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波

南海トラフにおける今後 30 年以内にマグニチュード 8 ～ 9 クラスの地震が発生する確率は 60% ～ 90% 程度以上（令和 8 年 1 月 1 日時点）であり、大規模な地震・津波が発生すれば県内の広範囲で甚大な被害が想定される要因となる。また、東半割れのケースでは県全域で震度 4 以下と想定されるが、連続した大規模地震への警戒が必要となる。

②大規模な風水害

想定し得る最大規模の降雨、大型台風等による大規模な風水害や土砂災害が発生すれば、内水氾濫等により県内の広域な範囲で甚大な被害が想定される要因となる。

（２）施策分野

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており（法第 17 条第 4 項）、国土強靱化基本計画に基づき、個別施策分野として、行政機能／警察・消防等、住宅・都市、保健医療・福祉、エネルギー、情報通信、産業、交通・物流、農林水産、県土保全、環境、土地利用の 11 分野とするとともに、横断的分野と

して、地域防災力の強化、老朽化対策、新技術対策、広域連携の4分野とした。

(3) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされており、国土強靱化基本計画を参考とし、本県の特性を考慮した7つの「事前に備えるべき目標」及び28の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
① 県民の生命を守る ② 県と地域社会の重要な機能を維持する ③ 県民の財産と公共施設の被害を最小化する ④ 迅速な復旧・復興を行う ⑤ 四国の防災拠点としての機能を果たす	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2 長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生
		2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-5 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺
		2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下
		4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、社会経済活動への甚大な影響
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下
	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3 都市ガス供給、石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5 幹線道路や鉄道が分断するなど、基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-3 地域コミュニティの崩壊、災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	7 四国の防災拠点としての機能を確保する	大規模災害により、高松自動車道を含めた「四国8の字ネットワーク」が被災・分断し、四国における物資の緊急輸送などの役割が果たせなくなる事態（5-5）
		高松空港の被災により、四国における航空輸送上の機能が果たせなくなる事態（5-5）
		重要港湾（高松港・坂出港）の被災により、物資等の緊急輸送など四国の防災拠点としての役割が果たせなくなる事態（4-1、5-5）
		番の州地区石油コンビナート等特別防災区域の被災等により、四国のエネルギー拠点としての役割が果たせなくなる事態（4-1、4-2、5-2、5-3）
		被災により、県や市町の行政機能が著しく低下し、四国の防災拠点としての役割が果たせなくなる事態（3-2）
		警察や消防などの被災により、四国における応援・支援の機能が果たせなくなる事態（1-1、1-3、1-5、3-2）
		国の合同庁舎、県庁舎や災害拠点病院など、防災上重要な拠点が被災し、施設が使用できなくなる事態（1-1、1-2、3-2）
		食料・飲料水等県民の生命に関わる物資供給が長期停止する事態（2-1）
		防災により医療機能が麻痺し、県内の医療活動や四国の医療活動の拠点としての機能が果たせなくなる事態（2-5）

(4) 評価の実施手順

まず、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群を横断的な「プログラム」として整理し、次に、各プログラムを構成する個別施策ごとの課題を分析するとともに、この分析をもとに各プログラムの達成度や進捗を把握して、プログラムごとの現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。

個別施策ごとの課題分析に当たっては、現在の進捗状況の把握や今後の進捗管理を行う上で、達成度のイメージがしやすい指標をできるだけ多く設定し、脆弱性評価の参考となるよう、現況数値を重要業績評価指標（以下「K P I」という。）として選定した。

3 評価結果のポイント

上記の評価に加えて、令和6年能登半島地震や令和8年熊本地震における主な課題や令和7年9月に公表した「香川県地震・津波被害想定調査報告書」を踏まえて検討を行った。

評価結果は、添付資料2「プログラムごとの脆弱性評価結果」及び3「施策分野ごとの脆弱性評価結果」のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

本県における防災・減災等に資する施策は、一定進捗している状況にあるが、近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や、発生確率が高まる南海トラフ地震を踏まえ、想定を超える災害に対する能力や財源に限りがあることを考慮する必要がある。その中で、施策をできるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図るとともに、例えば、洪水被害の軽減に向けた河川改修などのハード整備とハザードマップの活用による避難支援などのソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性・冗長性等の確保が必要

最悪の事態を誘因する想定を超える地震災害等に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、エネルギー、情報通信、交通・物流等の分野においては、システム等が機能停止した場合、その影響は甚大であり、例えば、電力供給確保に向けた送電線の2回線化などのバックアップ体制の整備や、香川県防災情報システムの運用による、災害時の情報伝達手段の多様化等により、代替性・冗長性等を確保する必要がある。

(3) 他の四国3県等との連携が必要

東日本大震災では、県域を越えた広域な範囲にわたり甚大な人的・物的被害が生じた。このことから、起きてはならない最悪の事態が発生した場合には、本県のみならず四国全体で甚大な被害が想定されるため、南海トラフ地震発生の際の四国の防災拠点として位置づけられている本県では、四国全体が早期に復旧・復興できるよう、他の四国3県や即時応援県と連携して、応援・受援体制の確保を図るとともに

に、四国地方整備局等の災害関係官署と連携して、四国の防災拠点としての機能を果たす必要がある。

（４）県民、事業者、市町などとの連携が必要

個々の施策の実施主体は、県だけでなく、県民、事業者、市町など多岐にわたる。県以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、各市町における組織体制の強化や各実施主体への適切な支援が必要不可欠であるとともに、デジタル技術の積極的な利活用などによる徹底した情報提供・共有や各実施主体間の連携が必要である。

V 香川県の国土強靱化に向けた推進方針

1 香川県の国土強靱化に向けた施策の分野

本計画の対象となる施策の分野は、脆弱性評価を行うに当たり設定した、以下の 11 の個別施策分野と 4 の横断的分野とする。

(個別施策分野)

㊤行政機能／警察・消防等、㊦住宅・都市、㊧保健医療・福祉、㊨エネルギー、㊩情報通信、㊪産業、㊫交通・物流、㊬農林水産、㊭県土保全、㊮環境、㊯土地利用

(横断的分野)

㊰地域防災力の強化、㊱老朽化対策、㊲新技術対策、㊳広域連携

2 施策分野ごとの香川県の国土強靱化に向けた推進方針

次に 1 で設定した 15 の施策分野（㊤～㊯）ごとの推進方針を以下に示す。

これらの 15 の推進方針は、7 つの事前に備えるべき目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものである。また、各分野における施策の推進に当たり、施策の実行性等を確保できるよう、施策を推進する主体については、**県民、事業者**、行政の 3 区分により明確にしている。また、添付資料 1 に示す「プログラムごとの推進方針」との対応関係を明らかにするため、施策分野ごとに㊤～㊯の記号を付け、分野内の施策ごとに枝番号を付けている。

施策分野ごとの推進方針項目一覧は、次ページのとおりである。

○施策分野・推進方針項目一覧

	記号	施策分野	推進方針項目
個別 施策 分野	a	行政機能/警察・消防等	
		行政機能	施設等の耐震化の促進等
			業務継続体制の確保
			訓練環境の充実強化等
			防災関係機関相互の連携強化や広域応援・受援の体制整備
			島しょ部等への対応
			地域の人材の確保体制の強化
			その他の災害対応業務体制の強化
		警察・消防等	施設等の耐震化の促進等
			警察・消防等における体制整備
			島しょ部等への対応
			治安の維持のための体制整備
	b	住宅・都市	公共施設等の耐震性の確保
			不特定多数の利用者が利用する施設等における対応
			避難等の体制の整備
			市街地等における火災対策
			雨水等の再利用の促進や水道・電力等のライフラインの体制整備
			食料・飲料水等の確保体制
			帰宅困難者対策
			自主防災組織の活動体制の強化
			長周期震動や大規模盛土造成地等の対策
	c	保健医療・福祉	医療救護体制の強化
			島しょ部等への対応
			災害拠点病院の施設・設備の充実等
			社会福祉支援体制の整備
			感染症等の発生・まん延における対策
	d	エネルギー	再生可能エネルギーの導入促進
			石油コンビナート等の防災対策
			災害に備えた燃料等の確保体制の整備
	e	情報通信	行政における情報伝達体制の強化
			事業者を含む情報伝達体制の整備
	f	産業	業務継続体制の確保
			石油コンビナート等の防災対策
			サプライチェーンの途絶を防ぐ対策
	g	交通・物流	物資の供給・輸送体制の強化
			道路ネットワークの強化
			道路施設の防災対策
			鉄道施設の防災対策
			港湾施設の防災対策
			空港施設の防災対策
			新幹線の導入促進とフェリーの活用
			島しょ部等における道路施設等の防災対策
	h	農林水産	ため池の防災対策
			農業施設の整備や農業・森林の有する多面的機能の発揮
			漁港施設の整備等
			森林整備・保全対策
	i	県土保全	河川・海岸堤防等の整備
			津波等からの円滑な避難を確保するための対策
			河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策
			土砂災害や山地災害への対応
	j	環境	廃棄物処理対策
			津波等による漂流物の対策
			有害物質の漏洩による環境汚染等の対策
			浄化槽に係る転換促進
	k	土地利用	
横 断 的 分 野	l	地域防災力の強化	
	m	老朽化対策	
	n	新技術対策	
	o	広域連携	

(1) 行政機能／警察・消防等（記号：①）

（行政機能）

＜施設等の耐震化の促進等＞

①-1 防災時において応急対策活動の拠点となる県庁本館及び東館をはじめとする県有施設等を防災上重要な建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】

①-2 防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど調達手段の確保を図る。【事業者・行政】

＜業務継続体制の確保＞

①-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCP（業務継続計画）を策定するとともに、毎年度見直しを図る。【行政】

＜訓練環境の充実強化等＞

①-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の更なる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】

①-5 地域の特性等を考慮し、県、市町、警察、消防、ライフライン事業者などが参加する総合防災訓練等を実施し、毎年、訓練内容の充実を図るとともに、県民においても、様々な機会の訓練に参加するよう努める。【県民・事業者・行政】

＜防災関係機関相互の連携強化や広域応援・受援の体制整備＞

①-6 南海トラフ地震等に備え、四国内の被災状況や他県からの支援状況など事前に体制等の情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、高松サンポート合同庁舎の災害関係官署と連携して、四国の防災拠点としての体制整備を図る。【行政】

①-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関する相互応援の協定を締結するなど、平時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生に備え、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、相互応援の協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】

①-8 大規模な災害等に備え、他の都道府県との間で、広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】

①-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、他の四国3県、中国地方の各県、即時応援県等と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】

①-10 市町が大規模な被災により災害対応能力を喪失した場合においても迅速かつ

適切な支援ができるよう、情報収集等のための県職員の市町への派遣など必要な体制を整備する。【行政】

<島しょ部等への対応>

①-11 自立的な避難行動が行えるよう、消防団や自主防災組織等の活性化、避難施設、備蓄倉庫、通信設備の整備を行うとともに、本土と連携し、島内の災害状況等の把握を行う体制や負傷者等の本土への緊急避難を含めた救助救援体制の整備を図るなど、島しょ部における防災機能や共助体制の強化を図る。【県民・事業者・行政】

<地域の人材の確保体制の強化>

①-12 応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築するよう努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。【県民・事業者・行政】

①-13 復旧作業の長期化や作業人員の不足等に備え、あらかじめ民間事業者等との間での協定の締結や道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努めるとともに、発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手の確保を図る。【事業者・行政】

<その他の災害対応業務体制の強化>

①-14 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、四国の防災拠点としての機能を果たす観点から、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「災害レジリエンス（縮災）」の理念を基本とし、国、県、市町など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、災害発生時の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【県民・事業者・行政】

①-15 令和6年4月から運用を開始した国の「新総合防災情報システム（SOBOWEB）」との連携により、災害発生時の各種情報の収集・伝達を香川県防災情報システムにより一元的に行うなど、災害対応業務の標準化を図る。【行政】

（警察・消防等）

<施設等の耐震化の促進等>

①-16 災害時に地域の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。【行政】

①-17 消防（局）本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等については、耐災害性の強化のほか、小豆島の一部を除き、県下のほぼ全域が受信可能エリアとなったヘリコプターテレビシステムの活用、衛星通信やドローンなどの新技術活用等を図る。【行政】

①-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】

<警察・消防等における体制整備>

- ㊤-19 大規模な災害の発生に備え、四国における進出・活動拠点の選定を行うとともに、緊急消防援助隊などとの広域の合同訓練を実施し、四国の防災拠点として、救助・救急体制の整備を図る。【行政】
- ㊤-20 災害警備部隊について、実践的な訓練を通じて、広域的な派遣体制及び緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。【行政】
- ㊤-21 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。【事業者・行政】
- ㊤-22 県内外の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【行政】
- ㊤-23 同時多発、交通障害、消防水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。【行政】
- ㊤-24 女性の入団促進を含めた団員の確保対策などにより、消防団の活性化を図る。
【県民・事業者・行政】
- ㊤-25 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊と調整するなど体制を整備する。【行政】
- ㊤-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。【事業者・行政】<再掲>
- ㊤-13 警察・消防等の円滑な救助活動等が行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】<再掲>

<島しょ部等への対応>

- ㊤-26 島しょ部等において、ヘリコプターの臨時発着場の設定や自衛隊等との部隊輸送等に関する連携などにより、災害時の情報収集、救出・救助、人員・物資輸送等を円滑に行うよう努める。【行政】

<治安の維持のための体制整備>

- ㊤-27 避難地域における空き巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、大規模な地震災害等が発生した場合の、避難所等における防犯や安全確保が速やかに行えるよう体制整備を図る。【行政】

(2) 住宅・都市（記号：㊤）

<公共施設等の耐震性の確保>

- ㊤-1 学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等においては、非構造部材の落下防止対策や防災機能強化等を推進する。【事業者・行政】

⑩-2 多数の利用者がいる公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者・行政】

⑩-3 住宅をはじめとした民間建築物について、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。また、発災時に未就学児はとっさに自分の身を守る行動を起こしにくいことから、家庭だけでなく幼稚園等の教育・保育施設における家具類の転倒防止対策の促進を図るほか、万が一の被災に備え、被災者の住宅再建にとって有効な手段である地震保険の普及促進に努める。

【県民・事業者・行政】

⑩-1 発災時において応急対策活動の拠点となる県庁本館及び東館をはじめとする県有施設等を防災上重要な建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】〈再掲〉

＜不特定多数の利用者が利用する施設等における対応＞

⑩-4 ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の利用者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。

【事業者・行政】

⑩-5 学校、病院その他多数の者を収容する施設や福祉施設の特性や地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。【事業者・行政】

⑩-6 発災後の文化財の保全や保護、修復に向けた体制の整備に努める。【県民・行政】

⑩-7 発災時におけるガス関係設備の故障等による二次被害を防止するため、関係者間で連携し、正常な設備の維持や、耐災害性の向上に資する、定期的な説明会等を実施する。また、緊急時の連絡体制や初動対応について再確認するとともに、消費者に対して、地震発生後のガスの安全確認方法・ガス漏れ時の対応などについて周知徹底を行う。【事業者・行政】

＜避難等の体制の整備＞

⑩-8 津波避難対象地区について、県の作成した基本的な基準に基づき、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体と連携しながら、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し、住民にあらかじめ十分周知する。【県民・事業者・行政】

⑩-9 地震発生時に適切な避難を行えるよう、津波警報等の内容も踏まえ、避難指示等を行う具体的な基準、伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法を策定し、必要に応じて見直す。【行政】

⑩-10 津波避難対象地区において、重点的に自主防災組織の結成や活動促進に努める。

【県民・行政】

⑩-11 指定された避難対象地区の住民や学校、社会福祉施設等においては、避難場所・避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平時から確認しておくなど、津波が襲来した場合の体制整備を図る。【県民・事業者・行政】

⑩-12 高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、消防機関や自主防災組織などに対し、名簿を提供するほ

か、要支援者毎の個別避難計画を策定するなど避難を支援する体制の整備を促進する。【**県民・事業者・行政**】

⑯-13 住民が徒歩や自転車ですぐに避難できるよう、全県的な道路整備に努めるとともに、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路について必要に応じて補強、補修等を行い、避難行動が円滑かつ安全に行えるよう努める。【**県民・行政**】

⑯-14 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、スフィア基準等を踏まえ食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、簡易ベッド、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。【**行政**】

⑯-15 指定避難場所の収容人数や災害リスク等を考慮し、近隣市町との連携による広域避難を検討するなど、避難体制の強化を図るとともに、防災アプリ等の活用により、避難所収容者数情報等について、県民に対し適時適切な情報提供を行う。【**行政**】（危機管理総局）

⑯-16 指定避難所の収容人数を考慮し、民間事業者等との連携による指定避難所以外の避難所の確保を検討する。【**事業者・行政**】

⑯-17 県の「避難所管理運営指針」等を踏まえ、避難所における良好な生活環境及び感染症対策を確保するため、避難所運営マニュアル又は避難所運営のタイムラインの作成を促進するとともに、データ共有アプリ等のデジタル技術の活用や要配慮者のための福祉避難所の指定を促進するなど、避難所の運営体制づくりを進める。【**行政**】

⑯-18 「南海トラフ地震臨時情報」に関する周知啓発を行うとともに、防災対応の計画策定を促進する【**事業者・行政**】

⑯-19 県立学校の体育館等は、災害時には避難所として重要な役割を担うことから、避難所としての機能向上を図るため、空調設備を整備する。【**行政**】

⑯-20 避難所等における高齢者、障害者、子ども等の要配慮者の福祉の向上を図るため、関係機関と連携して、災害派遣福祉チーム（DWA T）の養成をはじめ、災害時の福祉支援体制を整備する。【**事業者・行政**】

⑯-21 避難所の既設トイレを衛生的に使用できるようにするため、流さないトイレ（災害時トイレ）の使用方法について普及啓発を行う。【**行政**】

＜市街地等における火災対策＞

⑯-22 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【**県民・事業者・行政**】

⑯-23 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上—及び防災関係機関等との連携を図るため、市町や消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【**県民・事業者・行政**】

⑯-24 市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築

密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行うとともに、市街地にある不良住宅地区の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。【**県民・行政**】

⑩-25 街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。【**行政**】

⑩-26 住宅用火災警報器の設置を促進し、火災の早期発見や逃げ遅れの防止に努めるほか、感震ブレーカーの設置推進のための啓発を行うとともに、電力事業者と連携し、通電再開前の広報や漏電の確認を行うなどにより、通電火災の防止に努める。【**県民・事業者・行政**】

＜雨水等の再利用の促進や水道・電力等のライフラインの体制整備＞

⑩-27 地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制などを行い、地下水の保全を図る。また、雨水や下水再生水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、住民への普及・啓発を図る。【**県民・事業者・行政**】

⑩-28 災害時等応急用井戸登録制度を活用して、災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。【**県民・事業者・行政**】

⑩-29 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、水道事業者において策定された上下水道耐震化計画（上水道）の着実な実施を推進するとともに、給水タンク等の応急給水対応資機材・BCPに基づく応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。【**事業者・行政**】

⑩-30 下水道施設の耐震診断を実施し、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策を行うとともに、策定した下水道BCPに基づく災害時訓練や応急復旧等の体制整備を図る。また、持続可能な下水道事業の実施を図るため、策定したストックマネジメント計画に基づき、適切な施設管理に努める。また、農業集落排水施設の老朽化や耐震化に対応するため、機能診断調査等を行うとともに、調査結果に基づき計画の策定等の支援を行い、施設の機能を維持・推進する。【**行政**】

⑩-31 発災時においても電力供給を確保するため、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備、送電設備など各設備毎の耐震化対策や制御システムのセキュリティ確保のための評価認証制度の活用を図るとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備も図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧用資機材等の確保を図る。【**事業者**】

⑩-32 発災時においても適正にガスを供給し、または遮断するため、設備の耐災害性の強化充実を図る。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備える。【**事業者**】

⑩-33 停電や燃料不足により災害対応に支障をきたすことがないように、電力事業者と電力の優先供給先の調整を行うなど供給体制の構築を図る。【**事業者・行政**】

＜食料・飲料水等確保体制＞

- ①-34 防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料・飲料水や携帯トイレ等を準備しておくよう周知に努める。【**県民**・事業者・行政】
- ①-35 食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】
- ①-36 食料や飲料水等について、島しょ部等の孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】

＜帰宅困難者対策＞

- ①-37 「災害発生時にはむやみに行動は開始しない。」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認などについて、必要な啓発を行う。【**県民**・事業者・行政】
- ①-38 事業所等に対し、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の促進等について、必要な啓発を行う【事業者・行政】
- ①-39 避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。特に、主要駅や港湾のターミナル等の周辺の地域では、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、一時的に滞在できる施設の確保の検討を行う。【事業者・行政】
- ①-40 コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者へのトイレや水道水の提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。【事業者・行政】
- ①-41 公共交通機関の運行状況や道路の復旧状況など、帰宅するために必要な情報を、インターネット、報道機関による広報などにより、迅速に提供できる体制を構築する。【事業者・行政】
- ①-42 災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する体制を整備する。【事業者・行政】

＜自主防災組織の活動体制の強化＞

- ①-43 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【**県民**】
- ①-44 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で男女を問わず多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や、防災士の養成及び自主防災組織のリーダーの研修に努める。【**県民**・事業者・行政】
- ①-45 地域の災害対応力を向上させるため、防災関係機関との連携のもと、県民等の自

発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進する。【**県民・事業者・行政**】

- ⑥-23 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上及び防災関係機関等との連携を図るため、市町や消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【**県民・事業者・行政**】
＜再掲＞

＜長周期地震動や大規模盛土造成地等の対策＞

- ⑥-46 国において、今後、南海トラフ地震等における長周期地震動に対する超高層建築物等の設計基準等について、建築基準法に基づく所要の基準改正が行われた場合には、改正基準に基づき、超高層建築物等の建築計画について適切に指導を行う。【**事業者・行政**】
- ⑥-47 地震や豪雨に伴う土砂災害等による住宅等の倒壊を防止するため、盛土等の分布把握やマップを作成した上で、速やかに公表し、安全性把握の調査・確認を行う。特に、山間部における無許可盛土工事についてはドローンを使用した監視を行う。また、大規模盛土造成地において市町が実施している安全性の把握・対策（経過観察を含む）が円滑に進むよう、技術的支援等を行う。【**事業者・行政**】

（３）保健医療・福祉（記号：㊦）

＜医療救護体制の強化＞

- ㊦-1 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【**事業者・行政**】
- ㊦-2 大規模な災害の発生に備え、四国の医療活動の拠点としての機能も果たせるよう、広域医療搬送訓練や広域の災害派遣医療チーム（DMA T）実動訓練の実施などにより、広域的医療体制を整備する。【**事業者・行政**】
- ㊦-3 被害想定の見直しによる避難者数の増加に備え、避難所におけるトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図るほか、救護所の設置など医療救護体制を強化する。【**事業者・行政**】
- ㊦-4 災害派遣医療チーム（DMA T）などが被災地に円滑に到達できるよう、また、医薬品や医療資機材が被災地に円滑に供給できるよう、緊急輸送道路等における道路施設の防災対策や港湾施設、海岸堤防等の耐震補強を実施するとともに、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、戦略的に、災害時における、医師、医薬品や医療資機材等の輸送・供給体制を確保する。【**事業者・行政**】
- ㊦-5 医師会が組織する災害派遣チーム（JMA T）等が避難所・救護所等において、円滑に医療・保健衛生等の活動ができるよう、被災地における情報の共有を図るなど必要な体制を整備する。【**事業者・行政**】
- ㊦-6 災害対策本部内に設置する保健医療福祉調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けた災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を養成すること等により、被災各地区の保健医療・福祉ニーズに応じて、各保健医療福祉活動チーム

等が適切に連携して効率的に活動できる体制を整備する。【事業者・行政】

㉔-7 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制整備や災害拠点精神科病院の整備により、災害時における精神医療体制の構築を図る。【事業者・行政】

㉔-8 個々の患者の投薬情報や検査結果、画像などの医療情報を医療機関間で共有するシステム等で構成される、かがわ医療情報ネットワーク（K－M I X R）の整備・拡充など医療情報提供体制の充実を図る。【事業者・行政】

㉔-9 災害による停電に備え、人工呼吸器などの医療的ケアを実施している県立特別支援学校に、医療機器の給電に必要な蓄電池等を整備し、災害時の安全を確保する。
【事業者、行政】

㉔-13 災害派遣医療チーム（D M A T）などが被災地に円滑に到達できるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等の B C P 策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞

㉔-20 避難所等における高齢者、障害者、子ども等の要配慮者の福祉の向上を図るため、関係機関と連携して、災害派遣福祉チーム（D W A T）の養成をはじめ、災害時の福祉支援体制を整備する。【事業者・行政】＜再掲＞

＜島しょ部等への対応＞

㉔-10 災害の発生に備え、島しょ部等においては、地域的な偏在等により医師が不足していることから、医師の養成・確保を推進するとともに、患者搬送手段として、災害拠点病院のヘリポートの整備、かがわ医療情報ネットワーク（K－M I X R）の積極的な活用など医療体制の充実を図る。【事業者・行政】

㉔-11 ドクターヘリについて、防災ヘリとの効率的な運用を図る。【行政】

＜災害拠点病院の施設・設備の充実等＞

㉔-12 災害拠点病院について、施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品及び非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。また、医療機関における燃料等が優先的に配分されるよう協力体制の構築を行う。【事業者・行政】

㉔-13 病院等を含めた公共施設管理者に対する、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発や相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。【事業者、行政】

＜社会福祉支援体制の整備＞

㉔-14 社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等のデジタル技術等を効果的に活用し、市町が被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。【事業者・行政】

㉔-15 社会福祉施設等において、災害時における県、市町、関係機関、ボランティア団体等との連携協力体制を整備するほか、施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水等の備蓄や防災資機材、非常用自家発電機等の整備に努める。【県民・事業者・行政】

㉔-17 県の「避難所管理運営指針」等を踏まえ、避難所における良好な生活環境及び感染症対策を確保するため、避難所運営マニュアル又は避難所運営のタイムラインの作成を促進するとともに、データ共有アプリ等のデジタル技術の活用や要配慮者の

ための福祉避難所の指定を促進するなど、避難所の運営体制づくりを進める。【行政】
＜再掲＞

＜感染症等の発生・まん延における対策＞

㉔-16 情報収集を迅速かつ的確に行い、感染症等の発生・まん延を防ぐため、必要に応じ、予防接種を行う体制や病原体に汚染された場所の消毒、昆虫等の駆除などの体制を整備するとともに、早期治療を行うことができるよう、医療提供体制を整備する。なお、県内において、対応が困難な場合は、国による技術的援助又は近隣府県等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。【事業者・行政】

㉔-17 避難所等のマスク、消毒液や、パーティション、テント、医療コンテナなど感染症対策に必要な物資について、被害想定の見直しに伴う適正な備蓄数の把握や協定締結事業者等との連携により、適切に確保する。【事業者・行政】

㉔-18 感染症拡大防止のため、検査、救急、消毒等にかかる関係機関との連携強化を図る。【事業者・行政】

㉔-16 指定避難所の収容人数を考慮し、民間事業者等との連携による指定避難所以外の避難所の確保を検討する。【事業者・行政】＜再掲＞

㉔-21 避難所の既設トイレを衛生的に使用できるように、流さないトイレ（災害時トイレ）の使用方法について普及啓発を行う。【行政】＜再掲＞

（４）エネルギー（記号：㉔）

＜再生可能エネルギーの導入促進＞

㉔-1 再生可能エネルギーの導入促進は、地球温暖化対策の観点やエネルギー源の分散化や地域経済への波及効果の観点から重要であるため、「住宅用太陽光発電設備及び蓄電池設置への補助」や「事業所用太陽光発電設備設置への補助」、「県有施設（避難所となる施設を含む）への太陽光発電システムや蓄電池の整備」など、地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。【県民・事業者・行政】

＜石油コンビナート等の防災対策＞

㉔-2 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域は、災害時に、四国のエネルギー拠点として重要な機能を果たすことになり、一方、発災時には、周辺の住民等の生命などに大きな影響を及ぼすおそれがあることから、各事業者において、BCPを策定するとともに、石油タンク等の耐震性の確保や当該施設の液状化等の状況に応じた対策など地震・津波対策を行うよう努める。【事業者・行政】

㉔-3 石油コンビナート等防災計画を踏まえ、関係機関の一層の連携により防災体制の強化を図る。特に、地震時などによる危険物タンク等における火災等の危険性などについては、災害時の情報伝達を含めた避難計画の見直しなど、石油コンビナート等防災計画を適宜改定する。【事業者・行政】

㉔-4 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域周辺の事業者に対し、相互応援防災組織を組織するよう働きかけを行い、事業者間の連携を図るよう努める。【事業者・行政】

㉔-5 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内の災害を想定し、事業所における

研修等を通じて、自衛防災組織の充実・強化を図る。【事業者・行政】

④-6 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内の災害を想定し、周辺の事業者も含め、自衛防災組織や防災機関が一体となった合同訓練を実施するとともに、石油コンビナート等防災計画に基づき、災害発生の予防対策と災害発生時の応急対策の推進等、災害の防止と被害の軽減を図る。【事業者・行政】

④-7 危険物等関係施設の安全性を確保するため、事業所における自衛消防組織等の設置や自主点検の実施などを図るため指導を行うとともに、事業者等に対し、講習会、研修会を実施し、危険物等に関する知識の向上を図る。【事業者・行政】

④-8 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内の緊急輸送道路に指定されている県道等について、地震により緊急通行車両等の走行に支障が生じないように、道路下の地盤の状況などの把握に努めるとともに、必要な対策を実施する。【行政】

<災害に備えた燃料等の確保体制の整備>

④-9 大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないように、災害対応に当たる車両等に優先供給を行う中核給油所などにおける燃料の備蓄を促進する。【事業者・行政】

④-10 事業者において、燃料等の仮貯蔵・取扱いのガイドラインの円滑な実施が図られるよう、その内容について、消防機関などに周知を行う。【事業者・行政】

④-11 関係機関・団体等と連携し、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルート確保を図る。【事業者・行政】

④-2 防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないように、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど調達手段の確保を図る。【事業者・行政】

<再掲>

④-13 災害時の燃料供給が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】<再掲>

④-12 災害拠点病院について、施設、設備の充実に努めるとともに、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。また、医療機関における燃料等が優先的に配分されるよう協力体制の構築を行う。【事業者・行政】<再掲>

④-15 社会福祉施設等について、非常用自家発電機等の整備に努める。【事業者】<再掲>

(5) 情報通信（記号：㊟）

<行政における情報伝達体制の強化>

㊟-1 避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめ、防災アプリや防災情報メールなど多様な手段の活用を努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【行政】

㊟-2 情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、

情報伝達体制の整備等に努める。【**県民・行政**】

㊤-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、衛星通信、香川県防災行政無線、香川県防災情報システムやＬアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。また、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備にも努め、住民による情報伝達体制も確立する。【**県民・行政**】

㊤-4 島しょ部等において、災害により、道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生した際、救命、救助活動を円滑に実施するため、衛星通信技術の活用を図るとともに、衛星携帯電話など持ち運びが可能な通信機器を整備する。【**行政**】

＜事業者を含む情報伝達体制の整備＞

㊤-5 発災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、衛星通信技術など地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、衛星通信技術の導入促進、主要伝送路のループ構成など、情報伝達体制の冗長性の確保に努める。また、復旧要員及び復旧資機材等の確保を図るなど応急復旧体制を整備する。【**事業者・行政**】

㊤-6 発災時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。【**事業者**】

㊤-7 ラジオ放送局等において、ＦＭ補完中継局の整備など難聴・災害対策を推進するよう努める。【**事業者**】

（６）産業（記号：㊤）

＜業務継続体制の確保＞

㊤-1 商工会・商工会議所が県内企業のＢＣＰ策定の相談・指導窓口として機能するよう支援するとともに、ＢＣＰ策定セミナーの開催等を行い、大企業等を含む優れたＢＣＰを策定した企業を優良取組事業所として認定することで、他の事業者の早期のＢＣＰ策定を促進する。また、策定後は、緊急事態発生時に適切に運用されるよう、事業者自らが定期的に訓練を実施する。【**事業者・行政**】

㊤-2 事業者が、地域の具体的な被害想定情報を共有し、事業継続の取組みを行えるよう、ハザードマップ等の普及・啓発を促進する。【**事業者・行政**】

＜石油コンビナート等の防災対策＞

㊤-2 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域は、災害時に、四国のエネルギー拠点として重要な機能を果たすことになり、一方、発災時には、周辺の住民等の生命などに大きな影響を及ぼすおそれがあることから、各事業者において、ＢＣＰを策定するとともに、石油タンク等の耐震性の確保や当該施設の液状化等の状況に応じた対策など地震・津波対策を行うよう努める。【**事業者・行政**】＜再掲＞

- ④-3 石油コンビナート等防災計画を踏まえ、関係機関の一層の連携により防災体制の強化を図る。特に、地震時などによる危険物タンク等における火災等の危険性などについては、災害時の情報伝達を含めた避難計画の見直しなど、石油コンビナート等防災計画を適宜改定する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ④-4 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域周辺の事業者に対し、相互応援防災組織を組織するよう働きかけを行い、事業者間の連携を図るよう努める。【事業者・行政】＜再掲＞
- ④-5 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内の災害を想定し、事業所における研修等を通じて、自衛防災組織の充実・強化を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ④-6 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内の災害を想定し、自衛防災組織や防災機関が一体となった合同訓練を実施するとともに、石油コンビナート等防災計画に基づき、防災資機材の整備、情報連絡体制の整備など、災害時の防災体制の強化を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

＜サプライチェーンの途絶を防ぐ対策＞

- ⑤-3 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、緊急輸送道路等における道路施設の防災対策や港湾施設、海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】

(7) 交通・物流（記号：㊄）

＜物資の供給・輸送体制の強化＞

- ㊄-1 緊急輸送道路や港湾区域内等について、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】
- ㊄-2 物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、体制の構築を図る。【事業者・行政】
- ㊄-3 一次（広域）物資拠点であるサンメッセ香川が利用できない場合等に備え、一次（広域）物資拠点支援施設の拡充を図るなど災害対応力の強化を図る。【事業者・行政】
- ㊄-4 「プッシュ型支援」においては、市町の物資需要に関する情報収集を行い、必要とされる物資の予測が、また、「プル型支援」においては、被災者のニーズを的確に把握し、適切な量と品質の物資の確実な供給が、それぞれ必要となるため、こうした支援が円滑に行えるよう、体制整備を図る。【事業者・行政】
- ㊄-5 大規模な災害の発生に備え、高松港や坂出港など防災機能強化港について、迅速な航路啓開の体制を確立し、高松港を拠点とした緊急物資輸送や坂出港を拠点としたエネルギー輸送など、四国の防災拠点としての体制整備を図る。【行政】
- ㊄-6 港湾区域内の航路等について、漂流物等により船舶の運航に支障が生じないよう、国と連携するとともに、関係事業者や団体の協力も求め、速やかな障害物の除去等に努める。【事業者・行政】
- ㊄-7 大規模災害時に、緊急物資の輸送等の優先業務を継続させ、低下した物流機能ができる限り早期に回復できるようにするため、港湾BCPが策定された重要港湾を

対象に関係機関と連携した訓練を実施するなど、継続的に評価・改善を行っていく。

【行政】

㊤-13 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞

㊤-3 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、緊急輸送道路等における道路施設の防災対策や港湾施設、海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

＜道路ネットワークの強化＞

㊤-8 物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、高速道路株式会社等防災関係機関と連携した「四国8の字ネットワーク」の早期完成を促進するとともに、緊急輸送道路の指定などにより安定的な輸送を確保するほか、高松空港や高速道路のICなどの拠点間のアクセス性向上に向けた災害時ネットワークを確保するための道路施設の整備を積極的に推進する。【事業者・行政】

㊤-9 災害時に輸送ルート迂回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。【事業者・行政】

＜道路施設の防災対策＞

㊤-10 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するため長寿命化計画に基づく橋梁等の予防的な修繕及び計画的な架け替えや、法面崩壊・路面損傷等の発生が懸念される危険箇所の防災対策、電線共同溝等の整備による道路の耐震機能の強化等を推進する。さらに、主要道路の被災時における代替路となる複数ルートの整備を推進する。【行政】

㊤-11 道路施設の老朽化に伴う要緊急対応箇所の早期解消を図るため、AIやドローン等のデジタル技術をはじめとする新技術の活用により、道路施設の点検・補修の検討に係る省力化・効率化を図る。【行政】

㊤-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対応できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】＜再掲＞

㊤-8 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内の緊急輸送道路に指定されている県道等について、地震により緊急通行車両等の走行に支障が生じないように、道路下の地盤の状況などの把握に努めるとともに、必要な対策を実施する。【行政】＜再掲＞

＜鉄道施設の防災対策＞

㊤-12 地震による被害を軽減するため、橋梁、土構造物等の鉄道施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震発生後の早期の復旧を期するため、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。【事業者・行政】

㊤-13 線路の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するなど安全施設の整備を図る。【事業者】

＜港湾施設の防災対策＞

㊄-14 港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行う。【行政】

＜空港施設の防災対策＞

㊄-15 国の空港防災拠点計画において、四国で唯一「航空輸送上重要な空港」として位置付けられている高松空港は、四国の防災拠点として、大規模災害時の復旧、復興において重要な役割を担うことから、地震等による被害を最小限にとどめ、災害時においても空港機能を維持するため、各種基準等に基づき、施設・設備の耐震性の向上のほか、就航率改善などの機能強化に努める。また、災害発生時に迅速かつ的確な応急対策が行えるよう、BCP等に基づき、必要な資機材の整備・備蓄を行うとともに、救急救助等に従事する航空機や救援物資輸送機の運航を確保するため、デジタル技術の積極的な利活用も含め航空会社など関係機関との情報共有や応援協力体制の充実強化を図る。【事業者・行政】

＜新幹線の導入促進とフェリーの活用＞

㊄-16 四国の防災拠点としての機能を果たすため、災害に対する交通インフラの強靱化が図られる新幹線の導入を促進するほか、陸路が遮断された場合の代替輸送手段の確保に向け、事業者と連携し、船舶輸送体制の整備を図る。【事業者・行政】

＜島しょ部等における道路施設等の防災対策＞

㊄-17 島しょ部や孤立集落において、迅速な復旧活動や物資支援が行えるよう、道路施設の防災対策や、港湾施設・海岸堤防等の耐震補強の推進等必要な安全性を確保するとともに、障害物の除去等を円滑に実施するため、応急対策資機材の確保や関係機関との連携強化などに努める。【事業者・行政】

（８）農林水産（記号：㊄）

＜ため池の防災対策＞

㊄-1 決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池を対象に、市町が行う浸水想定区域図やハザードマップの作成支援や普及啓発を促進し、住民の避難体制を確立する。【県民・事業者・行政】

㊄-2 地震や台風・豪雨等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、計画的に老朽ため池の整備を行う。【事業者・行政】

㊄-3 台風・豪雨等による被害を未然に防止するため、劣化が進行した、ため池については、定期的な経過観察を行うとともに、ため池管理者に対して適正な管理についての指導・助言を実施する。【行政】

㊄-4 台風・豪雨等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。【行政】

＜農業施設の整備や農業・森林の有する多面的機能の発揮＞

- ⑤-5 農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、耕作放棄、鳥獣対策など農地の保全を図るとともに、農業者及び多様な人材の参画による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池の地域資源の適切な保全管理を推進し、田んぼダムの取組みや施設の補修・更新を通じて、地域防災力の強化を図る。【県民・事業者・行政】
- ⑤-6 農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、農道、水路、ため池の機能保全に向けた施設の適時適切な補修・更新による防災・減災対策や、これらの施設を活用した流域治水の取組みにより、農業・農村の強靱化を推進する。【事業者・行政】
- ⑤-7 津波・高潮等の発災後、優良な農地における農業生産活動が回復できるよう、罹災農地における塩分濃度を低下させるための指導を行うなど必要な塩害対策を促進する。【事業者・行政】

＜漁港施設の整備等＞

- ⑤-8 防波堤等の漁港施設の機能の保全を行うため、老朽化・利用状況に合わせた機能保全計画の見直しを適時行うとともに、計画に基づく整備に努める。【行政】
- ⑤-9 漁港管理者や漁協等に対してBCPガイドラインの普及を行い、水産物の一連の生産・流通過程に係る個別地域BCPの策定の促進を図る。【事業者・行政】

＜森林整備・保全対策＞

- ⑤-10 森林の整備に当たっては、山地災害防止等の各機能の高度発揮を図るため、機能に応じた望ましい森林の姿に向けて、地域に根差した植林も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【県民・行政】
- ⑤-11 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。【県民・行政】
- ⑤-12 山地災害のおそれがある箇所の調査・把握結果に基づき、間伐等の森林整備とこれに必要な路網整備、治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進するとともに、強靱で災害に強く、災害時においては代替路としての機能が確保できる林道の整備を推進する。【県民・行政】
- ⑤-13 自然公園等の防災対策として、土砂災害等による園路や防護柵等の損壊等に伴う公園利用者への被害の防止を図るため、利用施設の老朽化対策を推進する。【県民・行政】

(9) 県土保全（記号：①）

＜河川・海岸堤防等の整備＞

- ①-1 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性に配慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、護岸の定期点検や河川内の土砂堆積状況等の把握にドローンの活用を検討するなど効率的な維持管理に努め、施設の老朽化対策として、

長寿命化計画等に基づく整備を行う。【行政】

①-2 浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、河積の確保やダム建設等による整備を行うとともに、施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き、河川管理施設の維持管理を行うとともに更新等を進める。【行政】

①-3 河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生や自然環境に配慮する。【行政】

＜津波等からの円滑な避難を確保するための対策＞

①-4 津波等からの円滑な避難を確保するため、津波ハザードマップの活用などにより、早期避難について、住民への周知に努める。【県民・行政】

①-5 洪水・内水・高潮からの円滑な避難を確保するため、想定し得る最大規模の浸水想定等を行い、その結果を公表して、各種ハザードマップの作成を促進し、住民の避難体制を確立するとともに、排水機場や雨水貯留管等の排水施設の整備を行う。

【県民・行政】

①-6 浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所など迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知する。【県民・行政】

①-7 女性層に対する団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。【県民・行政】

①-8 津波への迅速な対応が可能になるよう、水門等の自動化や遠隔操作化の技術を活用した管理体制を整備する。【行政】

①-9 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難方法等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。【県民・行政】

①-10 ダムの異常洪水時防災操作に備え、ダムの下流河川の浸水想定図の活用等により、地域住民への周知を図る。【県民・行政】

①-11 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び、避難訓練の実施を促進する。【事業者・行政】

＜河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策＞

①-12 各河川の流域の特性等を考慮し、河川、ため池、農地、市街地、森林などにおいて流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水プロジェクト」を推進する。【行政】

＜土砂災害や山地災害への対応＞

①-13 地震や集中豪雨等による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を住民に周知し、住民の被害の防止に努める。特に、土砂災害警戒区域等については、広報活動等を行い、住民等への周知を徹底するとともに、土砂災害や山地災害のおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。【行政】

①-14 土石流や山地災害などの危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報

の伝達手段等をあらかじめ定めるなど土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。【**県民**・行政】

- ①-15 土砂災害から県民の生命や財産を守るため、砂防ダム の点検にドローンを活用し、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。

【**県民**・行政】

- ①-16 土石流を発生原因とした土砂災害警戒区域について、災害を未然に防止するため、優先度の高いところから砂防指定地に指定し、砂防工事を行う。【行政】

- ①-17 急傾斜地の崩壊を発生原因とした土砂災害警戒区域について、災害を未然に防止するため、優先度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地崩壊防止工事を行う。【行政】

- ①-18 地すべりを発生原因とした土砂災害警戒区域について、災害を未然に防止するため、優先度の高いところから地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を行う。【行政】

- ①-19 山地災害危険地区について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。【行政】

(10) 環境（記号：①）

<廃棄物処理対策>

- ①-1 有害物質の漏洩等により、有害物質が災害廃棄物に混入した場合、災害廃棄物の処理に支障が生じることから、有害物質に係る情報を事前に把握するよう努める。

【**事業者**・行政】

- ①-2 災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、廃棄物処理の実務経験者や専門的な技術に関する知識・経験を有する者をリストアップするとともに、研修会や計画に基づく訓練の実施などにより、人材の育成を図る。【行政】

- ①-3 廃棄物処理施設について、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮置場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。また、定期的に実施している災害廃棄物処理訓練について、所有者全員の同意取得が難しいため、公費解体が進まないことなどを踏まえ、実態に即した、より実践的な内容を盛り込む。【**事業者**・行政】

<津波等による漂流物の対策>

- ①-4 津波等により大量のごみや流木等が海に発生した場合に備え、情報を的確に把握し、迅速に対応ができるよう、新技術の積極的な利活用も含めた連携体制や回収・処理体制の整備を図る。【行政】

- ②-6 港湾区域内の航路等について、漂流物等により船舶の運航に支障が生じないように、国と連携するとともに、関係事業者や団体の協力も求め、速やかな障害物の除去等に努める。【**事業者**・行政】 <再掲>

＜有害物質の漏洩による環境汚染等の対策＞

- ㊦-5 有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、有害物質を取扱っている事業者において、有害物質の飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるなど体制整備を図る。【事業者・行政】

＜浄化槽に係る転換促進＞

- ㊦-6 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。【県民・行政】

(11) 土地利用（記号：㊦）

- ㊦-1 災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、同業者団体等と連携して地籍調査事業の実施を促進する。【県民・行政】
- ㊦-2 被災後に早期かつ的確に復興まちづくりに着手できるよう県が方向性を示し、勉強会や訓練の開催など、市町と連携して、復興まちづくりに向けた取組みを実施する。【県民・行政】

（横断的分野の推進方針）

（１）地域防災力の強化（記号：㊦）

- ㊦-1 「自らの命は自らが守る」という意識を徹底し、地域の災害リスクととるべき避難行動について理解を深めるよう、地域住民に対する防災知識の普及啓発、学校における防災教育の推進、大学や関係団体、県内外のボランティア等と連携した防災・危機管理に関するリーダーなどの人材育成等を通じて、自治会等の地域継続の前提となる地域住民のネットワーク力や地域防災力の強化を図る。また、AIやビッグデータなど進化し続けるデジタル技術に的確に対応し、防災に資する本県のデジタル化の推進を支える「デジタル人材の育成」を推進する。【県民・事業者・行政】
- ㊦-2 災害時にNP0等による被災者支援活動が効果的に行われるよう、災害中間支援組織の活用を図るため、定期的な研修等を通じて平時から県内外の多様な支援団体との連携を促進する。【県民・事業者・行政】
- ㊦-3 県独自の「女性地域防災リーダー」の認定制度を創設し、防災知識を持ち意欲のある女性を対象に、男女共同参画の視点を入れた座学や訓練を実施することで、災害時に即戦力となる人材を養成する。また、県や市町の女性職員を対象に、災害時に男女共同参画の視点を持ち活動するための防災人材育成研修や防災教育、避難所運営訓練などを実施し、避難所運営や被災者支援に活動できる人材を育成する。【県民・事業者・行政】
- ㊦-4 無形の民俗文化財の保護を通じてコミュニティの活力を保ち、顔の見える関係を構築することで共助意識の醸成を図るため、平時から文化財保護を通じた地域間交流や世代間交流を進める。【県民・行政】
- ㊦-10 津波避難対象地区において、重点的に自主防災組織の結成や活動促進に努める。【県民・行政】＜再掲＞
- ㊦-12 高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支

援者名簿を作成するとともに、消防機関や自主防災組織などに対し、名簿を提供するほか、要支援者毎の個別避難計画を策定するなど避難を支援する体制の整備を促進する。【**県民**・**事業者**・行政】＜再掲＞

㊦-22 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【**県民**・**事業者**・行政】＜再掲＞

㊦-23 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上及び防災関係機関等との連携を図るため、市町や消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【**県民**・**事業者**・行政】＜再掲＞

㊦-43 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【**県民**】＜再掲＞

㊦-44 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で男女を問わず多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や、防災士の養成及び自主防災組織のリーダーの研修に努める。【**県民**・**事業者**・行政】＜再掲＞

㊦-45 地域の災害対応力を向上させるため、防災関係機関との連携のもと、県民等の自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進する。【**県民**・**事業者**・行政】＜再掲＞

㊦-7 女性層に対する団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。【**県民**・行政】＜再掲＞

㊦-15 土砂災害から県民の生命や財産を守るため、砂防ダムの点検にドローンを活用し、斜面や溪流など危険箇所(point)の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。【**県民**・行政】＜再掲＞

(2) 老朽化対策（記号：㊦）

㊦-1 都市公園施設について、公園利用者の安全性の確保や発災時の避難地等としての役割を担うため、耐震化を行うほか、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行う。【行政】

㊦-29 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、水道事業者において策定された上下水道耐震化計画（上水道）の着実な実施を推進する。【**事業者**・行政】＜再掲＞

㊦-30 持続可能な下水道事業の実施を図るため、策定したストックマネジメント計画に基づき、適切な施設管理に努める。また、農業集落排水施設の老朽化や耐震化に対応するため、機能診断調査等を行うとともに、調査結果に基づき計画の策定等の支援を行い、施設の機能を維持・推進する。【行政】＜再掲＞

㊦-10 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、長寿命化計画に基づく橋梁等の予防的な修繕や計画的な架け替えを実施する。【行政】＜再掲＞

㊦-14 港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を行うため、施設の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行う。【行政】＜再掲＞

- ⑥-2 地震や台風・豪雨等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、計画的に老朽ため池の整備を行う。【**県民**・**事業者**・行政】＜再掲＞
- ⑥-6 農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、農道、水路、ため池の機能保全に向けた施設の適時適切な補修・更新による防災・減災対策や、これらの施設を活用した流域治水の取組みにより、農業・農村の強靱化を推進する。【**行政**】＜再掲＞
- ⑥-8 防波堤等の漁港施設の機能の保全を行うため、老朽化・利用状況に合わせた機能保全計画の見直しを随時行うとともに、計画に基づく整備を行うよう努める。【**行政**】＜再掲＞
- ①-1 河川や海岸堤防等について、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画等に基づく整備を行う。【**行政**】＜再掲＞
- ①-6 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。【**県民**・行政】＜再掲＞

（３）新技術対策（記号：㊸）

- ㊸-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【**事業者**・行政】
- ㊸-2 大規模災害時等における、発災前のリスク低減、災害発生時の早期避難の実現、迅速な復旧・復興等に向け、ＡＩやビッグデータなど進化し続けるデジタル技術を積極的に利活用していく仕組みの構築に努める。【**事業者**・行政】

（４）広域連携（記号：㊹）

- ㊹-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関する相互応援の協定を締結するなど、平時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生に備え、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、相互応援の協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【**事業者**・行政】＜再掲＞
- ㊹-8 大規模な災害等に備え、他の都道府県との間で、広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【**行政**】＜再掲＞
- ㊹-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、他の四国３県、中国地方の各県、即時応援県等と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【**事業者**・行政】＜再掲＞
- ㊹-20 災害警備部隊について、実践的な訓練を通じて、広域的な派遣体制及び緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。【**行政**】＜再掲＞
- ㊹-22 県内外の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【**行政**】＜再掲＞
- ㊹-25 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊と調整するなど体制を整備する。【**行政**】＜再掲＞

⑥-29 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。【事業者・行政】＜再掲＞

㉔-1 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【事業者・行政】＜再掲＞

㉔-2 大規模な災害の発生に備え、四国の医療活動の拠点としての機能も果たせるよう、広域医療搬送訓練や広域の災害派遣医療チーム（DMA T）実動訓練の実施などにより、広域的医療体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㉔-16 感染症等の発生・まん延を防ぐため、県内において、対応が困難な場合は、国による技術的援助又は近隣府県等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㉔-5 大規模な災害の発生に備え、高松港や坂出港など防災機能強化港について、迅速な航路啓開の体制を確立し、高松港を拠点とした緊急物資輸送や、坂出港を拠点としたエネルギー輸送など、四国の防災拠点としての体制整備を図る。【行政】＜再掲＞

㉔-15 国の空港防災拠点計画において、四国で唯一「航空輸送上重要な空港」として位置付けられている高松空港は、四国の防災拠点として、大規模災害時の復旧、復興において重要な役割を担うことから、地震等による被害を最小限にとどめ、災害時においても空港機能を維持するため、各種基準等に基づき、施設・設備の耐震性の向上のほか、就航率改善などの機能強化に努める。また、災害発生時に迅速かつ的確な応急対策が行えるよう、BCP等に基づき、必要な資機材の整備・備蓄を行うとともに、救急救助等に従事する航空機や救援物資輸送機の運航を確保するため、デジタル技術の積極的な利活用も含め航空会社など関係機関との情報共有や応援協力体制の充実強化を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

3 本県の特徴的な施策

（１）四国の防災拠点としての機能の確保

㉔-1 発災時において応急対策活動の拠点となる県庁本館及び東館をはじめとする県有施設等を防災上重要な建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】＜再掲＞

㉔-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを策定するとともに、毎年度見直しを図る。【行政】＜再掲＞

㉔-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㉔-6 南海トラフ地震等に備え、四国内の被災状況や他県からの支援状況など事前に体制等の情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、高松サポート合同庁舎の災害関係官署と連携

して、四国の防災拠点としての体制整備を図る。【行政】＜再掲＞

㊤-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関する相互応援の協定を締結するなど、平時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生に備え、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、相互応援の協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊤-8 大規模な災害等に備え、他の都道府県との間で、広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

㊤-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、他の四国3県、中国地方の各県、即時応援県等と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊤-16 災害時に地域の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。【行政】＜再掲＞

㊤-19 大規模な災害の発生に備え、四国における進出・活動拠点の選定を行うとともに、緊急消防援助隊などとの広域の合同訓練を実施し、四国の防災拠点として、救助・救急体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

㊤-20 災害警備部隊について、実践的な訓練を通じて、広域的な派遣体制及び緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

㊤-22 県内外の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【行政】＜再掲＞

㊤-31 発災時においても電力供給を確保するため、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備、送電設備など各設備毎の耐震化対策や制御システムのセキュリティ確保のための評価認証制度の活用を図るとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備も図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧用資機材等の確保を図る。【事業者】＜再掲＞

㊤-32 発災時においても適正にガスを供給し、または遮断するため、設備の耐震性の強化充実を図る。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備える。【事業者】＜再掲＞

㊤-1 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【事業者・行政】＜再掲＞

㊤-2 大規模な災害の発生に備え、四国の医療活動の拠点としての機能も果たせるよう、広域医療搬送訓練や広域の災害派遣医療チーム（DMAT）実動訓練の実施などにより、広域的医療体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊤-12 災害拠点病院について、施設、設備の充実にも努めるとともに、食料、飲料水、医薬品及び非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。また、医療機関における燃料等が優先的に配分されるよう協力体制の構築を行う。【事業者・行政】＜再掲＞

- ㉔-16 情報収集を迅速かつ的確に行い、感染症等の発生・まん延を防ぐため、必要に応じ、予防接種を行う体制や病原体に汚染された場所の消毒、昆虫等の駆除などの体制を整備するとともに、早期治療を行うことができるよう、医療提供体制を整備する。なお、県内において、対応が困難な場合は、国による技術的援助又は近隣府県等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㉔-2 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域は、災害時に、四国のエネルギー拠点として重要な機能を果たすことになり、一方、発災時には、周辺の住民等の生命などに大きな影響を及ぼすおそれがあることから、各事業者において、BCPを策定するとともに、石油タンク等の耐震性の確保や当該施設の液状化等の状況に応じた対策など地震・津波対策を行うよう努める。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㉔-3 一次（広域）物資拠点であるサンメッセ香川が利用できない場合等に備え、一次（広域）物資拠点支援施設の拡充を図るなど災害対応力の強化を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㉔-5 大規模な災害の発生に備え、高松港や坂出港など防災機能強化港について、迅速な航路啓開の体制を確立し、高松港を拠点とした緊急物資輸送や坂出港を拠点としたエネルギー輸送など、四国の防災拠点としての体制整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ㉔-7 大規模災害時に、緊急物資の輸送等の優先業務を継続させ、低下した物流機能ができる限り早期に回復できるようにするため、港湾BCPが策定された重要港湾を対象に関係機関と連携した訓練を実施するなど、継続的に評価・改善を行っていく。【行政】＜再掲＞
- ㉔-8 物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、高速道路株式会社等防災関係機関と連携した「四国8の字ネットワーク」の早期完成を促進するとともに、緊急輸送道路の指定などにより安定的な輸送を確保するほか、高松空港や高速道路のICなどの拠点間のアクセス性向上に向けた災害時ネットワークを確保するための道路施設の整備を積極的に推進する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㉔-15 国の空港防災拠点計画において、四国で唯一「航空輸送上重要な空港」として位置付けられている高松空港は、四国の防災拠点として、大規模災害時の復旧、復興において重要な機能を果たすことから、地震等による被害を最小限にとどめ、災害時においても空港機能を維持するため、各種基準等に基づき、施設・設備の耐震性の向上のほか、就航率改善などの機能強化に努める。また、災害発生時に迅速かつ的確な応急対策が行えるよう、BCP等に基づき、必要な資機材の整備・備蓄を行うとともに、救急救助等に従事する航空機や救援物資輸送機の運航を確保するため、デジタル技術の積極的な利活用も含め航空会社など関係機関との情報共有や応援協力体制の充実強化を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㉔-16 四国の防災拠点としての機能を果たすため、災害に対する交通インフラの強靱化が図られる新幹線の導入を促進するほか、陸路が遮断された場合の代替輸送手段の確保に向け、事業者と連携し、船舶輸送体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

（２）全国一高密度に分布するため池の防災・減災対策

- ㉕-1 決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれのある

防災重点農業用ため池を対象に、市町が行う浸水想定区域図やハザードマップの作成支援や普及啓発を促進し、住民の避難体制を確立する。【**県民**・**事業者**・行政】＜再掲＞

⑩-2 地震や台風・豪雨等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、計画的に老朽ため池の整備を行う。【**事業者**・行政】＜再掲＞

⑩-3 台風・豪雨等による被害を未然に防止するため、劣化が進行した、ため池については、定期的な経過観察を行うとともに、ため池管理者に対して適正な管理についての指導・助言を実施する。【行政】＜再掲＞

⑩-4 台風・豪雨等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。【**事業者**・行政】＜再掲＞

（３）島しょ部等における大規模災害対策

㊤-11 自立的な避難行動が行えるよう、消防団や自主防災組織等の活性化、避難施設、備蓄倉庫、通信設備の整備を行うとともに、本土と連携し、島内の災害状況等の把握を行う体制や負傷者等の本土への緊急避難を含めた救助救援体制の整備を図るなど、島しょ部における防災機能や共助体制の強化を図る。【**県民**・**事業者**・行政】＜再掲＞

㊤-26 島しょ部等において、ヘリコプターの臨時発着場の設定や自衛隊等との部隊輸送等に関する連携などの実施により、災害時の情報収集、救出・救助、人員・物資輸送等を円滑に行うよう努める。【行政】＜再掲＞

⑥-36 食料や飲料水等について、島しょ部等の孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【**事業者**・行政】＜再掲＞

㊤-10 災害の発生に備え、島しょ部等においては、地域的な偏在等により医師が不足していることから、医師の養成・確保を推進するとともに、患者搬送手段として、災害拠点病院のヘリポートの整備、かがわ医療情報ネットワーク（K-MIX R）の積極的な活用など医療体制の充実を図る。【**事業者**・行政】＜再掲＞

㊤-11 ドクターヘリについて、防災ヘリとの効率的な運用を図る。【行政】＜再掲＞

㊤-4 島しょ部等において、災害により、道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生した際、救命、救助活動を円滑に実施するため、衛星通信技術の活用を図るとともに衛星携帯電話など持ち運びが可能な通信機器を整備する。【行政】＜再掲＞

㊤-17 島しょ部や孤立集落において、迅速な復旧活動や物資支援が行えるよう、道路施設の防災対策や、港湾施設・海岸堤防等の耐震補強の推進等必要な安全性を確保するとともに、障害物の除去等を円滑に実施するため、応急対策資機材の確保や関係機関との連携強化などに努める。【**事業者**・行政】＜再掲＞

4 見直しのポイント

（１）能登半島地震の課題及び新たな被害想定に伴う見直し

①避難所の生活環境改善

- ・災害時等応急用井戸登録制度 を活用した、代用水源としての井戸の確保
- ・災害時トイレの備蓄増強、使用方法の普及啓発

②資機材等の追加確保

- ・給水タンク等の応急給水対応資機材の整備
- ・被害想定の見直しによる避難者数増を前提とした、医薬品や簡易ベッド等の資材の追加確保

③災害時における福祉支援体制の充実

- ・要配慮者のための福祉避難所の指定促進
- ・災害派遣福祉チーム（DWA T）員の養成や、派遣等に向けた体制整備

（２）デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

- ・香川県防災情報システムと、国の新総合防災情報システム（S O B O－W E B）との連携等による一元的な情報収集
- ・避難所の良好な生活環境を確保するための、デジタル技術を活用したデータ共有
- ・A I を活用した道路補修の促進
- ・砂防ダムの点検におけるドローンの活用、河川護岸の点検や河川内の土砂堆積状況等の把握におけるドローンの活用検討
- ・水門の自動化、遠隔操作化技術の活用

（３）地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）

- ・自然公園等の利用者への被害防止を図るため、施設の老朽化対策を推進
- ・無形民俗文化財の保護を通じた共助意識の醸成、地域間交流や世代間交流の促進
- ・災害中間支援組織を活用した、円滑な避難所運営支援体制の拡充
- ・発災時の避難地等としての役割を担う都市公園施設の耐震化や、長寿命化計画に基づく施設の整備

（４）関係法令の改正に伴う見直し

- ・盛土等の分布把握やマップの作成、山間部における無許可盛土工事のドローン監視及び市町が実施する安全性把握等に対する技術的支援の実施

（５）その他、県独自の取組み

- ・避難所としての機能向上を図るため、県立学校の体育館等に空調設備を整備
- ・医師会の災害派遣チーム（J M A T）との被災地情報の共有
- ・県立特別支援学校における、医療的ケア機器に必要な蓄電池等の整備
- ・男女共同参画の視点を踏まえた研修や訓練による、女性即戦力人材の養成

5 その他

消防防災施設や警察施設の整備、道路や港湾などの公共施設等の整備、学校施設や社会福祉施設の耐震化、農林水産関係施設の整備などについて、総合計画や地域防災計画などの定めるところにより、その充実・強化を図る。

VI 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進

計画の推進は、庁内において総合的・横断的に実施することが望ましく、一つの所管課等の中で実施することは難しい。このため、本県庁内に設置している「国土強靱化地域計画推進本部」を中心とした全庁横断的な体制のもと、県民、事業者、市町、他県や国等と連携しながら、計画を推進していく。

また、施策を推進するための資源は限られることから、効率的・効果的に地域強靱化を進めるため、本県が直面するリスクを踏まえ、「人命の保護」を最優先として、5つの基本目標に対する効果や効率性、計画に盛り込むべき本県の特徴、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、また国の基本計画との一体性等を考慮し、12の重点化すべきプログラムを選定した。12の重点化プログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」を次表のとおり示す。

さらに、四国の防災拠点としての機能を確保するため、12の重点化プログラムを有機的に連携し、計画の推進を図る。

重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態

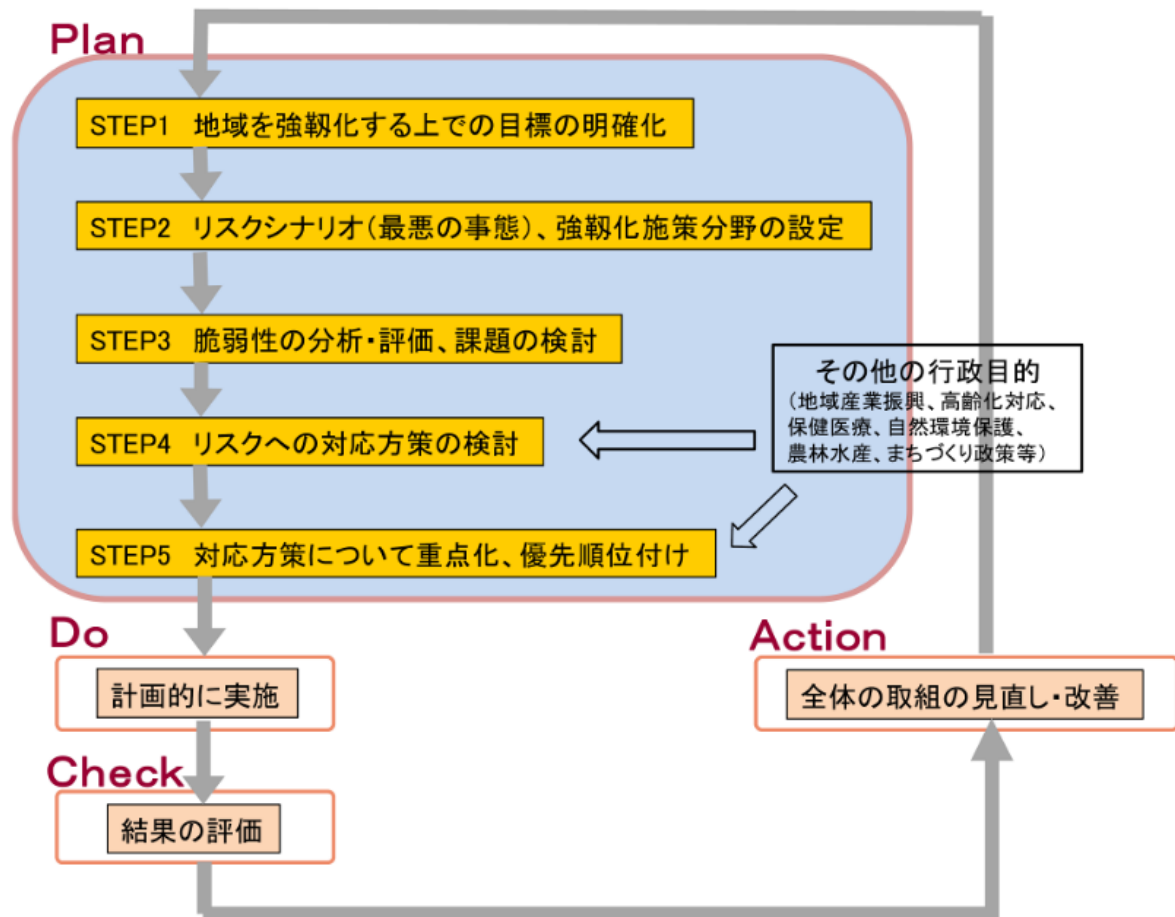
基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
① 県民の生命を守る	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生
② 県と地域社会の重要な機能を維持する	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
③ 県民の財産と公共施設の被害を最小化する		2-2 長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生
		2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-5 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺
④ 迅速な復旧・復興を行う	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-2 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
⑤ 四国の防災拠点としての機能を果たす	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、社会経済活動への甚大な影響
	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-5 幹線道路や鉄道が分断するなど、基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	7 四国の防災拠点としての機能を確保する	高松空港の被災により、四国における航空輸送上の機能が果たせなくなる事態（5-5） 被災により、県や市町の行政機能が著しく低下し、四国の防災拠点としての役割が果たせなくなる事態（3-2）

2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

本計画を着実に推進するにあたり、重点化プログラムを構成する個別施策のうち、重要な施策の進捗を管理するために、次ページに示すとおりKPIを特に設定することとし、実施に係る問題点、国土強靱化基本計画の修正内容等を踏まえつつ、P1a

n（施策の再重点化・見直し、他の関連計画の修正）、D o（施策の計画的な実施）、C h e c k（進捗状況等の把握、結果の評価）、A c t i o n（全体の取組みの見直し・改善）で構成されるP D C Aサイクルによる点検、見直しを行っていくこととする。また、その他の施策についても、関連事業の実施状況等を把握する中で同様にP D C Aサイクルによる点検・見直しを行っていくこととする。

なお、P D C Aサイクルを効率的にフィードバックさせるためには、施策の進捗状況を可能な限り定量的に把握し、重点化した施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じてこれを継続的に見直すこととする。



重点化プログラムの重要業績評価指標（KPI）（案）

重点化プログラムにより回避すべき 起きてはならない最悪の事態	重要業績評価指標(KPI)
1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不 特定多数が集まる施設等の複合的・大 規模倒壊による多数の死傷者の発生	○民間住宅耐震対策支援事業による耐震診断・耐震改修の戸数 耐震診断 4,264戸（R7）→ 6,058戸（R12） 耐震改修 1,754戸（R7）→ 2,403戸（R12）
1-3 広域にわたる大規模津波による多 数の死傷者の発生	○地震・津波対策海岸堤防等整備事業のⅡ期計画に対する整備率 13.3%（R7）→60%（R12） ○自主防災組織活動カバー率 97.5%（R7）→ 100%（R12） ○NPO法人日本防災士機構が認定する防災士数 4,859人（R7）→ 6,400人（R12） ○防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード数及び防災情報メールの登録件数 92,834件（R7）→ 150,000件（R12）
1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に 伴う長期的な市街地等の浸水による多 数の死傷者の発生（ため池の損壊によ るものや、防災インフラの損壊・機能不 全等による洪水・高潮等に対する脆弱 な防災能力の長化に伴うものを含む）	○河川整備計画に基づき河川整備を行っている県管理河川の整備率 64.8%（R7）→ 72.2%（R12） ○防災重点農業用ため池の防災対策箇所数 75箇所（R7）→ 377箇所（R12）
1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土 砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）、 ため池の決壊等による多数の死傷者の 発生	○土石流や急傾斜地の崩壊等による災害から保全される人家戸数 17,068戸（R7）→ 17,819 戸（R12） ○周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落数 1,056集落（R7）→ 1,071集落（R12）
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃 料等、生命に関わる物資・エネルギー 供給の停止	○避難所等の重要施設に接続する水道管路（配水管）の耐震化率 下水道処理区域内 28.5%（R5）→ 33.3%（R11） 下水道処理区域外 20.5%（R5）→ 23.1%（R11） ※「上下水道耐震化計画（上水道）」がR11までの計画のため、R12以降は次期改定時に見直し予定
2-2 長期にわたる離島の孤立や孤立 集落の発生	○飛行場外離着陸場を有する離島（有人島）のカバー率 50%（R7）→ 54.2%（R12） ○かがわ医療情報ネットワーク「K-MIX R」で中核病院等が新たに情報連携した患者数〔累計〕 20,052人（R7）→ 40,000人（R12）
2-3 警察、消防等の被災等による救 助・救急活動の絶対的不足	○緊急消防援助隊数 65隊（R7）→ 71隊（R12）
2-5 医療施設等及び関係者の絶対的 不足・被災、支援ルートの途絶、エネ ルギー供給の途絶による医療機能等の麻 痺	○公的医療機関の耐震化率 95.5%（R7）→ 100%（R12） ○香川DMAT隊員の延べ養成数 199人（R7）→ 314人（R12） ○DMAT連絡会、四国DMAT実働訓練等の毎年実施 年1回実施（R7）→ 年1回実施（R12） ○災害拠点病院における3日分程度の水・食料の備蓄維持 年1回確認（R7）→ 年1回確認（R12）
3-2 自治体職員・施設等の被災による 機能の大幅な低下	○災害時連絡員派遣訓練 年1回実施（R7）→ 年1回実施（R12）
4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、 社会経済活動への甚大な影響	○基幹水路保全対策延長（累計） 156km（R7）→ 181km（R12） ○防災重点農業用ため池の防災対策箇所数 75箇所（R7）→ 377箇所（R12）＜再掲＞ ○農業者や地域住民などの協働による、ため池や水路等の農地保全管理実施面積 15,521ha（R7）→ 16,000ha（R12）
5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信イ ンフラの障害により、インターネット・ SNS など、災害時に活用する情報サー ビスが機能停止し、情報の収集・伝達 ができず避難行動や救助・支援が遅れ る事態	○停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 89基（R7）→ 99基（R12） ○ホテル旅館生活衛生同業組合を通じた、観光客避難誘導の周知会開催 年1回実施（R7）→ 年1回実施（R12） ○防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード数及び防災情報メールの登録件数 92,834件（R7）→ 150,000件（R12）＜再掲＞
5-5 幹線道路や鉄道が分断するなど、 基幹的陸上海上航空交通ネットワーク の機能停止による物流・人流への甚大 な影響	○新幹線実現に向けた取組み（シンポジウムの開催等） 毎年実施（R7）→ 毎年実施（R12） ○港湾BCPが策定された重要港湾を対象に関係機関と連携した訓練を実施 年1回実施（R7）→ 年1回実施（R12）

3 施策分野ごとの推進方針に基づく取組み又は事業の整理

本計画の施策分野ごとの推進方針に基づき、国土強靱化関連補助金・交付金を活用して実施する取組み又は事業については、別途、付表により整理する。

4 計画の不断の見直し

本計画においては、地域の強靱化の推進に関して、中長期的かつ広域的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、今後の地域の強靱化を取り巻く社会経済情勢、科学的知見等の変化などを勘案し、必要に応じて全庁横断的に見直しの検討を行うものとする。

特に、本県は、大規模災害時、四国の防災拠点としての機能を果たす必要があることから、今後、本計画の見直しを行う際には、県内のみならず、四国の他県との積極的な連携を図り、四国全体における広域的なリスク事象を視野に入れ、情勢の変化を考慮し、見直しを行う必要がある。

さらに、本計画は国土強靱化基本計画との調和が必要であり、本計画の中で国の施策等の位置づけを検討する場合も想定されることから、国と十分に連携・協力しながら、本計画の策定・見直しを行うものとする。

5 本計画と方向性を同じくするSDGsのゴール

本計画の推進方針等を踏まえると、本計画は、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「6 安全な水とトイレを世界中に」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」、「15 陸の豊かさを守ろう」及び「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」の理念と方向性が同じである。



※推進方針ごとに付した番号は、下記に示す本文中の施策分野ごとの各推進方針との対応を明らかにするため、記載している。

（個別施策分野）

④行政機能／警察・消防等、⑤住宅・都市、⑥保健医療・福祉、⑦エネルギー、

⑧情報通信、⑨産業、⑩交通・物流、⑪農林水産、⑫県土保全、⑬環境、⑭土地利用

（横断的分野）

⑮地域防災力の強化、⑯老朽化対策、⑰新技術対策、⑱広域連携

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1：大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

②-1 発災時において応急対策活動の拠点となる県庁本館及び東館をはじめとする県有施設等を防災上重要な建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】

②-6 南海トラフ地震等に備え、四国内の被災状況や他県からの支援状況など事前に体制等の情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、高松サポート合同庁舎の災害関係官署と連携して、四国の防災拠点としての体制整備を図る。【行政】

②-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関する相互応援の協定を締結するなど、平時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生に備え、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、相互応援の協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】

②-8 大規模な災害等に備え、他の都道府県との間で、広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】

②-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国3県、中国地方の各県、即時応援県等と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】

②-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】

③-1 学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等においては、非構造部材の落下防止対策や防災機能強化等を推進する。【事業者・行政】

③-2 多数の利用者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者・行政】

③-3 住宅をはじめとした民間建築物について、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。また、発災時に未就学児はとっさに自分の身を守る行動を起こしにくいことから、家庭や幼稚園等の教育・保育施設における家具類の転倒防止対策の促進を図るほか、万が一の被災に備え、被災者の住宅再建にとって有効な手段である地震保険の普及促進に努める。【県民・事業者・行政】

③-4 ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の利用者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。【事業者・行政】

㊦-5 学校、病院その他多数の者を収容する施設や福祉施設の特性や地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。

【事業者・行政】

㊦-39 避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。特に、主要駅や港湾のターミナル等の周辺の地域では、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、一時的に滞在できる施設の確保の検討を行う。【事業者・行政】

㊦-45 地域の災害対応力を向上させるため、防災関係機関との連携のもと、県民等の自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進する。【県民・事業者・行政】

㊦-46 国において、今後、南海トラフ地震等における長周期地震動に対する超高層建築物等の設計基準等について、建築基準法に基づく所要の基準改正が行われた場合には、改正基準に基づき、超高層建築物等の建築計画について適切に指導を行う。【事業者・行政】

㊦-47 地震や豪雨に伴う土砂災害等による住宅等の倒壊を防止するため、盛土等の分布把握やマップを作成した上で、速やかに公表し、安全性把握の調査・確認を行う。特に、山間部における無許可盛土工事についてはドローンを使用した監視を行う。また、大規模盛土造成地において市町が実施している安全性の把握・対策（経過観察を含む）が円滑に進むよう、技術的支援等を行う。【事業者・行政】

㊦-10 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、長寿命化計画に基づく橋梁等の予防的な修繕及び計画的な架け替えや、法面崩壊・路面損傷等の発生が懸念される危険箇所の防災対策、電線共同溝等の整備による道路の耐震機能の強化等を推進する。さらに、主要道路の被災時における代替路となる複数ルートの整備を推進する。【行政】

㊦-1 都市公園施設について、公園利用者の安全性の確保や発災時の避難地等としての役割を担うため、耐震化に努めるほか、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行う。【行政】

㊦-1 交通施設等について、耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【行政】

1-2：地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

㊦-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。【行政】

㊦-16 災害時に地域の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。【行政】

㊦-17 消防（局）本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等については耐災害性の強化のほか、小豆島の一部を除き、県下のほぼ全域が受信可能エリアとなったヘリコプターテレビシステムの活用、衛星通信やドローンなどの新技術活用等を図る。【行政】

㊦-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】＜再掲＞

㊦-21 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。【事業者・行政】

㊦-22 県内外の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【行政】

- ㊤-23 同時多発、交通障害及び水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制及び消防職員・団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。【行政】
- ㊤-24 女性の入団促進を含めた団員の確保対策などにより、消防団の活性化を図る。【県民・事業者・行政】
- ㊤-4 ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の利用者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-5 学校、病院その他多数の者を収容する施設や福祉施設の特性や地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-22 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【県民・事業者・行政】
- ㊤-23 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上及び防災関係機関等との連携を図るため、市町や消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【県民・事業者・行政】
- ㊤-24 市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行うとともに、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。【県民・行政】
- ㊤-25 街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】
- ㊤-26 住宅用火災警報器の設置を促進し、火災の早期発見や逃げ遅れの防止に努めるほか、感震ブレーカーの設置推進のための啓発を行うとともに、電力事業者と連携し、通電再開前の広報や漏電の確認を行うなどにより、通電火災の防止に努める。【県民・事業者・行政】
- ㊤-29 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、水道事業者において策定された上下水道震化計画（上水道）の着実な実施を推進するとともに、給水タンク等の応急給水対応資機材・ＢＣＰに基づく応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。【事業者・行政】
- ㊤-43 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【県民】
- ㊤-44 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で男女を問わず多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や、防災士の養成及び自主防災組織のリーダーの研修に努める。【県民・事業者・行政】
- ㊤-45 地域の災害対応力を向上させるため、防災関係機関等との連携のもと、県民等の自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進する。【県民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

1-3: 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- ㊤-6 南海トラフ地震等に備え、四国内の被災状況や他県からの支援状況など事前に体制等の情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、高松サポート合同庁舎の災害関係官署と連携して、四国の防災拠点としての体制整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊤-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関する相互応援の協定を締結するなど、平時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生に備え、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、相互応援の協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-8 大規模な災害等に備え、他の都道府県との間で、広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊤-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、他の四国3県、中国地方の各県、即時応援県等と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-11 自立的な避難行動が行えるよう、消防団や自主防災組織等の活性化、避難施設、備蓄倉庫、通信設備の整備を行うとともに、本土と連携し、島内の災害状況等の把握を行う体制や負傷者等の本土への緊急避難を含めた救助救援体制の整備を図るなど、島しょ部における防災機能や共助体制の強化を図る。【県民・事業者・行政】
- ㊤-14 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、四国の防災拠点としての機能を果たす観点から、被害の迅速な回復を図る「災害レジリエンス（縮災）」の理念を基本とし、国、県、市町など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、災害発生時の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【県民・事業者・行政】
- ㊤-3 住宅をはじめとした民間建築物について、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用などを通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、重点的な耐震化の促進に努める。また、発災時に未就学児はとっさに自分の身を守る行動を起こしにくいことから、家庭や幼稚園等の教育・保育施設における家具類の転倒防止対策の促進を図るほか、万が一の被災に備え、被災者の住宅再建にとって有効な手段である地震保険の普及に努める。【県民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-8 津波避難対象地区について、県の作成した基本的な基準に基づき、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体と連携しながら、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し、住民にあらかじめ十分周知する。【県民・事業者・行政】
- ㊤-9 地震発生時に適切な避難を行えるよう、津波警報等の内容も踏まえ、避難指示等を行う具体的な基準、伝達内容、伝達方法、誘導方法及び避難所の管理運営方法を策定しておく。【行政】
- ㊤-10 津波避難対象地区において、重点的に自主防災組織の結成や活動促進に努める。【県民・行政】
- ㊤-11 指定された避難対象地区の住民や学校、社会福祉施設等において、避難場所・避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平時から確認しておくなど、津波が襲来した場合の体制整備を図る。【県民・事業者・行政】
- ㊤-13 住民が徒歩や自転車で確実に避難できるよう、全県的な道路整備に努めるとともに、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複

数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。【県民・行政】

⑩-15 指定避難場所の収容人数や災害リスクごと等を考慮し、近隣市町との連携による広域避難を検討する。【行政】

⑩-18 「南海トラフ地震臨時情報」に関する周知啓発を行うとともに、防災対応の計画策定を促進する【事業者・行政】

⑩-45 地域の災害対応力を向上させるため、防災関係機関との連携のもと、県民等の自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進する。【県民・事業者・行政】＜再掲＞

⑩-7 危険物等関係施設の安全性を確保するため、事業所における自衛消防組織等の設置や自主点検の実施などを図るため指導を行うとともに、事業者等に対し、講習会、研修会を実施し、危険物等に関する知識の向上を図る。【事業者・行政】

⑩-1 避難に関する情報の伝達方法については、防災行政無線をはじめ、防災アプリや防災情報メールなど多様な手段の活用にも努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【行政】

⑩-2 情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。【県民・行政】

⑩-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、衛星通信、香川県防災行政無線、香川県防災情報システムやＬアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を行うとともに、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。さらに、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備に努め、住民による情報伝達体制も確立する。【県民・行政】

⑩-1 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性に配慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、護岸の定期点検や河川内の土砂堆積状況等の把握にドローンの活用を検討するなど効率的な維持管理に努め、施設の老朽化対策として、長寿命化計画等に基づく整備を行う。【行政】

⑩-3 河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生や自然環境に配慮する。【行政】

⑩-4 津波等からの円滑な避難を確保するため、津波ハザードマップの活用などにより、早期避難について、住民への周知に努める。【県民・行政】

⑩-8 津波への迅速な対応が可能になるよう、水門等の自動化や遠隔操作化の技術を活用した管理体制を整備する。【行政】

⑩-9 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難方法等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。【県民・行政】

⑩-2 大規模災害時等における、発災前のリスク低減、災害発生時の早期避難の実現、迅速な復旧・復興等に向け、ＡＩやビッグデータなど進化し続けるデジタル技術を積極的に利活用していく仕組みの構築に努める。【事業者・行政】

1-4:突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

⑩-13 復旧作業の長期化や作業人員の不足に備え、あらかじめ民間事業者等との間で協定を締結しておくとともに、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPに基づいた訓練の実施を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】

⑩-14 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、四国の防災拠点としての機能を果たす観点から、被害の迅速な回復を図る「災害レジリエンス(縮災)」の理念を基本とし、国、県、市町など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、災害発生時の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【県民・事業者・行政】<再掲>

⑩-1 決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池を対象に、市町が行う浸水想定区域図やハザードマップの作成支援や普及啓発を促進し、住民の避難体制を確立する。【県民・事業者・行政】

⑩-2 地震や台風・豪雨等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、計画的に老朽ため池の整備を行う。【事業者・行政】

⑩-3 台風・豪雨等による被害を未然に防止するため、劣化が進行した、ため池については、定期的な経過観察を行うとともに、ため池管理者に対して適正な管理についての指導・助言を実施する。【行政】

⑩-4 台風・豪雨等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。【行政】

⑩-12 山地災害のおそれがある箇所の調査・把握結果に基づき、間伐等の森林整備とこれに必要な路網整備、治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進するとともに、強靱で災害に強く、災害時には代替路としての機能が確保できる林道の整備を推進する。【県民・行政】

⑩-15 指定避難場所の収容人数や災害リスク等を考慮し、近隣市町との連携による広域避難を検討するなど、避難体制の強化を図るとともに、防災アプリ等の活用により、避難所収容者数情報等について、県民に対し適時適切な情報提供を行う。【行政】<再掲>

①-1 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性に配慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、護岸の定期点検や河川内の土砂堆積状況等の把握にドローンの活用を検討するなど効率的な維持管理に努め、施設の老朽化対策として、長寿命化計画等に基づく整備を行う。【行政】<再掲>

①-2 浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、河積の確保やダムの建設等による整備を行うとともに、施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き維持管理・更新等を進める。【行政】

①-5 洪水・内水・高潮からの円滑な避難を確保するため、想定し得る最大規模の浸水想定等を行い公表して、各種ハザードマップの作成を促進し、住民の避難体制を確立するとともに、排水機場や雨水貯留管等の排水施設の整備を行う。【県民・行政】

①-6 浸水想定区域の区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所など迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知する。【県民、行政】

①-8 津波への迅速な対応が可能になるよう、水門等の自動化や遠隔操作化の技術を活用した管理体制を整備する。【行政】<再掲>

- ①-9 河川や海岸堤防等について、「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難方法等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。【県民・行政】＜再掲＞
- ①-10 ダムの異常洪水時防災操作に備え、ダムの下流河川の浸水想定図の活用等により、地域住民への周知を図る。【県民、行政】
- ①-11 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び、避難訓練の実施を促進する。【事業者・行政】
- ①-12 各河川の流域の特性等を考慮し、河川、ため池、農地、市街地、森林などにおいて流域全体の関係機関等が協働して取り組む「流域治水プロジェクト」を推進する。【行政】
- ②-1 災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、同業者団体等と連携して地籍調査事業の実施を促進する。【県民・事業者・行政】
- ②-2 被災後に早期かつ的確に復興まちづくりに着手できるよう、県が方向性を示し、勉強会や訓練の開催など、市町と連携して、復興まちづくりに向けた取組みを実施する。【県民・行政】
- ③-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

1-5：大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生

- ④-6 南海トラフ地震等に備え、四国内の被災状況や他県からの支援状況など事前に体制等の情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、高松サポート合同庁舎の災害関係官署と連携して、四国の防災拠点としての体制整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ④-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関する相互応援の協定を締結するなど、平時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生に備え、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、相互応援の協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ④-8 大規模な災害等に備え、他の都道府県との間で、広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ④-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、他の四国3県、中国地方の各県、即時応援県等と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ④-14 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、四国の防災拠点としての機能を果たす観点から、被害の迅速な回復を図る「災害レジリエンス（縮災）」の理念を基本とし、国、県、市町など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、災害発生時の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【県民・事業者・行政】＜再掲＞
- ⑤-1 決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池を対象に、市町が行う浸水想定区域図やハザードマップの作成支援や普及啓発を促進し、住民の避難体制を確立する。【県民・事業者・行政】＜再掲＞
- ⑤-2 地震や台風・豪雨等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、計画的に老朽ため池の整備を行う。【事業者・行政】＜再掲＞

- ⑩-3 台風・豪雨等による被害を未然に防止するため、劣化が進行した、ため池については、定期的な経過観察を行うとともに、ため池管理者に対して適正な管理についての指導・助言を実施する。【行政】＜再掲＞
- ⑩-4 台風・豪雨等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。【行政】＜再掲＞
- ⑩-5 農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、耕作放棄、鳥獣対策など農地の保全を図るとともに、農業者及び多様な人材の参画による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池の地域資源の適切な保管理を推進し、田んぼダムの取組みや施設の補修・更新を通じて、地域防災力の強化を図る。【県民・事業者・行政】
- ⑩-10 森林の整備に当たっては、山地災害防止等の各機能の高度発揮を図るため、機能に応じた望ましい森林の姿に向けて、多様な森林づくりを推進する。【県民・行政】
- ⑩-11 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。【県民・行政】
- ⑩-12 山地災害のおそれがある箇所の調査・把握結果に基づき、間伐等の森林整備とこれに必要な路網整備、治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進するとともに、強靱で災害に強く、災害時には代替路としての機能が確保できる林道の整備を推進する。【県民・行政】＜再掲＞
- ⑩-13 自然公園等の防災対策として、土砂災害等による園路や防護柵等の損壊等に伴う公園利用者への被害の防止を図るため、利用施設の老朽化対策を推進する。【県民・行政】
- ⑩-2 浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、河積の確保やダムの建設等による整備を行うとともに、施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き維持管理・更新等を進める。【行政】
- ⑩-13 地震や集中豪雨等による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を住民に周知し、住民の被害の防止に努める。特に、土砂災害警戒区域等について、広報活動等を行い、住民等への周知を徹底するとともに、土砂災害や山地災害のおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。【行政】
- ⑩-14 土石流や山地災害などの危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。【県民・行政】
- ⑩-15 土砂災害から県民の生命や財産を守るため、砂防ダムの点検にドローンを活用し、斜面や渓流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。【県民・行政】
- ⑩-16 土石流を発生原因とした土砂災害警戒区域について、災害を未然に防止するため、優先度の高いところから砂防指定地に指定し、砂防工事を行う。【行政】
- ⑩-17 急傾斜地の崩壊を発生原因とした土砂災害警戒区域について、災害を未然に防止するため、優先度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地崩壊防止工事を行う。【行政】
- ⑩-18 地すべりを発生原因とした土砂災害警戒区域について、災害を未然に防止するため、優先度の高いところから地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を行う。【行政】
- ⑩-19 山地災害危険地区について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。【行政】
- ⑩-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1：被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- ㊦-13 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】
- ㊦-27 地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制などを行い、地下水の保全を図る。また、雨水や下水再生水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、住民への普及啓発を図る【県民・事業者・行政】
- ㊦-28 井戸登録制度を活用して災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。【県民・事業者・行政】
- ㊦-29 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、水道事業者において策定された上下水道耐震化計画（上水道）の着実な実施を推進するとともに、給水タンク等の応急給水対応資機材・BCPに基づく応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。＜再掲＞【事業者・行政】
- ㊦-33 停電や燃料不足により災害対応に支障をきたすことがないように、電力事業者と電力の優先供給先の調整を行うなど供給体制の構築を図る。【事業者・行政】
- ㊦-34 防災の基本である「自らの命は自らが守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料、飲料水等や携帯トイレ等を準備しておくよう周知に努める。【県民・事業者・行政】
- ㊦-35 食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】
- ㊦-1 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【事業者・行政】
- ㊦-3 被害想定の見直しによる避難者数の増加に備え、避難所におけるトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図るほか、救護所の設置など医療救護体制を強化する。【事業者・行政】
- ㊦-10 事業者において、燃料等の仮貯蔵・取扱いのガイドラインの内容の円滑な実施が図られるよう、その内容について、消防機関などに周知を行う。【事業者・行政】
- ㊦-1 緊急輸送道路や港湾区域内等について、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】
- ㊦-2 物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。【事業者・行政】
- ㊦-3 一次（広域）物資拠点であるサンメッセ香川が利用できない場合等に備え、一次（広域）物資拠点支援施設の拡充を図るなど災害対応力の強化を図る。【事業者・行政】
- ㊦-4 「プッシュ型支援」においては、市町の物資需要に関する情報収集を行い、必要とされる物資の予測が、また、「プル型支援」においては、被災者のニーズを的確に把握し、適切な量と品質の物資の確実な供給が、それぞれ必要となるため、こうした支援が円滑に行えるよう、体制整備を図る。【事

業者・行政】

㊟-8 物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、高速道路株式会社等防災関係機関と連携した「四国8の字ネットワーク」の早期完成を促進するとともに、緊急輸送道路の指定などにより安定的な輸送を確保するほか、高松空港や高速道路のICなどの拠点間のアクセス性向上に向けた災害時ネットワークを確保するための道路施設の整備を積極的に推進する。【事業者・行政】

㊟-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

2-2：長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生

㊟-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを策定するとともに、毎年度見直しを図る。【行政】

㊟-4 大規模な災害が発生したにおける救助活動能力を高めるため、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。【行政】＜再掲＞

㊟-6 南海トラフ地震等に備え、四国内の被災状況や他県からの支援状況など事前に体制等の情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、高松サポート合同庁舎の災害関係者と連携して、四国の防災拠点としての体制整備を図る。【行政】＜再掲＞

㊟-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関する相互応援の協定を締結するなど、平時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生に備え、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、相互応援の協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊟-8 大規模な災害等に備え、他の都道府県との間で、広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

㊟-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、他の四国3県、中国地方の各県、即時応援県等と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊟-11 自立的な避難行動が行えるよう、消防団や自主防災組織等の活性化、避難施設、備蓄倉庫、通信設備の整備を行うとともに、本土と連携し、島内の災害状況等の把握を行う体制や負傷者等の本土への緊急避難を含めた救助救援体制の整備を図るなど、島しょ部における防災機能や共助体制の強化を図る。【県民・事業者・行政】＜再掲＞

㊟-17 消防（局）本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等については耐災害性の強化のほか、小豆島の一部を除き、県下のほぼ全域が受信可能エリアとなったヘリコプターテレビシステムの活用、衛星通信やドローンなどの新技術活用等を図る。【行政】＜再掲＞

㊟-26 島しょ部等において、ヘリコプターの臨時発着場の設定や自衛隊等との部隊輸送等に関する連携などにより、災害時の情報収集、救出・救助、人員・物資輸送等を円滑に行うよう努める。【行政】

㊟-13 住民が徒歩や自転車で確実に避難できるよう、全県的な道路整備に努めるとともに、避難路等

を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。【県民・行政】＜再掲＞

㊦-14 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定するとともに、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、スフィア基準等を踏まえ食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、簡易ベッド、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。【行政】

㊦-34 防災の基本である「自らの命は自らが守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料、飲料水等や携帯トイレ等を準備しておくよう周知に努める。【県民・事業者・行政】＜再掲＞

㊦-36 食料や飲料水等について、島しょ部等の孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】

㊦-10 災害の発生に備え、島しょ部等においては、地域的な偏在等により医師が不足していることから、医師の養成・確保を推進するとともに、患者搬送手段として、災害拠点病院のヘリポート整備、かがわ医療情報ネットワーク（K-MIX R）の整備・拡充など医療体制の充実を図る。【事業者・行政】

㊦-11 ドクターヘリについて、防災ヘリとの効率的な運用の検討を行う。【行政】

㊦-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線、香川県防災情報システムやＬアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を行うとともに、衛星通信機器の配備を促進し、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。【行政】＜再掲＞

㊦-4 島しょ部等において、災害により、道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生した際、救命、救助活動を円滑に実施するため、衛星通信技術の活用を図るとともに衛星携帯電話など持ち運びが可能な通信機器を整備する。【行政】

㊦-9 災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。【事業者・行政】

㊦-10 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、長寿命化計画に基づく橋梁等の予防的な修繕及び計画的な架け替えや、法面崩壊・路面損傷等の発生が懸念される危険箇所の防災対策、電線共同溝等の整備による道路の耐震機能の強化等を推進する。さらに、主要道路の被災時における代替路となる複数ルートの整備を推進する。耐震補強工事が完了した道路施設についても、耐震化に関する方針や技術基準等について情報収集を行い必要な対応を行っていく。【行政】＜再掲＞

㊦-14 港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を行うため、施設の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行う。【行政】

㊦-1 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性に配慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、護岸の定期点検や河川内の土砂堆積状況等の把握にドローンの活用を検討するなど効率的な維持管理に努め、施設

の老朽化対策として、長寿命化計画等に基づく整備を行う。【行政】＜再掲＞

①-16 土石流を発生原因とした土砂災害警戒区域について、災害を未然に防止するため、優先度の高いところから砂防指定地に指定し、砂防工事を行う。【行政】＜再掲＞

①-17 急傾斜地の崩壊を発生原因とした土砂災害警戒区域について、災害を未然に防止するため、優先度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地崩壊防止工事を行う。【行政】＜再掲＞

①-18 地すべりを発生原因とした土砂災害警戒区域について、災害を未然に防止するため、優先度の高いところから地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を行う。【行政】＜再掲＞

①-19 山地災害危険地区について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。【行政】＜再掲＞

2-3：警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

②-4 大規模な災害が発生したにおける救助活動能力を高めるため、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。【行政】＜再掲＞

②-5 地域の特性等を考慮し、県、市町、消防、警察、ライフライン事業者等が参加する総合防災訓練等を実施し、毎年、訓練内容の充実を図るとともに、県民においても、様々な機会の訓練に参加するよう努める。【県民・事業者・行政】

②-6 南海トラフ地震等に備え、四国内の被災状況や他県からの支援状況など事前に体制等の情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、高松サポート合同庁舎の災害関係官署と連携して、四国の防災拠点としての体制整備を図る。【行政】＜再掲＞

②-8 大規模な災害等に備え、他の都道府県との間で、広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

②-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、他の四国3県、中国地方の各県、即時応援県等と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

②-13 警察・消防等の円滑な救助活動等が行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPに基づいた訓練を実施し、発災時の作業体制の確保に努めるとともに、発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手確保に取り組む。【事業者・行政】＜再掲＞

②-15 国の「新総合防災情報システム（SOBO-WEB）」との連携により、災害発生時の各種情報の収集・伝達を香川県防災情報システムにより一元的に行うなど、災害対応業務の標準化を図る。【行政】

②-16 災害時に地域の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。また、消防本部等について、耐震化を進めるとともに、津波対策の観点から移転が必要な施設については移転を着実に進める。【行政】＜再掲＞

②-17 消防（局）本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等については耐災害性の強化のほか、小豆島の一部を除き、県下のほぼ全域が受信可能エリアとなったヘリコプターテレビシステムの活用、衛星通信

やドローンなどの新技術活用等を図る。【行政】＜再掲＞

㊤-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】＜再掲＞

㊤-19 大規模な災害の発生に備え、四国における進出・活動拠点の選定を行うとともに、緊急消防援助隊などとの広域の合同訓練を実施し、四国の防災拠点として、救助・救急体制の整備を図る。【行政】

㊤-20 災害警備部隊について、実践的な訓練を通じて、広域的な派遣体制及び緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。【行政】

㊤-22 県内外の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【行政】＜再掲＞

㊤-25 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊に連絡しておくなど体制を整備する。【行政】

㊤-26 島しょ部等において、ヘリコプターの臨時発着場の設定や自衛隊等との部隊輸送等に関する連携などにより、災害時の情報収集、救出・救助、人員・物資輸送等を円滑に行うよう努める。【行政】＜再掲＞

㊤-43 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【県民】＜再掲＞

㊤-44 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で男女を問わず多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や、防災士の養成及び自主防災組織のリーダーの研修に努める。【県民・事業者・行政】＜再掲＞

㊤-7 女性層に対する団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。【県民・行政】

㊤-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

2-4：想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

㊤-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定やその業務に必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを策定するとともに、毎年度見直しを図る。【行政】＜再掲＞

㊤-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】＜再掲＞

㊤-37 「災害発生時にはむやみに行動は開始しない。」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認などについて、必要な啓発を行う。【県民・事業者・行政】

㊤-38 事業所等に対し、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を行う。【事業者・行政】

㊤-39 避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。特に、主要駅や港湾のターミナル等の周辺の地域では、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、一時的に滞在できる施設の確保の検討を行う。【事業者・行政】＜再掲＞

㊤-40 コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者へのトイレや水道水

の提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。【事業者・行政】

㊦-41 公共交通機関の運行状況や道路の復旧状況など、帰宅するために必要な情報を、インターネット、報道機関による広報などにより、迅速に提供できる体制を構築する。【事業者・行政】

㊦-1 緊急輸送道路や港湾区域内等について、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-12 地震による被害を軽減するため、橋梁、土構造物等の鉄道施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震発生後の早期の復旧を期するため、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。【事業者・行政】

㊦-13 線路の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するなど安全施設の整備を図る。【事業者】

2-5：医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺

㊦-6 南海トラフ地震等に備え、四国内の被災状況や他県からの支援状況など事前に体制等の情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、高松サポート合同庁舎の災害関係官署と連携して、四国の防災拠点としての体制整備を図る。【行政】＜再掲＞

㊦-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関する相互応援の協定を締結するなど、平時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生に備え、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、相互応援の協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制を整備する。【行政】＜再掲＞

㊦-8 大規模な災害等に備え、他の都道府県との間で、広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

㊦-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、他の四国3県、中国地方の各県、即時応援県等と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-13 災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地に円滑に到達できるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】＜再掲＞

㊦-33 停電や燃料不足により災害対応に支障をきたすことがないよう、電力事業者と電力の優先供給先の調整を行うなど供給体制の構築を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-1 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-2 大規模災害の発生に備え、四国の医療活動の拠点としての機能も果たせるよう、広域医療搬送訓練や広域の災害派遣医療チーム（DMAT）実働訓練の実施などにより、広域的医療体制の整備を図る。【事業者・行政】

㊦-4 災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地に円滑に到達できるよう、また、医薬品や医療資機材が被災地に円滑に供給できるよう、緊急輸送路等道路施設の防災工事や港湾施設、海岸堤防等

を耐震補強するとともに、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、戦略的に、災害時における、医師、医薬品や医療資機材等の輸送・供給体制を確保する。【事業者・行政】

◎-5 医師会が組織する災害派遣チーム（J M A T）等が避難所・救護所等において、円滑に医療・保健衛生等の活動ができるよう、被災地における情報の共有を図るなど必要な体制整備を進める。【事業者・行政】

◎-8 個々の患者の投薬情報や検査結果、画像などの医療情報を医療機関間で共有するシステム等で構成される、かがわ診療情報ネットワーク（K-M I X R）の整備・拡充など医療情報提供体制の充実を図る。【事業者・行政】

◎-9 災害による停電に備え、人工呼吸器などの医療的ケアを実施している県立特別支援学校に、医療機器の給電に必要な蓄電池等を整備し、災害時の安全を確保する。【事業者、行政】

◎-10 災害の発生に備え、島しょ部等においては、地域的な偏在等により医師が不足していることから、医師の養成・確保を推進するとともに、患者搬送手段として、災害拠点病院のヘリポート整備、かがわ医療情報ネットワーク（K-M I X R）の整備・拡充など医療体制の充実を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

◎-12 災害拠点病院について、施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品—及び非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。また、医療機関における燃料等が優先的に配分されるよう協力体制の構築を行う。【事業者・行政】

◎-13 病院等の公共的施設管理者に対する、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発や相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。【事業者、行政】

◎-14 社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等のデジタル技術等を効果的に活用し、市町が被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。【事業者・行政】

◎-15 社会福祉施設等において、災害時における県、市町、関係機関、ボランティア団体等との連携協力体制を整備するほか、施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水等の備蓄や防災資機材、非常用自家発電機等の整備に努める。【県民・事業者・行政】

◎-10 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、長寿命化計画に基づく橋梁等の予防的な修繕及び計画的な架け替えや、法面崩壊・路面損傷等の発生が懸念される危険箇所の防災対策、電線共同溝等の整備による道路の耐震機能の強化等を推進する。さらに、主要道路の被災時における代替路となる複数ルートを整備を推進する。【行政】＜再掲＞

◎-14 港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を行うため、施設の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行う。【行政】＜再掲＞

①-1 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては、耐震性に配慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、護岸の定期点検や河川内の土砂堆積状況等の把握にドローンの活用を検討するなど効率的な維持管理に努め、施設の老朽化対策として、長寿命化計画等に基づく整備を行う。【行政】＜再掲＞

2-6：大規模な自然災害と感染症との同時発生

- ㊤-6 南海トラフ地震等に備え、四国内の被災状況や他県からの支援状況など事前に体制等の情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、高松サポート合同庁舎の災害関係官署と連携して、四国の防災拠点としての体制整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊤-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関する相互応援の協定を締結するなど、平時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生に備え、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、相互応援の協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制を整備する。【行政】＜再掲＞
- ㊤-8 大規模な災害等に備え、他の都道府県との間で、広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊤-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、他の四国3県、中国地方の各県、即時応援県等と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-16 指定避難所の収容人数を考慮し、民間事業者等との連携による指定避難所以外の避難所の確保を検討する。【事業者・行政】
- ㊤-16 情報収集を迅速かつ的確に行い、感染症等の発生・まん延を防ぐため、必要に応じ、臨時の予防接種を行う体制や病原体に汚染された場所の消毒、昆虫等の駆除などの体制を整備するとともに、早期治療を行うことができるよう、医療提供体制を整備する。なお、県内において、対応が困難な場合は、国による技術的援助又は近隣府県等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。【事業者・行政】
- ㊤-17 避難所等のマスク、消毒液やパーティション、テント、医療コンテナなど感染症対策に必要な資材等について、被害想定の見直しに伴う適正な備蓄数の把握や協定締結事業者等との連携により、適切に確保する。【事業者・行政】
- ㊤-18 感染症拡大防止のため、検査、救急、消毒等にかかる関係機関との連携強化を図る。【事業者・行政】

2-7：劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

- ㊤-14 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定するとともに、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、スフィア基準等を踏まえ食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、簡易ベッド、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊤-17 県の「避難所管理運営指針」等を踏まえ、避難所における良好な生活環境及び感染症対策を確保するため、避難所運営マニュアル又は避難所運営のタイムラインの作成を促進するとともに、データ共有アプリ等のデジタル技術の活用や要配慮者のための福祉避難所の指定を促進するなど、スフィア基準に基づいた避難所の運営体制づくりを進める。【行政】
- ㊤-19 県立学校の体育館等は、災害時には避難所として重要な役割を担うことから、避難所としての機能向上を図るため、空調設備を整備する。【行政】
- ㊤-20 避難所等における高齢者、障害者、子ども等の要配慮者の福祉の向上等を図るため、関係機関と

連携して、災害派遣福祉チーム（DWA T）の養成をはじめ、災害時の福祉支援体制を整備する。

【事業者・行政】

- ㊦-21 避難所の既設トイレを衛生的に使用できるようにするため、流さないトイレ（災害時トイレ）の使用方法について普及啓発を行う。【行政】
- ㊦-27 地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制などを行い、地下水の保全を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-28 災害時等応急用井戸登録制度を活用して、災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するための体制整備を図る。【県民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-29 給水タンク等の応急給水対応資機材・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-34 防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料、飲料水等や携帯トイレ等を準備しておくよう周知に努める。【県民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-36 食料や飲料水等について、島しょ部等の孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-45 地域の災害対応力を向上させるため、防災関係機関との連携のもと、県民等の自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進する。【県民・行政】＜再掲＞
- ㊦-3 被害想定の見直しによる避難者数の増加に備え、避難所におけるトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図るほか、救護所の設置など医療救護体制を強化する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-4 災害派遣医療チーム（DMA T）などが被災地に円滑に到達できるよう、また、医薬品や医療資機材が被災地に円滑に供給できるよう、緊急輸送道路等における道路施設の防災対策や港湾施設、海岸堤防等を耐震補強するとともに、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、戦略的に、災害時における、医師、医薬品や医療資機材等の輸送・供給体制を確保する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-5 医師会が組織する災害派遣チーム（JMA T）等が避難所・救護所等において、円滑に医療・保健衛生等の活動ができるよう、被災地における情報の共有を図るなど必要な体制整備を進める。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-6 災害対策本部内に設置する保健医療福祉調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けた災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を養成すること等により、被災各地区の保健医療・福祉ニーズに応じて、各保健医療福祉活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制の構築を図る。【行政】
- ㊦-7 災害派遣精神医療チーム（DPA T）の体制整備や災害拠点精神病院の整備により、災害時における精神医療体制の構築を図る。【事業者・行政】

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1：被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- ②-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関する相互応援の協定を締結するなど平時から連携の強化を図る。【事業者、行政】＜再掲＞
- ②-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】＜再掲＞
- ②-27 避難地域における空き巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、大規模な地震災害等が発生した場合の、避難所等における防犯や安全確保が速やかに行えるよう体制整備を図る。【行政】

3-2：自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ②-1 発災時において応急対策活動の拠点となる県庁本館及び東館をはじめとする県有施設等を防災上重要な建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】＜再掲＞
- ②-2 防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来すことがないよう、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど調達手段の確保を図る。【事業者・行政】
- ②-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを策定するとともに、毎年度見直しを図る。【行政】＜再掲＞
- ②-6 南海トラフ地震等に備え、四国内の被災状況や他県からの支援状況など事前に体制等の情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、高松サポート合同庁舎の災害関係官署と連携して、四国の防災拠点としての体制整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ②-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関する相互応援の協定を締結するなど、平時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生に備え、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、相互応援の協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ②-8 大規模な災害等備え、他の都道府県との間で、広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ②-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国3県、中国地方の各県、即時応援県等と円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ②-10 市町が大規模な被災により災害対応能力を喪失等した場合においても迅速かつ適切な支援ができるよう、情報収集のための県職員の市町への派遣など必要な体制を整備する。【行政】
- ②-16 災害時に地域の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。また、消防本部等についても、耐震化を進めるとともに、津波対策の観点から移転が必要な施設については移転を着実に進める。【行政】＜再掲＞
- ②-1 学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設については、避難所等の利用も勘案し、耐震

診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等における、非構造部材の落下防止対策や防災機能強化等を推進する。【事業者・行政】＜再掲＞

⑩-2 多数の利用者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

⑩-14 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の補強、補修を行うとともに、スフィア基準等を踏まえ食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、簡易ベッド、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。【行政】＜再掲＞

⑩-9 大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないように、災害対処に当たる車両等に優先供給を行う中核給油所などにおける燃料の備蓄を推進する。【事業者・行政】

⑩-10 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、長寿命化計画に基づく橋梁等の予防的な修繕及び計画的な架け替えや、法面崩壊・路面損傷等の発生が懸念される危険箇所の防災対策、電線共同溝等の整備による道路の耐震機能の強化等を推進する。さらに、主要道路の被災時における代替路となる複数ルートを整備を推進する。【行政】＜再掲＞

⑩-1 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性に配慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、護岸の定期点検や河川内の土砂堆積状況等の把握にドローンの活用を検討するなど効率的な維持管理に努め、施設の老朽化対策として、長寿命化計画等に基づく整備を行う。【行政】＜再掲＞

⑩-2 浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、河積の確保やダム建設等による整備を行うとともに、施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き維持管理・更新等を進める。【行政】＜再掲＞

⑩-16 土石流を発生原因とした土砂災害警戒区域について、災害を未然に防止するため、優先度の高いところから砂防指定地に指定し、砂防工事を行う。【行政】＜再掲＞

⑩-17 急傾斜地の崩壊を発生原因とした土砂災害警戒区域について、災害を未然に防止するため、優先度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地崩壊防止工事を行う。【行政】＜再掲＞

⑩-18 地すべりを発生原因とした土砂災害警戒区域について、災害を未然に防止するため、優先度の高いところから地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を行う。【行政】＜再掲＞

⑩-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

【新】4-1：サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下

- ㊦-13 災害時の燃料供給が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】〈再掲〉
- ㊦-9 大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないように、国と連携し、災害対応に当たる車両等に優先供給を行う中核給油所などにおける燃料の備蓄を推進する。【事業者・行政】〈再掲〉
- ㊦-11 関係機関・団体等と連携し、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルートの確保を図る。【事業者・行政】
- ㊦-1 商工会・商工会議所が県内企業のBCP策定の相談・指導窓口として機能するよう支援するとともに、BCP策定セミナーの開催等を行い、大企業等を含む優れたBCPを策定した企業を優良取組事業所として認定することで、他の事業者の早期のBCP策定を促進する。また、策定後は、緊急事態発生時に適切に運用されるよう、事業者自ら定期的に訓練を実施する。【事業者・行政】
- ㊦-2 事業者が、地域の具体的な被害想定情報を共有し、事業継続の取組を行えるよう、ハザードマップ等の普及・啓発を促進する。【事業者・行政】
- ㊦-3 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、緊急輸送道路等における道路施設の防災対策や港湾施設、海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】
- ㊦-10 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、長寿命化計画に基づく橋梁等の予防的な修繕及び計画的な架け替えや、法面崩壊・路面損傷等の発生が懸念される危険箇所の防災対策、電線共同溝等の整備による道路の耐震機能の強化等を推進する。さらに、主要道路の被災時における代替路となる複数ルートの整備を推進する。【行政】〈再掲〉
- ㊦-14 港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を行うため、施設の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行う。【行政】〈再掲〉
- ㊦-1 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性に配慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、護岸の定期点検や河川内の土砂堆積状況等の把握にドローンの活用を検討するなど効率的な維持管理に努め、施設の老朽化対策として、長寿命化計画等に基づく整備を行う。【行政】〈再掲〉

4-2：コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

- ㊦-2 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域は、災害時に、四国のエネルギー拠点として重要な機能を果たすことになり、一方、発災時には、周辺の住民等の生命などに大きな影響を及ぼす恐れがあることから、各事業者において、BCPを策定するとともに、石油タンク等の耐震性の確保や当該施設の液状化等の状況に応じた対策など地震・津波対策を行うよう努める。【事業者・行政】
- ㊦-3 石油コンビナート等防災計画を踏まえ、関係機関の一層の連携により防災体制の強化を図る。特に、地震時などによる危険物タンク等における火災等の危険性などについては、災害時の情報伝達を含めた避難計画の見直しなど、石油コンビナート等防災計画を適宜改定する。【事業者・行政】

- ④-4 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域周辺の事業者に対し、相互応援防災組織を組織するよう働きかけを行い、事業者間の連携を図るよう努める。【事業者・行政】
- ④-5 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内の災害を想定し、事業所における研修等を通じて、自衛防災組織の充実・強化を図る。【事業者・行政】
- ④-6 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内の災害を想定し、周辺の事業者や住民も含め、自衛防災組織や防災機関が一体となった合同訓練を実施するとともに、石油コンビナート等防災計画に基づき、災害発生の予防対策と災害発生時の応急対策の推進等、災害の防止と被害の軽減を図る。【事業者・行政】
- ④-8 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内の緊急輸送道路に指定されている県道等について、地震により緊急通行車両等の走行に支障が生じないように、道路下の地盤の状況などの把握に努めるとともに、必要な対策を実施する。【行政】
- ①-1 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性に配慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、護岸の定期点検や河川内の土砂堆積状況等の把握にドローンの活用を検討するなど効率的な維持管理に努め、施設の老朽化対策として、長寿命化計画等に基づく整備を行う。【行政】＜再掲＞
- ①-5 有害物資の漏洩による環境汚染を防止するため、有害物質を取扱っている事業者において、有害物質の飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるなど体制整備を図る。【事業者・行政】
- ①-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

4-3：食料等の安定供給の停滞に伴う、社会経済活動への甚大な影響

- ④-35 食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ①-3 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、緊急輸送道路等における道路施設の防災対策や港湾施設、海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ②-2 物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ①-5 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮させるため、耕作放棄、鳥獣対策など農地の保全を図るとともに、農業者及び多様な人材の参画による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池の地域資源の適切な保全管理を推進し、田んぼダム of 取組みや施設の補修・更新を通じて、地域防災力の強化を図る。【県民・事業者・行政】＜再掲＞
- ①-6 農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、農道、水路、ため池の機能保全に向けた施設の適時適切な補修・更新による防災・減災対策や、これらの施設を活用した流域治水の取組みにより、農業・農村の強靱化を推進する。【事業者・行政】
- ①-7 津波・高潮等の発災後、優良な農地における農業生産活動が回復できるよう、罹災農地における塩分濃度を低下させるための指導を行うなど必要な塩害対策を促進する。【事業者・行政】

- ⑩-8 防波堤等の漁港施設の機能の保全を行うため、老朽化・利用状況に合わせた機能保全計画の見直しを適時行うとともに、計画に基づく整備に努める。【行政】
- ⑩-9 漁港管理者や漁協等に対して BCP ガイドラインの普及を行い、水産物の一連の生産・流通過程に係る個別地域 BCP の策定の促進を図る。【事業者・行政】

4-4：農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

- ⑩-5 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮させるため、耕作放棄、鳥獣対策など農地の保全を図るとともに、農業者及び多様な人材の参画による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池の地域資源の適切な保管理を推進し、田んぼダム の 取 組 み や 施 設 の 補 修 ・ 更 新 を 通 じ て、地 域 防 災 力 の 強 化 を 図 る。【県民・事業者・行政】＜再掲＞
- ⑩-10 森林の整備に当たっては、山地災害防止等の各機能の高度発揮を図るため、機能に応じた望ましい森林の姿に向けて、多様な森林づくりを推進する。【県民・行政】＜再掲＞
- ⑩-11 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。【県民・行政】＜再掲＞
- ⑩-12 山地災害のおそれがある箇所の調査・把握結果に基づき、間伐等の森林整備とこれに必要な路網整備、治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進するとともに、強靱で災害に強く、災害時には代替路としての機能が確保できる林道の整備を推進する。【県民・行政】＜再掲＞
- ⑩-14 山地災害危険地区付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所、避難経路、避難方法などをあらかじめ定めるなど山地災害危険地区に対する警戒避難体制を強化する。【県民・行政】＜再掲＞
- ⑩-19 山地災害危険地区について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。【行政】＜再掲＞

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

【新】5-1：テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ⑩-17 消防（局）本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等については耐災害性の強化のほか、小豆島の一部を除き、県下のほぼ全域が受信可能エリアとなったヘリコプターテレビシステムの活用、衛星通信やドローンなどの新技術活用等を図る。【行政】＜再掲＞
- ⑩-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】＜再掲＞
- ⑩-3 住宅をはじめとした民間建築物について、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、建築物の耐震化を促進するとともに、発災時に未就学児はとっさに自分の身を守る行動を起こしにくいことから、家庭や幼稚園等の教育・保育施設における家具類の転倒防止対策を促進するなど、地域の防災対策の推進を図るほか、万が一の被災に備え、被

災者の住宅再建にとって有効な手段である地震保険の普及に努める。【県民・事業者・行政】〈再掲〉

㊦-12 高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、消防機関や自主防災組織などに対し、名簿を提供するほか、要支援者毎の個別避難計画を策定するなど避難を支援する体制の整備を促進する。【県民・事業者・行政】

㊦-31 発災時においても電力供給を確保するため、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備、送電設備など各設備毎に耐震化対策や制御システムのセキュリティ確保のための評価認証制度の活用を図るとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧用資機材等の確保を図る。【事業者】

㊦-32 発災時においても適正にガスを供給し、または遮断するため、設備の耐災害性の強化充実を図る。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備える。【事業者】

㊦-42 災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する体制を整備する。【事業者・行政】

㊦-1 避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめ、防災アプリや防災情報メールなど多様な手段の活用にも努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【行政】〈再掲〉

㊦-2 情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。【県民・行政】〈再掲〉

㊦-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、衛星通信、香川県防災行政無線、香川県防災情報システムやＬアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。【行政】〈再掲〉

㊦-5 発災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、衛星通信技術など地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、衛星通信技術の導入促進、主要伝送路のループ構成など、情報伝達体制の冗長性の確保に努める。また、復旧要員及び復旧資機材等の確保を図るなど応急復旧体制を整備する。【事業者・行政】

㊦-6 発災時等における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。【事業者】

㊦-7 ラジオ放送局等において、FM補完中継局の整備など、難聴・災害対策を推進するよう努める。【事業者】

㊦-2 大規模災害時等における、発災前のリスク低減、災害発生時の早期避難の実現、迅速な復旧・復興等に向け、ＡＩやビッグデータなど進化し続けるデジタル技術を積極的に利活用していく仕組みの構築に努める。【事業者・行政】〈再掲〉

５－２：電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

- ㊤-13 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のＢＣＰ策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-31 発災時においても電力供給を確保するため、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備、送電設備など各設備毎に耐震化対策や制御システムのセキュリティ確保のための評価認証制度の活用を図るとともに、重要な送電線の２回線化などバックアップ体制の整備も図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧用資機材等の確保を図る。【事業者】＜再掲＞
- ㊤-1 再生可能エネルギーの導入促進は、地球温暖化対策の観点やエネルギー源の分散化や地域経済への波及効果の観点から重要であるため、「住宅用太陽光発電設備及び蓄電池設置への補助」や「事業所用太陽光発電設備設置への補助」、「県有施設（避難所となる施設を含む）への太陽光発電システムや蓄電池の整備」など、地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。【県民・事業者・行政】
- ㊤-1 緊急輸送道路や港湾区域内等について、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-8 物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、高速道路株式会社等防災関係機関と連携した「四国８の字ネットワーク」の早期完成及び緊急輸送道路の指定などにより安定的な輸送を確保するための道路施設の整備を積極的に推進する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

５－３：都市ガス供給、石油・ＬＰガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

- ㊤-13 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のＢＣＰ策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-32 発災時においても適正にガス供給し、または遮断するため、設備の耐震性の強化充実を図る。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備える。【事業者】＜再掲＞
- ㊤-2 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域は、災害時に、四国のエネルギー拠点として重要な機能を果たすことになり、一方、発災時には、周辺の住民等の生命などに大きな影響を及ぼす恐れがあることから、各事業者において、ＢＣＰを策定するとともに、石油タンク等の耐震性の確保や当該施設の液化化等の状況に応じた対策など地震・津波対策を行うよう努める。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-5 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内の災害を想定し、事業所における研修等を通じて、自衛防災組織の充実・強化を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-6 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内の災害を想定し、周辺の事業者や住民も含め、自衛防災組織や防災機関が一体となった合同訓練を実施するとともに、石油コンビナート等防災計画に基づき、災害発生の予防対策と災害発生時の応急対策の推進等、災害の防止と被害の軽減を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-9 大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないように、国と連携し、災害対応に当たる車両等に優先供給を行う中核給油所などにおける燃料の備蓄を推進する。【事業者・行政】＜再掲＞

- ⑩-11 関係機関・団体等と連携し、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルート確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-1 緊急輸送道路や港湾区域内等について、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-8 物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、高速道路株式会社等防災関係機関と連携した「四国8の字ネットワーク」の早期完成及び緊急輸送道路の指定などにより安定的な輸送を確保するための道路施設の整備を積極的に推進する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ⑩-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

5-4：上下水道施設の長期間にわたる機能停止

- ⑩-27 地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制などを行い、地下水の保全を図る。また、雨水や下水道処理水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、住民への普及啓発を図る。【行政】＜再掲＞
- ⑩-29 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、水道事業者において策定された上下水道耐震化計画（上水道）の着実な実施を推進するとともに、給水タンク等の応急給水対応資機材・BCPに基づく応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ⑩-30 下水道施設の耐震診断を実施し、計画的に耐震対策を行うとともに、策定した下水道BCPに基づく災害時訓練や応急復旧等の体制整備を図る。また、持続可能な下水道事業の実施を図るため、策定したストックマネジメント計画に基づき、適切な施設管理に努める。また、農業集落排水施設の老朽化や耐震化に対応するため、機能診断調査等を行うとともに、調査結果に基づき計画の策定等の支援を行い、施設の機能を維持・推進する。【行政】
- ⑩-6 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。【県民・行政】
- ⑩-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

5-5：幹線道路や鉄道が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- ⑩-13 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPに基づいた訓練を実施し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞
- ⑩-14 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、四国の防災拠点としての機能を果たす観点から、被害の迅速な回復を図る「災害レジリエンス（縮災）」の理念を基本とし、国、県、市町など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、災害発生時の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【県民・事業者・行政】＜再掲＞
- ⑩-17 消防（局）本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等については耐災害性の強化のほか、小豆島の一部を除き、県下のほぼ全域が受信可能エリアとなったヘリコプターテレビシステムの活用、衛星通信

やドローンなどの新技術活用等を図る。【行政】＜再掲＞

㊤-18 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】＜再掲＞

㊤-1 学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設管理者については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊤-3 住宅をはじめとした民間建築物について、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用などを通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、重点的な耐震化の促進に努める。また、発災時に未就学児はとっさに自分の身を守る行動を起こしにくいことから、家庭や幼稚園等の教育・保育施設における家具類の転倒防止対策の促進を図るほか、万が一の被災に備え、被災者の住宅再建にとって有効な手段である地震保険の普及促進に努める。【県民・事業者・行政】＜再掲＞

㊤-3 衛星通信、香川県防災行政無線、香川県防災情報システムやＬアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。【行政】＜再掲＞

㊤-1 緊急輸送道路や港湾区域内等について、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊤-5 大規模な災害の発生に備え、高松港や坂出港など防災機能強化港について、迅速な航路啓開の体制を確立し、高松港を拠点とした緊急物資輸送や坂出港を拠点としたエネルギー輸送など、四国の防災拠点としての体制整備を図る。【行政】

㊤-7 大規模災害時に、緊急物資の輸送等の優先業務を継続させ、低下した物流機能をできる限り早期に回復できるようにするため、港湾ＢＣＰが策定された重要港湾を対象に関係機関と連携した訓練を実施するなど、継続的に評価・改善を行う。【行政】

㊤-8 物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、高速道路株式会社等防災関係機関と連携した「四国８の字ネットワーク」の早期完成を促進するとともに、緊急輸送道路の指定など安定的な輸送を確保するほか、高松空港や高速道路ＩＣなどの拠点間のアクセス性向上に向けた災害時ネットワークを確保するための道路施設の整備を積極的に推進する。【事業者・行政】＜再掲＞

㊤-9 災害時に輸送ルートの変回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊤-10 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、長寿命化計画に基づく橋梁等の予防的な修繕及び計画的な架け替えや、法面崩壊・路面損傷等の発生が懸念される危険箇所の防災対策、電線共同溝等の整備による道路の耐震機能の強化等を推進する。さらに、主要道路の被災時における代替路となる複数ルートの整備を推進する。【行政】＜再掲＞

㊤-11 道路施設の老朽化に伴う要緊急対応箇所の早期解消を図るため、ＡＩやドローン等のデジタル技術をはじめとする新技術の活用により、道路施設の点検・診断の検討に係る省力化・効率化を図る。【行政】

㊤-12 地震による被害を軽減するため、橋梁、土構造物等の鉄道施設を主体に、必要により補強対策

等を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震発生後の早期の復旧を期するため、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-13 線路の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するなど安全施設の整備を図る。【事業者】＜再掲＞

㊦-14 港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行う。【行政】＜再掲＞

㊦-15 国の空港防災拠点計画において、四国で唯一「航空輸送上重要な空港」として位置付けられている高松空港は、四国の防災拠点として、大規模災害時の復旧、復興において重要な機能を果たすことから、地震等による被害を最小限にとどめ、災害時においても空港機能を維持するため、各種基準等に基づき、施設・設備の耐震性の向上のほか、就航率改善などの機能強化に努める。また、災害発生時に迅速かつ的確な応急対策が行えるよう、BCP等に基づき、必要な資機材の整備・備蓄を行うとともに、救急救助等に従事する航空機や救援物資輸送機の運航を確保するため、デジタル技術の積極的な利活用も含め航空会社など関係機関との情報共有や応援協力体制の充実強化を図る。【事業者・行政】

㊦-16 四国の防災拠点としての機能を果たすため、災害に対する交通インフラの強靱化が図られる新幹線の導入を促進するほか、船舶輸送体制を確保するため、事業者と連携することにより、陸路が遮断された場合の代替輸送手段の確保を図る。【事業者・行政】

㊦-17 島しょ部や孤立集落において、迅速な復旧活動や物資支援が行えるよう、道路施設の防災対策や港湾施設・海岸堤防等の耐震補強の推進等必要な安全性を確保するとともに、障害物の除去等を円滑に実施するため、応急対策資機材の確保や関係機関との連携強化などに努める。【事業者・行政】

㊦-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【新】 6-1：自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

㊦-13 発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-43 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【県民】＜再掲＞

㊦-44 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で男女を問わず多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や、防災士の養成及び自主防災組織のリーダーの研修に努める。【県民・事業者・行政】＜再掲＞

㊦-1 災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、同業者団体等と連携して地籍調査事業の実施を促進する。【県民・事業者・行政】

㊦-2 長期的な視点で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図るとともに、県が方向性を示し、勉強会の開催など、市町と連携して、復興まちづくりに向けた取組みを実施しつつ、関係機関が連携して都市の防災機能の強化を図る。【県民・行政】

①-1 「自らの命は自らが守る」という意識を徹底し、地域の災害リスクととるべき避難行動について理解を深めるよう、地域住民に対する防災知識の普及啓発、学校における防災教育の推進、大学や関係団体、県内外のボランティア等と連携した防災・危機管理に関するリーダーの育成等を通じて、自治会等の地域継続の前提となる地域住民のネットワーク力や地域防災力の強化を図る。また、AIやビッグデータなど進化し続けるデジタル技術に的確に対応し、防災に資する本県のデジタル化の推進を支える「デジタル人材の育成」を推進する。【県民・事業者・行政】

6-2：大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- ⑨-6 港湾区域内の航路等について、漂流物等により船舶の運航に支障が生じないよう、国と連携するとともに、関係事業者や団体の協力も求め、速やかな障害物の除去等に努める。【事業者・行政】
- ①-1 有害物質の漏洩等により、有害物質が災害廃棄物に混入した場合、災害廃棄物の処理に支障が生じることから、有害物質に係る情報を事前に把握するよう努める。【事業者・行政】
- ①-2 災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、廃棄物処理の実務経験者や専門的な技術に関する知識・経験を有する者をリストアップするとともに、研修会や計画に基づく訓練の実施などにより、人材の育成を図る。【行政】
- ①-3 廃棄物処理施設について、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮置場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。また、定期的を実施している災害廃棄物処理訓練について、能登半島地震で明らかになった課題（所有者全員の同意取得が難しいことにより、公費解体が進まないなど）を踏まえ、実態に即した、より実践的な内容を盛り込む。【事業者・行政】
- ①-4 津波等により大量のごみや流木等が海に発生した場合に備え、情報を的確に把握し、迅速に対応ができるよう、新技術の積極的な利活用も含めた連携体制や回収・処理体制の整備を図る。【行政】

6-3：地域コミュニティの崩壊、災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

- ⑩-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを策定するとともに、毎年度見直しを図る。【行政】＜再掲＞
- ⑩-12 応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築するよう努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。【県民・事業者・行政】
- ⑩-13 発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ⑩-43 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【県民】＜再掲＞
- ⑩-44 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強

化、実践的で男女を問わず多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や、防災士の養成及び自主防災組織のリーダーの研修に努める。【県民・事業者・行政】＜再掲＞

①-1 「自らの命は自らが守る」という意識を徹底し、地域の災害リスクととるべき避難行動について理解を深めるよう、地域住民に対する防災知識の普及啓発、学校における防災教育の推進、大学や関係団体、県内外のボランティア等と連携した防災・危機管理に関するリーダーなどの人材育成等を通じて、自治会等の地域継続の前提となる地域住民のネットワーク力や地域防災力の強化を図る。また、AIやビッグデータなど進化するデジタル技術に的確に対応し、防災に資する本県のデジタル化の推進を支える「デジタル人材の育成」を推進する。【県民・事業者・行政】＜再掲＞

①-2 災害時にNPO等による被災者支援活動が効果的に行われるよう、災害中間支援組織の活用を図るため、定期的な研修等を通じて平時から県内外の多様な支援団体との連携を促進する。【県民・事業者・行政】

①-3 県独自の「女性地域防災リーダー」の認定制度を創設し、防災知識を持ち意欲のある女性を対象に、男女共同参画の視点を入れた座学や訓練を実施することで、災害時に即戦力となる人材を養成する。また、県や市町の女性職員を対象に、災害時に男女共同参画の視点を持ち活動するための防災人材育成研修や防災教育、避難所運営訓練などを実施し、避難所運営や被災者支援に活動できる人材を育成する。【県民・事業者・行政】（政策部）

6-4： 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

①-6 発災後の文化財の保全や保護、修復に向けた体制の整備に努める。【県民・行政】

①-4 無形の民俗文化財の保護を通じてコミュニティの活力を保ち、顔の見える関係を構築することで共助意識の醸成を図るため、平時から文化財保護を通じた地域間交流や世代間交流を進める。【県民・行政】

6-5： 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

①-12 応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築するよう努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。【県民・事業者・行政】＜再掲＞

①-1 災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、同業者団体と連携して地籍調査事業の実施を促進する。【県民・事業者・行政】＜再掲＞

①-2 長期的な視点で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図るとともに、県が方向性を示し、勉強会の開催など、市町と連携して、復興まちづくりに向けた取組みを実施しつつ、関係機関が連携して都市の防災機能の強化を図る。【県民・行政】＜再掲＞

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1：大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

- 住宅及び防災拠点となる公共施設等の耐震化率は、防災拠点となる公共施設等が 97.8%（R7）と一定の進捗がみられるが、住宅が 86%（R5）となっており、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、発災時に未就学児はとっさに自分の身を守る行動を起こしにくいことから、家庭や幼稚園等の教育・保育施設における家具類の転倒防止対策を促進する必要がある。【県民・行政】
- 交通施設等について、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術について、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。建築物については、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を図る必要がある。また、交通施設及び沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。【県民・事業者・行政】
- 地震や豪雨に伴う土砂災害等による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認等が必要である。【事業者・行政】
- 膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。【事業者・行政】
- 防災拠点となる主な公共施設等の耐震化率は、社会福祉施設（97.1%）、文教施設（99.9%）、庁舎（95.9%）、体育館（94.4%）（すべて R7）など、耐震化の推進を図っているが、避難所等にも利用されることから、さらに促進を図る必要がある。また、非構造部材の落下防止対策等を推進する必要がある。【行政】
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や事業者等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。【県民・行政】
- 発災時におけるガス供給・消費設備の不具合や、安全機器の故障等による二次被害を防止するため、ガス関係設備の定期的な点検・維持管理を確実に実施するとともに、設備更新の際は、耐災害性の強化・充実を図る必要がある。【事業者・行政】

（重要業績評価指標）

- 住宅の耐震化率 86%（R5）
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化率 97.8%（R7）
- 防災拠点となる主な公共施設等の耐震化率（R7）
 - ・社会福祉施設 97.1%、文教施設 99.9%、庁舎 95.9%、体育館 94.4%
- 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 100%（R7）
- 民間住宅耐震対策支援事業による耐震診断・耐震改修の戸数（R7）
 - ・耐震診断 4,264 戸、耐震改修 1,754 戸

1-2：地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 建物・交通施設及び住宅の火災予防・被害軽減のための取組みを推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備については、令和2年度をもってその解消に至ったが、その他の密集市街地等についても、中長期的な視点から官民が連携して適切な改善を図る必要がある。【県民・行政】
- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を推進するとともに、災害警備訓練などの被災者救助及び捜索関係施策を推進する必要がある。【行政】
- 火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応機関等の災害対応力を向上させる必要がある。【県民・事業者・行政】
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、デジタル技術を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。【行政】
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や事業者等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。【県民・行政】＜再掲＞
- 密集市街地等については、災害による停電の後、通電が再開された時に発生する通電火災を防止するため、感震ブレーカーの設置や、通電前の広報や漏電の確認などを行う体制を整備する必要がある。【県民・事業者・行政】
- 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽などの消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進めていく必要がある。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進めていく必要がある。【行政】
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。【行政】
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備等を進めていく必要がある。【事業者・行政】

（重要業績評価指標）

- 消防団員の条例定数充足率 86.4%（R7）
- 自主防災組織活動カバー率 97.5%（R7）
- 香川DMA T隊員の延べ養成数 199人（R7）
- 上水道の急所施設耐震化率 導水管 33.8%（R5）、送水管 38.9%（R5）
- 避難所等の重要施設に接続する水道管路（配水管）の耐震化率
下水道処理区域内 28.5%（R5）、下水道処理区域外 20.5%（R5）

1-3：広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 南海トラフ地震（最大クラス）等の広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがあるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、Jアラートの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等を進め、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について検討する必要がある。【行政】
- 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を計画的に行うとともに、新設にあたっては耐震性に配慮して整備する必要がある。【行政】

○ 施設整備が途上のケースが多いこと、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策が必要である。例えば人口・機能が集積する沿岸地域において、ハード・ソフト対策等を総合した防護水準を検討する必要がある。【県民・行政】 ○ 河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。【行政】 ○ 津波からの避難を確実に行うため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、沿道建築物の耐震化などの対策を関係機関が連携して進める必要がある。【県民・行政】 ○ 南海トラフ地震（最大クラス）の津波ハザードマップは、沿岸 12 市町すべてで作成・公表されているが、市町と連携して一層の周知を図る必要がある。【行政】 ○ 水門、樋門等の自動化や遠隔操作化の技術を活用し、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理体制を整備する必要がある。【行政】 ○ 島しょ部では津波災害が発生した場合に速やかな対応が困難になるものと想定されるため、本土との連携を緊密にし、災害対応能力を高める必要がある。【行政】 ○ 津波避難は、情報システムがなくても、強い揺れや弱くても長い揺れを感じたら、一人一人が速やかに沿岸部から離れ、可能な限り高い場所へ避難するのが基本であることを念頭に、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。【県民・事業者・行政】 ○ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や事業者等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。【県民・行政】＜再掲＞ ○ 渋滞により避難が遅れる事態を回避するため、自動車を用いることができる者についてあらかじめ合意形成を図るとともに、それ以外の者は、徒歩や自転車での避難することを前提に、避難経路・避難方法を検討し、実行できる環境を整えていく必要がある。【県民・行政】 ○ 大規模災害発生時の早期避難の実現等に向け、AI やビッグデータなど技術革新が急速に進展しているデジタル技術の利活用を推進する必要がある。【事業者・行政】
（重要業績評価指標） ○最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表している市町数 12 市町（R7） ○地震・津波対策海岸堤防等整備事業のⅡ期計画延長に対する整備率 13.3%（R7） ○自主防災組織活動カバー率 97.5%（R7） ○NPO 法人日本防災士機構が認定する防災士数 4,859 人（R7） ○防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード数及び防災情報メールの登録件数 92,834 件（R7）

1－4：突発的又は広域的な洪水・高潮等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
○ 大規模な風水害や複数の災害が同時に発生する可能性もあるので、河川整備計画等に基づいた河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策を進めるとともに、砂防施設、排水機場、雨水貯留管等の排水施設などのハード対策を推進する。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施し、大規模水害を未然

に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。【県民・行政】

- 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るとともに、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進め被災後の早期復旧能力（「災害レジリエンス（縮災）」）の強化に努める必要がある。【事業者・行政】
- 洪水ハザードマップを作成・公表している市町は 14 市町（R6）、内水ハザードマップを作成・公表している市町は 4 市町（R7）であり、市町と連携して、浸水想定区域の見直し等を踏まえた各種ハザードマップの見直し等ソフト対策を推進する必要がある。【行政】
- 近年の気候変動に伴い、頻発化・激甚化する風水害の課題を踏まえ、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすためには、洪水ハザードマップや避難場所、避難経路などを分かりやすい地図情報として確認できる環境を整備し、県民の防災意識の向上を図る必要がある。【県民・行政】
- 洪水時の被害軽減、早期復旧のため、要配慮者利用施設等における避難確保・浸水防止計画作成等に関する取組みを促進する必要がある。【事業者・行政】
- 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を計画的に行うとともに、新設にあたっては耐震性を考慮して整備する必要がある。【行政】＜再掲＞
- 施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き河川管理施設（ダムを含む）、砂防設備、下水道施設、海岸保全施設等の適切な維持管理・更新を進める必要がある。【行政】
- 水門、樋門等の自動化や遠隔操作化の技術を活用し、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理体制を整備する必要がある。【行政】＜再掲＞
- ため池については、築造年代が古く、堤体や取水施設、洪水吐等の老朽化が進行しているものが多く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響をあたえるリスクが高いため、ハード・ソフト両面から、ため池の防災・減災対策を実施する必要がある。【県民・事業者・行政】
- 再開発事業中のダムを含めた土木部管理ダムにおいて、大規模な地震に対するダムの耐震性能照査を行い、堤体やダム用ゲート設備等が損傷し、利水・治水の面で機能不全となるおそれがあるダムについては、その照査結果に基づき治水に対応した再開発も含めた、対策を実施する必要がある。【行政】
- 河川整備については、河川整備計画に基づき整備を行っているが、事業効果の早期発現のため計画的かつ着実に整備を行う必要がある。【行政】
- 重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等が進められているが、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり、その間に集中豪雨や線状降水帯の発生により大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、県・市町・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要がある。【県民・行政】
- 森林の適正な管理を推進する必要がある。山地災害については、発生のおそれの高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木災害への対応強化を進める必要がある。【県民・事業者・行政】
- 平時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、内水ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。【行政】
- 地震に伴い広域的な地盤沈降が発生し、津波等の浸水が引かない状態が発生する可能性があるため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。【行政】

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、地籍調査の進捗率は 86.4% (R7) であり、同業者団体と連携して調査等の更なる推進を図る必要がある。【県民・事業者・行政】

(重要業績評価指標)

- 洪水ハザードマップを作成・公表している市町村数 14 市町 (R7)
- 内水ハザードマップを作成・公表している市町村数 4 市町 (R7)
- 下水道による都市浸水対策達成率 46% (R6)
- 河川整備率 56% (R7)
- 河川整備計画に基づき河川整備を行っている県管理河川の整備率 64.8% (R7)
- 地震・津波対策海岸堤防等整備事業のⅡ期計画延長に対する整備率 13.3% (R7)
- 防災重点農業用ため池の防災対策箇所数 75 箇所 (R7)
- 地籍調査進捗率 86.4% (R7)

1-5: 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生

- 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、土砂災害警戒区域の指定等が進められているが、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、対応方策について検討する必要がある。【行政】
- 想定している規模以上の土砂災害、ため池の決壊等に対して、対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるため、被害を軽減する方策を検討する必要がある。【行政】
- 重要な交通網など社会経済上重要な施設の保全のための施設整備が途上であることや、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。【県民・行政】
- 頻発化する土砂災害に対し、高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し、引き続き土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の精度向上等に取り組むことで、住民等の円滑な避難を促進する必要がある。【行政】
- 農山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄、鳥獣被害等に伴う森林・農地の保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨や線状降水帯の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されるとともに、ため池・基幹的水利施設等の改修や耐震化、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。また、森林の整備にあたっては、山地災害防止等の各機能の高度発揮を図るため、機能に応じた望ましい森林の姿に向けて、多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。さらに、自然公園等の防災対策としては、土砂災害等による園路や防護柵等の損壊等に伴う公園利用者への被害の防止を図るため、利用施設の老朽化対策を進める必要がある。【県民・行政】
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。【県民・行政】
- 土砂災害防止、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等が進められているが、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり、大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、県・市町・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要がある。【県民・行政】

- 森林の適正な管理を推進する必要がある。山地災害については、発生のおそれの高い箇所的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木災害への対応強化を進める必要がある。【県民・事業者・行政】

(重要業績評価指標)

- 土砂災害ハザードマップを作成・公表している市町数 17市町 (R7)
- 土石流や急傾斜地の崩壊等による災害から保全される人家戸数 17,068戸 (R7)
- 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落数 1,056集落 (R7)
- 防災重点農業用ため池の防災対策箇所数 75箇所 (R7)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1: 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、高速道路や国道を含め複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【事業者・行政】
- 大規模地震が発生した場合に速やかな救命・救急・救助活動や緊急物資輸送体制を強化するため、「四国8の字ネットワーク」を早期完成する必要がある。【行政】
- 多数の県民が避難所に避難することで、一人当たりの居住スペースの減少、トイレの不足、医療従事者の不足及びテントや車中泊による屋外生活者の発生により、保健衛生環境の悪化や災害関連死の増加に繋がる可能性があり、その対策が必要となる。【行政】
- 発災後に迅速な救命活動や物資輸送を円滑に行うための道路啓開や航路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【事業者・行政】
- 水道施設急所施設耐震化率は導水管 33.8% (R5)、送水管 38.9% (R5)、避難所等の重要施設に接続する水道管路（配水管）の耐震化率は下水道処理区域内 28.5% (R5)、下水道処理区域外 20.5% (R5)であり、水道事業者における水道施設の耐震化の着実な実施を推進する必要がある。また、応急給水拠点の整備、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。【事業者・行政】
- 食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。【県民・事業者・行政】
- 震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドラインに基づき、関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。【事業者・行政】
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、県、市町、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況にあわせたプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けた、情報収集・供給体制の構築等を進める必要がある。【事業者・行政】
- 公的施設・避難所等における燃料備蓄やLPガス等の活用、自家発電設備等の導入を促進するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。学校施設の多くが指定避難所に指定されているが、断水時のトイレや電力、備蓄機能などの防災機能強化等を推進する必要がある。【県民・事業者・行政】

(重要業績評価指標)

- 上水道の急所施設耐震化率 導水管 33.8% (R5)、送水管 38.9% (R5) <再掲>
- 避難所等の重要施設に接続する水道管路(配水管)の耐震化率
下水道処理区域内 28.5% (R5)、下水道処理区域外 20.5% (R5) <再掲>
- 橋梁の耐震補強完了率 100% (R7)
- 緊急輸送道路の要対策箇所の対策率 96% (R7)

2-2: 長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生

- 道路の防災、震災対策や防災機能強化港の耐震岸壁の整備、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進めているが、広域のかつ大規模の災害が発生した場合には、島しょ部等では現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、対策を推進するとともに島しょ部等に対する方策を検討する必要がある。【県民・行政】
- 高齢化率の高い島しょ部や山間地等においては、災害発生時に道路が寸断した場合に交通手段確保等により迅速な救急・救助活動や物資供給活動を行うことができないおそれもあるため、民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、周辺自治体との連携や物資供給ルートを確保し、避難路や代替輸送路を確保するための取組みを促進するとともに、民間備蓄との連携による備蓄の推進を図る必要がある。【県民・事業者・行政】
- 島しょ部は災害対処機能が十分に整備されていない場合も多く、また海に隔てられているため、速やかな災害対処に困難が伴う場合が多い。このため、本土との災害対応の合同訓練の実施等連携を緊密にし、本土の災害対応能力の活用を行う必要がある。【県民・行政】
- 島しょ部は土地利用上の制約も多く、避難場所が限定される可能性もあるので、安全かつ安心して避難できる場所を確保する必要がある。【県民・行政】
- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するための体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤施設の堅牢化・高度化、衛星通信技術やドローンの導入、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの活用、地理空間情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。【県民・行政】
- 県・市町(警察・消防等含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【行政】

(重要業績評価指標)

- 飛行場外離着陸場を有する離島(有人島)のカバー率 50% (R7)
- かがわ医療情報ネットワーク「K-MIX R」で中核病院等が新たに情報連携した患者数〔累計〕20,052人 (R7)

2-3: 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 警察、消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、県外からの応援部隊の受入、連携活動の調整方法等について事前に明確化しておく必要がある。【県民・事業者・行政】

○ 災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する必要がある。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。【県民・事業者・行政】 ○ 地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。【行政】 ○ 県及び市町の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるとともに、信号機電源付加装置の整備等を推進し、円滑な活動を支援する必要がある。【行政】
(重要業績評価指標) ○緊急消防援助隊数 65 隊 (R7) ○防災拠点となる警察本部・警察署の耐震化率 100% (R7)

2-4：想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
○ 帰宅困難者対策については、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保、徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。また、一時滞在施設や避難所となる学校施設等について、必ずしも耐震化、防災機能（備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等）を有しておらず、帰宅困難者・避難者等の受け入れ態勢の確保を図る必要がある。【県民・事業者・行政】 ○ 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路や港湾の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について、関係機関の連携型タイムラインの作成・訓練の実施等連携調整を事前に行う必要がある。【行政】 ○ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するために、最先端のシミュレーション技術を活用した対策を検討する必要がある。【行政】＜再掲＞ ○ 県・市町（警察・消防等）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【行政】＜再掲＞
(重要業績評価指標)

2-5：医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺
○ 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。【事業者・行政】 ○ 公的医療機関のうち耐震化が未了の施設では、大規模地震により災害時に医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。【行政】 ○ 災害拠点病院における防災・減災機能については、飲料水や食料の一定の備蓄はあるものの、停電等により、大規模災害時に必要な医療を提供できないおそれがあるため、機能強化を進める必要がある。【事業者・行政】 ○ 社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切に対応する必要がある。【事業者・行政】 ○ 災害派遣医療チーム（DMAT）については、全ての災害拠点病院に配置済みであるが、インフラ

被災時には、被災地に円滑に到達できなくなるおそれがあるため、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。さらに、災害時に被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する必要がある。【事業者・行政】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するために、事前の最先端のシミュレーション技術を活用して救急搬送や災害応急活動の遅延を解消する対策を検討する必要がある。【行政】
- 需要側においては、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めることが必要である。また、医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するための対策を検討する必要がある。【県民・事業者】
- エネルギー供給のためのインフラ被災時にはエネルギーを供給できなくなるため、道路や港湾の防災、震災対策や地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。【行政】

(重要業績評価指標)

- 公的医療機関の耐震化率 95.5% (R7)
- 香川DMA T隊員の延べ養成数 199人 (R7)
- DMA T連絡会、四国DMA T実働訓練等の毎年実施 年1回実施 (R7)
- 災害拠点病院における3日分程度の水、食料の備蓄維持 年1回確認 (R7)
- 災害拠点病院におけるDMA T保有率 100% (R7)
- 災害拠点病院の自家発電等設備の設置率 100% (R7)

2-6: 大規模な自然災害と感染症との同時発生

- 感染症が発生している中、避難所を開設する際には、感染症対策を講じるとともに、適切な連絡体制を構築する必要がある。【行政】
- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等の体制等を構築しておく必要がある。【事業者・行政】
- 災害時における医療活動を支えるため、疫病・感染症の拡大抑制に対する取組みを着実に推進する必要がある。【事業者・行政】

(重要業績評価指標)

- 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率 第1期 90.6%、第2期 94.2% (R6)

2-7: 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

- 多数の県民が避難所に避難することで、一人当たりの居住スペースの減少、トイレの不足、医療従事者の不足及びテントや車中泊による屋外生活者の発生により、保健衛生環境の悪化や災害関連死の増加に繋がる可能性があり、その対策が必要となる。【行政】＜再掲＞
- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難所運営マニュアルを作成するとともに、要配慮者のための福祉避難所の指定を促進するなど、避難所の運営体制づくりを進める必要がある。【行政】
- 自主防災組織等による地区防災計画の策定を促すとともに、学校や職場、自主防災組織等を通じて、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。【県民・事業者・行政】

○ 避難所では、スフィア基準等を踏まえ飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品や非常用電源、テレビ、ラジオ、仮設トイレ等必要な設備・備品の確保に努めるとともに、県民には、平時から食料や飲料水等の家庭備蓄及び非常用持出品の準備を進める必要がある。【県民・行政】 ○ 給水関連施設の災害に対する安全性の確保を推進するとともに、給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材を整備する必要がある。また、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。【事業者・行政】 ○ 物資拠点から避難所まで円滑な物資輸送を実施する体制を構築する必要がある。【事業者・行政】 ○ 在宅や車中など避難所以外への避難者についても、状況把握や必要な支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る国・市町との連携スキームの構築を推進する必要がある。【行政】 ○ 災害対策本部内に設置する保健医療福祉調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成すること等により、被災各地区の保健医療・福祉ニーズに応じた各保健医療福祉活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療福祉活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する必要がある。【事業者・行政】
(重要業績評価指標)

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1：被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
○ 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。【行政】 ○ 公共の安全と秩序の維持を図るため、業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める必要がある。【行政】 ○ 災害発生時において、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要がある。【行政】 ○ 安全な交通の確保について、県内における信号機電源付加装置の整備が89基（R7）と進捗しているものの、信号機のごく一部の整備にとどまることから、中長期的な視点から着実に整備を進める必要がある。【行政】
(重要業績評価指標) ○停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 89基（R7）

3-2：自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
○ 職員の被災や首長・幹部職員など指揮命令権者の不在で業務に混乱を生じる可能性がある。また、地方自治体業務の機能不全は、事後の全ての段階の回復速度に直接的に影響することから、復旧・復興の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。【行政】 ○ 県内では県及び8市9町でBCPを策定しており（R7）、BCPの見直し、実効性の向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。【行政】 ○ 島しょ部や集落が孤立する可能性のある地区等が被災した場合、地域内の限られた人数での対応となることが想定されるため、自治体職員の派遣計画を講ずる必要がある。【行政】

○ 県・市町村庁舎施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化等が行われており、現在実施中の対策が完了すれば最低限の人命の安全確保と機能確保が図られるため、着実に推進する必要がある。【行政】 ○ 防災拠点となる公共施設等の耐震化率が 97.8%（R7）であり、耐震化の完了に向けて引き続き対策を実施する必要がある。【行政】 ○ 南海トラフ地震（最大クラス）のような大規模災害発生時には、消防機能が十分機能するよう、さらなる耐震化を推進する必要がある。【行政】 ○ 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。【事業者・行政】 ○ 非構造部材の耐震対策が構造体の耐震化と比べ遅れている学校施設において、耐震対策の一層の加速が必要である。【事業者・行政】 ○ 南海トラフ地震（最大クラス）や大規模な風水害をはじめとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、県の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、BCP等を踏まえ、庁舎の耐震化等、電力の確保、衛星通信機器の配備による情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。【行政】 ○ 庁舎やその他公共施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災やエネルギー供給の途絶によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や海岸構造物の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策及び石油製品の備蓄増強等を着実に推進する必要がある。【事業者・行政】
（重要業務指標） ○災害時連絡員派遣訓練 年 1 回実施（R7） ○県内自治体のBCP策定数 県及び 8 市 9 町（R7） ○防災拠点となる公共施設等の耐震化率 97.8%（R7）＜再掲＞

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

【新】4－1：サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下
○ 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路の確保のための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。【事業者・行政】 ○ 県内企業に対し、BCPの策定の必要性についての普及啓発及び策定の促進に取り組むとともに、大企業等を含む優れたBCPを策定した企業を優良取組事業所として認定することで、BCP策定の機運を高める必要がある。また、策定後は緊急事態発生時に適切に運用されるよう、事業者自ら定期的に訓練を実施する必要がある。【事業者・行政】 ○ 被災後は、燃料供給量に限界が生じることから、優先供給が可能な給油所の確保など燃料供給のバックアップ体制の強化を図る必要がある。【事業者】 ○ 事業者が事業継続の取組みの行動を起こしやすくするため、地域の具体的な被害想定情報を共有するため、ハザードマップ等の普及・啓発を促進する必要がある。【事業者・行政】 ○ 燃料供給のサプライチェーンの維持のため、近隣にガソリンスタンドがない地域における石油製

品の安定的供給に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄など需要側の対策についても支援を強化する必要がある。【県民・事業者・行政】

(重要業績評価指標)

○緊急輸送道路の要対策箇所の対策率 96% (R7) <再掲>

○地震・津波対策海岸堤防等整備事業のⅡ期計画延長に対する整備率 13.3% (R7)

4-2: コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

- 四国有数の大型生産拠点の一つである番の州コンビナート地区は、最大クラスの津波が発生すると一部区域が浸水する結果となっており、コンビナートに係る設備の耐震化や地区内道路の液状化対策及び護岸等の強化など、地震・津波対策を着実に推進する必要がある。
- 石油コンビナート等防災計画（平成28年7月改定）に従って石油コンビナートにおける施設の自主的な整備や点検の実施など、災害の予防対策を推進する必要がある。【事業者・行政】
- 石油コンビナートにおける災害の予防や、災害が発生した際の被害を低減するため、日常点検や防災訓練を通じて特定事業所の自衛消防組織や地域消防等の関係機関との連携の確認や強化を行う必要がある。【事業者・行政】
- コンビナートエリア内における事業者の連携の促進・持続的な推進など民間事業者等における取組みを強化する必要がある。【事業者】
- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。【事業者・行政】
- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。【県民・事業者・行政】
- 高圧ガス設備について耐震対策を促進する必要がある。【事業者】
- 石油タンクのスロッシング現象により、火災が生じる可能性があるため、その対策が必要となる。【事業者】
- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、河川・海岸堤防の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。【事業者・行政】
- 大規模津波により石油タンク等が流出し二次災害が発生するおそれがあるため、防止対策を推進する必要がある。【事業者】
- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための事業者による資機材整備・訓練等の体制整備を促進するとともに、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、引き続き県と地方公共団体が連携して対応する必要がある。【事業者・行政】

(重要業績評価指標)

○県における防災訓練等の人材育成事業の実施 毎年実施 (R7)

○コンビナート計画に基づく訓練の実施 毎年実施 (R7)

○石油タンクの耐震基準への適合率の維持 100% (R7)

4-3：食料等の安定供給の停滞に伴う、社会経済活動への甚大な影響

- 広域にわたる大規模自然災害の発生時を想定した、食料等の供給・確保に関し、今後、食品産業事業者や施設管理者との協定締結を推進していく必要がある。【事業者・行政】
- 災害時に食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。【事業者・行政】
- 災害時に食料等を安定して迅速かつ的確に供給できるよう、協定を締結している事業者と連携し、物資輸送訓練等を行う必要がある。【事業者・行政】
- 農業に係る生産基盤等については、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。併せて施設管理者や農業者及び非農業者を含めた地域住民が連携した施設の保全・管理を推進する。【県民・事業者・行政】
- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、道路や港湾の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等、各々の災害対応力を強化する必要がある。【行政】
- 漁港管理者や漁協等に対してBCPガイドラインの普及を行い、水産物の一連の生産・流通過程に係る個別地域BCPの策定を促進する必要がある。【事業者・行政】

（重要業績評価指標）

- 防災重点農業用ため池の防災対策箇所数 75 箇所 (R7) <再掲>
- 基幹水路保全対策延長（累計） 156km (R7)
- 農業者や地域住民などの協働によるため池や水路等の保全管理実施面積 15,521ha (R7)

4-4：農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

- 農地や農業用施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。【県民・行政】
- 森林については、市町村森林整備計画において、水源かん養機能維持増進森林及び山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林に区分された森林の機能が良好に保つよう努めているが、森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する県土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあり、また、集中豪雨や線状降水帯の発生頻度の増加等により、山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。このため、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。その際、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。【県民・行政】
- 森林の整備にあたっては、山地災害防止等の各機能の高度発揮を図るため、機能に応じた望ましい森林の姿に向けて、多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。【県民・行政】

（重要業績評価指標）

- 農業者や地域住民などの協働によるため池や水路等の保全管理実施面積 15,521ha (R7) <再掲>
- 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落数 1,056 集落 (R7)

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

【新】 5-1：テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 固定電話や携帯電話は、震度 6 弱以上の多くの地域や津波浸水地域において、屋外施設や家屋の被災、通信設備の損壊等により、利用困難となることが想定されるため、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害対応が行えるよう、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。【事業者・行政】
- 電力・ガス等の長期供給停止を発生させないように、発災時に適正な供給、遮断を行うため、電力・ガス等の制御システムのセキュリティを確保する必要がある。また、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。【事業者・行政】
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上やドローン、衛星通信などの新技術活用等を図る必要がある。【事業者・行政】
- 大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。【事業者・行政】
- 住民への災害情報提供にあたり、自治体や自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、それらの対策を推進する必要がある。【県民・事業者・行政】
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供ができるよう衛星通信等の代替手段の整備やその基盤となる Lアラート（公共情報コモンズ）の迅速かつ確実な伝達を推進する必要がある。【事業者・行政】
- 市町における防災行政無線のデジタル化の推進、ラジオ放送局の難聴対策、旅行者に対する情報提供の着手、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。【事業者・行政】
- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、防災情報システムを各種災害対応に活用するとともに、特に情報収集・提供の主要な主体となる人員・体制を整備する必要がある。【事業者・行政】
- 発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避するため、最先端のシミュレーション技術により実態把握と解決策を検討しておく必要がある。【行政】
- 大規模災害発生時の早期避難の実現等に向け、AI やビッグデータなど技術革新が急速に進展しているデジタル技術の利活用を推進する必要がある。【事業者・行政】

（重要業績評価指標）

- 住民への災害情報の伝達手段の多重化が図られている市町 15 市町 (R7)
- 電力供給途絶時に 72 時間以上、通信施設を使用することができる警察庁舎 100% (R7)
- ホテル旅館生活衛生同業組合を通じた、観光客避難誘導の周知会開催 年 1 回実施 (R7)
- 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）自動起動装置の整備率 100% (R7)
- アイパル香川と連携した災害時における多言語情報伝達訓練の実施 年 1 回実施 (R7)
- 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 89 基 (R7) <再掲>
- 防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード数及び防災情報メールの登録件数 92,834 件 (R7) <再掲>

５－２：電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

- 主に震度６弱以上の地域及び津波で浸水する地域で、電柱（電線）の被害等が発生し、停電する可能性があるため、早期の復旧を図る必要がある。また、発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。【事業者】
- 事業者が事業継続の取組みの行動を起こしやすくするため、地域の具体的な被害想定情報を共有するため、ハザードマップ等の普及・啓発を促進する必要がある。【事業者・行政】

（重要業績評価指標）

５－３：都市ガス供給、石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

- コンビナート港湾における関係者が連携して、策定したBCPの実効性を高める必要がある。【事業者】
- エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を推進する必要がある。加えて自衛防災組織の充実強化を図る必要がある。【事業者・行政】
- エネルギー供給源の多様化のため、地域と共生した形で、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。【事業者・行政】
- 燃料供給ルートを実実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路の確保のための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。【事業者・行政】＜再掲＞

（重要業績評価指標）

- 石油タンクの耐震基準への適合率 100%（R7）＜再掲＞

５－４：上下水道施設の長期間にわたる機能停止

- 上水道、工業用水道施設等の耐震化が進められているが、延長が長いことから、現状で上水道の急所施設耐震化率は導水管 33.8%（R5）、送水管 38.9%（R5）、避難所等の重要施設に接続する水道管路（配水管）の耐震化率は下水道処理区域内 28.5%（R5）、下水道処理区域外 20.5%（R5）、工業用水道の基幹管路耐震適合率は 40.8%（R6）にとどまっている。その推進のためには、県や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。また、停電の影響を受け、非常用発電機の燃料がなくなった段階で供給停止となる可能性があるため、その対策が必要となる。【行政】
- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制の整備を推進するとともに、BCPの策定、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する必要がある。【県民・事業者・行政】
- 上水道施設等が被害を受けないよう洪水対策等を進める必要がある。【行政】
- 管路の被災により、揺れの強い地域、浸水地域を中心に処理が困難となる可能性があるが、市町と連携して耐震化を着実に推進する必要がある。また、停電の影響を受け、非常用発電機の燃料がなくなった段階で処理場の機能停止が想定される。市町と連携して策定した下水道BCPに基づき災害時訓練を実施していく必要がある。加えて、発災時においてガス供給、遮断の不備による二次被害

を防ぐため、ガスを使用する設備の耐災害性の強化充実を図る必要がある。【行政】

- 農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。【行政】
- 浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。【県民・行政】
- 施設の耐震化等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。【行政】

(重要業績評価指標)

- 上水道の急所施設耐震化率 導水管 33.8% (R5)、送水管 38.9% (R5) <再掲>
- 避難所等の重要施設に接続する水道管路(配水管)の耐震化率
下水道処理区域内 28.5% (R5)、下水道処理区域外 20.5% (R5) <再掲>
- 工業用水道の基幹管路の耐震適合率 40.8% (R6)
- 工業用水道事業のうち、最大規模の地震を想定したBCP策定率の維持 100.0% (R6)
- 下水道の急所施設耐震化率(管路) 85.0% (R7)
- 農業集落排水施設の老朽化機能診断実施地区割合 100% (R7)
- 浄化槽台帳システムを用いた、浄化槽データの更新自治体数 17市町 (R7)

5-5: 幹線道路や鉄道が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化など、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間等で共有する必要がある。【事業者・行政】
- 発災後は周辺の被害状況や交通機関の被害状況により、利用者が円滑に避難・帰宅できなくなる可能性もあるので、迅速な輸送経路確保に向けて、関係機関の連携等により情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【事業者・行政】
- 物流インフラが被災した場合には事業者だけでは解決できない問題があり、関係機関との協力・連携のもとでハード・ソフト両面の対策について、事前に十分準備する必要がある。【事業者・行政】
- 港湾BCPにより、大規模災害時に、緊急物資の輸送等の優先業務を継続させ、低下した物流機能をできる限り早期に回復できるように災害レジリエンス(縮災)の強化に努める必要がある。【行政】
- 幹線交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、代替となる輸送ルートの確保を図る必要がある。また、幹線交通の分断は、影響が極めて甚大な被害であるため、関係機関が連携して幅広い観点からさらなる検討を進める必要がある。【事業者・行政】
- 島しょ部や孤立集落では、陸路及び海路が寸断され、救助活動や物資支援の障害となることが想定されるため、早期に啓開できるよう計画を立てる必要がある。【県民・行政】
- 空港機能について、高松空港が航空輸送上重要な空港に位置付けられていることから、発災時にその機能が確保できるよう耐震化対策等を着実に進める必要がある。また、その機能が果たせるよう、関係機関との情報共有や協力体制の構築を図る必要がある。【事業者・行政】
- 四国が海で隔てられていること及び高松市(サンポート)が四国の防災拠点であることから、本州

から複数の輸送ルートを確保するため、新幹線の導入促進や船舶輸送の確保維持を行う必要がある。【事業者・行政】

- 大規模な自然災害が発生した場合の防災・減災に対する施設整備が途上であること、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた災害レジリエンス（縮災）強化対策を進める必要がある。【県民・事業者・行政】
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、県及び市町が連携した取組みを強化する必要がある。また、被害により人材、資機材及び通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。【県民・行政】
- 住宅及び防災拠点となる公共施設等の耐震化率は、住宅が 86%（R5）、防災拠点となる公共施設等が 97.8%（R7）と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいため、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する必要がある。【県民・行政】＜再掲＞
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。【行政】＜再掲＞

（重要業績評価指標）

- 港湾BCPが策定された重要港湾を対象に、関係機関と連携した訓練を実施 年 1 回実施（R7）
- 住宅の耐震化率 86%（R5）＜再掲＞
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化率 97.8%（R7）＜再掲＞
- 香川県緊急輸送道路沿道建設物等耐震対策支援事業の実施件数（累計）耐震診断、耐震改修 60 件（R7）
- 新幹線実現に向けた取組み（シンポジウムの開催等） 毎年実施（R7）

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【新】 6－1：自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

- 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。県は、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例や研究成果の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組みを充実するとともに、市町が連携しながら対応する必要がある。【県民・行政】
- 被災後に早期かつ的確に復興まちづくりに着手できるよう、県が方向性を示し、勉強会や訓練の開催など、市町と連携した取組みを実施する必要がある。【行政】
- 警察、消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、県外からの応援部隊の受入、連携活動の調整方法等について事前に明確化しておく必要がある。【県民・事業者・行政】＜再掲＞
- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。【事業者・行政】＜再掲＞

○ 広域にわたる大規模自然災害の発生時を想定した、食料等の供給・確保に関し、今後、食品産業事業者や施設管理者との協定締結を推進していく必要がある。【事業者・行政】＜再掲＞ ○ 大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。【事業者・行政】＜再掲＞ ○ 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制の整備を推進するとともに、ＢＣＰの策定、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する必要がある。【県民・事業者・行政】＜再掲＞
（重要業績評価指標） ○事前復興まちづくり計画の策定または復興体制を地域防災計画に位置付けた市町数 0市町（R7）

6－2：大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
○ 地震動・液状化・津波・がけ崩れ・火災等の災害が発生した場合に生じる、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、仮置場の候補地の選定を促進する必要がある。【行政】 ○ 海に流出した災害廃棄物は、海岸に漂着するもの、海底に堆積するもの、海中を浮遊するもの、海面を漂流するもの等があり、これらを放置した場合に船舶航行や港湾・漁港への入港等の際に安全上の障害、漁業従事上の支障となるため、対策を検討する必要がある。【事業者・行政】 ○ 市町においては、災害廃棄物処理計画の策定は完了しており、今後は、計画に基づく訓練を実施し、実効性の向上に向けた人材育成を図る必要がある。【行政】 ○ 災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報を踏まえた対策を検討する必要がある。【行政】
（重要業績評価指標） ○県及び全市町における、災害廃棄物処理計画の策定率 100%（R7） ○災害廃棄物処理に係る訓練の実施（年2回以上） 2回（R7）

6－3：地域コミュニティの崩壊、災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
○ 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるＢＣＰ策定等の取り組みが進められているが、被災した建築物や宅地等の危険度判定や道路啓開、また復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、事業者、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取り組みは行われていない。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から労働安全衛生に関するビジョン・ゼロ活動を推進し、就労環境の改善等を図る必要がある。【事業者・行政】 ○ 県・市町（警察・消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【行政】＜再掲＞ ○ ボランティアやNPOなど民間の人材を効果的に活用し、早期の被災者支援や復興を図る必要がある。【県民・事業者・行政】 ○ 福祉的な支援を必要とする被災住民の生活再建に向けて、地域において、行政及び福祉関係団体等からなる支えあいのための組織を形成する必要がある。【事業者・行政】

(重要業績評価指標)

○NP0・ボランティアや関係団体と連携した、平時からの「顔が見える関係づくり」及び災害対応力の向上を図る訓練・勉強会の年1回以上の実施。

6-4: 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 石垣等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。【県民・事業者・行政】
 - 文化財の被害に備え、平時における文化遺産等の総合的な把握や文化財の救援活動を円滑に行うための準備が必要である。また、被災した文化財を修復する技術の伝承が必要である。【県民・事業者・行政】
 - 博物館（歴史、芸術、民俗等）における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめることが必要である。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。【事業者・行政】
 - 被災による地域コミュニティの崩壊により、無形の文化財が承継されない事態を回避するため、地域間交流や世代間交流を図る必要がある。
- 消防法施行令第21条第1項第1号イに基づく国宝及び重要文化財の自動火災報知設備設置率100% (R7)

6-5: 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、地籍調査の進捗率は86.4% (R7)であり、調査等の更なる推進を図る必要がある。【県民・行政】＜再掲＞
- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。【事業者】

(重要業績評価指標)

○地籍調査進捗率 86.4% (R7) ＜再掲＞

①施策分野（11 分野）

1) 行政機能/警察・消防等

【行政機能】

- 職員の被災や首長・幹部職員など指揮命令権者の不在で業務に混乱を生じる可能性がある。また、地方自治体業務の機能不全は、事後の全ての段階の回復速度に直接的に影響することから、復旧・復興の観点から極めて重要であり、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。
- 県・市町村庁舎施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化等が行われており、現在実施中の対策が完了すれば最低限の人命の安全確保と機能確保が図られるため、着実に推進する必要がある。
- 南海トラフ地震（最大クラス）や大規模な風水害をはじめとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、県の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、BCP等を踏まえ、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。
- 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「災害レジリエンス（縮災）」の理念のもとに、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。
- 高齢化率の高い島しょ部や山間地等においては、災害発生時に道路が寸断した場合に交通手段確保等により迅速な救急・救助活動や物資供給活動を行うことができないおそれもあるため、民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、周辺自治体との連携や物資供給ルートを確保し、避難路や代替輸送路を確保するための取組みを促進するとともに、民間備蓄との連携による備蓄の推進を図る必要がある。
- 島しょ部は災害対処機能が十分に整備されていない場合も多く、また海に隔てられているため、速やかな災害対処に困難が伴う場合が多い。このため、本土との連携を緊密にし、本土の災害対応能力の活用を行う必要がある。
- 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定等の取組みが進められているが、被災した建築物や宅地等の危険度判定や道路啓開、また復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、事業者、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。
- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難所運営マニュアルを作成するとともに、要配慮者のための福祉避難所の指定を促進するなど、避難所の運営体制づくりを進める必要がある。
- 自主防災組織等による地区防災計画の策定を促すとともに、学校や職場、自主防災組織等を通じて、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。
- 石垣等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。
- 文化財の被害に備え、平時における文化遺産等の総合的な把握や文化財の救援活動を円滑に行うた

めの準備が必要である。それを修復する技術の伝承が必要である。

【警察・消防等】

- 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽などの消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進めていく必要がある。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進めていく必要がある。
- 公共の安全と秩序の維持を図るため、業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める必要がある。
- 警察庁舎及び消防庁舎は、地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。
- 県及び市町の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるとともに、信号機電源付加装置の整備等を推進し、円滑な活動を支援する必要がある。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上やドローン、衛星通信などの新技術活用等を図る必要がある。

2) 住宅・都市

- 建物・交通施設及び住宅の火災予防・被害軽減のための取組みを推進する必要がある。また、住宅密集地の改善整備については、避難地等の整備、老朽建築物の除却や不燃化等により、官民が連携して適切な改善を図る必要がある。
- 管路の被災により、揺れの強い地域、浸水地域を中心に処理が困難となる可能性があるが、市町と連携して耐震化を着実に推進する必要がある。また、停電の影響を受け、非常用発電機の燃料がなくなった段階で処理場の供給停止が想定される。市町と連携して策定した下水道BCPに基づき災害時訓練を実施していく必要がある。加えて、発災時においてガス供給、遮断の不備による二次被害を防ぐため、ガスを使用する設備の耐災害性の強化充実を図る必要がある。
- 住宅及び防災拠点となる公共施設等の耐震化は、一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、発災時に未就学児はとっさに自分の身を守る行動を起こしにくいことから、家庭や幼稚園等の教育・保育施設における家具類の転倒防止対策の促進や、非構造部材の落下防止対策等を推進する必要がある。
- 住民への災害情報提供にあたり、自治体や自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、それらの対策を推進する必要がある。
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、県及び市町が連携した取組みを強化する必要がある。また、被害により人材、資機材及び通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。
- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を推進するとともに、災害警備訓練などの被災者救助及び捜索関係施策を推進する必要がある。
- 津波からの避難を確実にを行うため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、沿道建築物の耐震化などの対策を関係機関が連携して進める必要がある。
- 帰宅困難者対策については、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保、徒

歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。また、一時滞在施設や避難所となる学校施設等について、必ずしも耐震化、防災機能（備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等）を有しておらず、帰宅困難者・避難者等の受け入れ態勢の確保を図る必要がある。

- 主に震度6弱以上の地域及び津波で浸水する地域で、電柱（電線）の倒壊（断線）被害等が発生し、交通遮断や停電する可能性があるため、早期の復旧を図る必要がある。また、発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。
- 平時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、内水ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。

3) 保健医療・福祉

- 公的医療機関のうち耐震化が未了の施設では、大規模地震により災害時に医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。
- 医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するための対策を検討する必要がある。
- 災害拠点病院における防災・減災機能については、飲料水や食料の一定の備蓄はあるものの、停電等により、大規模災害時に必要な医療を提供できないおそれがあるため、機能強化を進める必要がある。
- 社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切に対応する必要がある。
- 多数の県民が避難所に避難することで、一人当たりの居住スペースの減少、トイレの不足、医療従事者の不足及びテントや車中泊による屋外生活者の発生により、保健衛生環境の悪化や災害関連死の増加に繋がる可能性があり、その対策が必要となる。
- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等の体制等を構築しておく必要がある。
- 災害時における医療活動を支えるため、疫病・感染症の拡大抑制に対する取組みを着実に推進する必要がある。

4) エネルギー

- 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路の確保のための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。
- 四国有数の大型生産拠点の一つである番の州コンビナート地区は、最大クラスの津波が発生すると一部区域が浸水する結果となっており、コンビナートに係る設備の耐震化や地区内道路の液状化対策及び護岸等の強化など、地震・津波対策を着実に推進する必要がある。
- 被災後は、燃料供給量に限界が生じることから、優先供給が可能な給油所の確保など燃料供給のバックアップ体制の強化を図る必要がある。
- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼす

おそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。

- 石油タンクのスロッシング現象により、火災が生じる可能性があるため、その対策が必要となる。
- 大規模津波により石油タンク等が流出し二次災害を発生するおそれがあるため、防止対策を推進する必要がある。

5) 情報通信

- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供ができるよう通信衛星等の代替手段の整備やその基盤となるＬアラート（公共情報コモンズ）の迅速かつ確実な伝達を推進する必要がある。
- 市町における防災行政無線のデジタル化の推進、ラジオ放送局の難聴対策、旅行者に対する情報提供の着手、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、衛星通信等先端技術の導入により、それらの施策を着実に推進する必要がある。
- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、防災情報システムを各種災害対応に活用するとともに、特に情報収集・提供の主要な主体となる人員・体制を整備する必要がある。

6) 産業

- 四国有数の大型生産拠点の一つである番の州コンビナート地区は、最大クラスの津波が発生すると一部区域が浸水する結果となっており、コンビナートに係る設備の耐震化や地区内道路の液状化対策及び護岸等の強化など、地震・津波対策を着実に推進する必要がある。
- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。
- 県内企業に対し、ＢＣＰの策定の必要性についての普及啓発及び策定の促進に取り組むとともに、大企業等を含む優れたＢＣＰを策定した企業を優良取組事業所として認定することで、ＢＣＰ策定の機運を高める必要がある。また、策定後は緊急事態発生時に適切に運用されるよう、事業者自ら定期的に訓練を実施する必要がある。
- 広域にわたる大規模自然災害の発生時を想定した、食料等の供給・確保に関し、今後、食品産業事業者や施設管理者との協定締結を推進していく必要がある。
- 災害時に食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。
- 災害時に食料等を安定して迅速かつ的確に供給できるよう、協定を締結している事業者と連携し、物資輸送訓練等を行う必要がある。
- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、道路や港湾の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等、各々の災害対応力を強化する必要がある。

7) 交通・物流

- 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化など、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間等で共有する必要がある。
- 交通施設等については、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術を踏まえ、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。建築物については、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を図る必要がある。また、交通施設及び沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。
- 高齢化率の高い島しょ部や山間地等においては、災害発生時に道路が寸断した場合に交通手段確保等により迅速な救急・救助活動や物資供給活動を行うことができないおそれもあるため、民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、周辺自治体との連携や物資供給ルートを確保し、避難路や代替輸送路を確保するための取組みを促進するとともに、民間備蓄との連携による備蓄の推進を図る必要がある。
- 大規模地震が発生した場合に速やかな救命・救急・救助活動や緊急物資輸送体制を強化するため、「四国8の字ネットワーク」を早期完成する必要がある。
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、県、市町、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況にあわせたプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けた、情報収集・供給体制の構築等を進める必要がある。
- 発災後は周辺の被害状況や交通機関の被害状況により、利用者が円滑に避難・帰宅できなくなる可能性もあるので、迅速な輸送経路確保に向けて、関係機関の連携等により情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。
- 港湾BCPにより、大規模災害時に、緊急物資の輸送等の優先業務を継続させ、低下した物流機能をできる限り早期に回復できること等を行えるようにする必要がある。
- 空港機能について、高松空港が航空輸送上重要な空港に位置付けられていることから、発災時にその機能が確保できるよう耐震化対策等を着実に進める必要がある。また、その役割が果たせるよう、関係機関との情報共有や協力体制の構築を図る必要がある。
- 四国が海で隔てられていること及び高松市(サンポート)が四国の防災拠点であることから、本州から複数の輸送ルートを確認するため、新幹線の導入促進や船舶輸送の確保維持を行う必要がある。

8) 農林水産

- 農山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄、鳥獣被害等に伴う森林・農地の保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されるとともに、ため池・基幹的水利施設等の改修や耐震化、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。また、森林の整備にあたっては、山地災害防止等の各機能の高度発揮を図るため、機能に応じた望ましい森林の姿に向けて、多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。さらに、自然公園等の防災対策としては、土砂災害等による園路や防護柵等の損壊等に伴う公園利用者への被害の防止を図るため、利用施

設の老朽化対策を進める必要がある。

- 農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策や耐震化対策を着実に推進する必要がある。
- ため池については、築造年代が古く、堤体や取水施設、洪水吐等の老朽化が進行しているものが多く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響をあたえるリスクが高いため、ハード・ソフト両面から、ため池の防災・減災対策を実施する必要がある。
- 農地や農業用施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。【農政水産部】
- 森林については、市町村森林整備計画において、水源かん養機能維持増進森林及び山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林に区分された森林の機能が良好に保つよう努めているが、森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する県土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあり、また、集中豪雨や線状降水帯の発生頻度の増加等により、山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。このため、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。その際、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。

9) 県土保全

- 社会経済上重要な施設の保全のための施設整備が途上であることや、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。
- 大規模な地震や風水害が発生した時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性を解消するため、それらの施設の安全性を向上させる必要がある。
- 施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き河川管理施設（ダムを含む）、砂防設備、下水道施設、海岸保全施設等の適切な維持管理・更新を進める必要がある。
- 水門、樋門等の自動化、遠隔操作化の技術を活用し、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理体制を整備する必要がある。
- 大規模な風水害や複数の災害が同時に発生する可能性もあるので、河川整備計画等に基づいた河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を進めるとともに、砂防施設、排水機場、雨水貯留管等の排水施設などのハード対策を推進する。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施し、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。
- 再開発事業中のダムを含めた土木部管理ダムにおいて、大規模な地震に対するダムの耐震性能照査を行い、堤体やダム用ゲート設備等が損傷し、利水・治水の面で機能不全となるおそれがあるダムについては、その照査結果に基づき治水に対応した再開発も含めた、対策を行う必要がある。
- 地震に伴い広域的な地盤沈降が発生し、津波等の浸水が引かない状態が発生する可能性があるため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流

域減災対策を推進する必要がある。

- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。
- 洪水時の被害軽減、早期復旧のため、要配慮者利用施設等における避難確保・浸水防止計画作成等に関する取組を促進する必要がある。
- 頻発化する土砂災害に対し、高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し、引き続き土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、都道府県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の精度向上等に取り組むことで、住民等の円滑な避難を促進する必要がある。

１０）環境

- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための事業者による資機材整備・訓練等の体制整備を促進するとともに、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、引き続き県と地方公共団体が連携して対応する必要がある。
- 地震動・液状化・津波・がけ崩れ・火災等の災害が発生した場合に生じる、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、仮置場の候補地の選定を促進する必要がある。
- 浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。
- 災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報を踏まえた対策を検討する必要がある。

１１）土地利用

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるため、調査等の更なる推進を図る必要がある。

②横断的分野（４分野）

１）地域防災力の強化

- 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。県は、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例や研究成果の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組みを充実するとともに、市町が連携しながら対応する必要がある。

２）老朽化対策

- 陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化など、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。
- 交通施設等について、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術について、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。
- 道路施設の要緊急対応箇所の早期解消のためＡＩ等を活用するなど、施設の点検・補修の検討について省力化・効率化を図る必要がある。
- 水道事業者において策定された上下水道耐震化計画（上水道）に基づき、着実な実施を推進する必要がある。また、応急給水拠点の整備、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。

３）新技術対策

- 住宅及び防災拠点となる公共施設等の耐震化率は一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する必要がある。
- 交通施設等について、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術について、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。建築物については、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を図る必要がある。また、交通施設及び沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。
- 大規模災害発生時の早期避難の実現等に向け、ＡＩやビッグデータなど技術革新が急速に進展しているデジタル技術の利活用を推進する必要がある。
- 道路施設の要緊急対応箇所の早期解消のためＡＩ等を活用するなど、施設の点検・補修の検討について省力化・効率化を図る必要がある。
- 博物館（歴史、芸術、民俗等）における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめることが必要である。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。
- 県の「避難所管理運営指針」等を踏まえ、避難所における良好な生活環境を確保するため、データ共有アプリ等のデジタル技術を活用し避難所の運営体制づくりを進める。

4) 広域連携

- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を推進するとともに、災害警備訓練などの被災者救助及び捜索関係施策を推進する必要がある。
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。
- 警察、消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、県外からの応援部隊の受入、連携活動の調整方法等について事前に明確化しておく必要がある。
- 広域のかつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。

用語の解説

※ (p.XX) は用語が最初に出てくるページを示す。

あ 行

アンブレラ計画

県の他の計画等の指針となる計画をいう。
(p.2)

医師会が組織する災害派遣チーム (J M A T)

医師会が被災地に派遣する医療チームであり、避難所等における医療・健康管理活動等を担う。
(p.19)

医療コンテナ

コンテナ等の中に医療資機材を搭載することで、医療機能を運搬可能にする「医療モジュール」の一種として位置付けられ、現場において組立・設置を行う「設置型」と、車輪と一体のトレーラーシャーシ型である「移動型」に大別される。
(p.21)

Lアラート (公共情報コモンズ)

地方公共団体が発信する避難指示等の災害情報を集約し、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様なメディアを通じて地域住民に一括配信するシステムである。ローカル (Local) な緊急警報 (アラート) を意味する。
(p.23)

か 行

かがわ医療情報ネットワーク (K - M I X R)

かがわ医療情報ネットワークの略称で、患者のカルテなどの診療情報を、病院・診療所・薬局の間で共有し、がんなどの遠隔読影診断などの治療に役立てるもので、紹介等を通じた円滑な連携の促進、アレルギー等の情報の共有、検査等の重複実施、薬剤の重複投与の抑制などを実現し、地域全体の診療の質の向上を図るもの。
(p.20)

香川県防災情報システム

高松地方気象台が発表する警報等、市町が発令する避難指示等、県が観測している雨量情報等を収集し、ホームページ、携帯メール、X、Lアラートにより、多様な手段で県民に防災情報を伝達するシステムである。
(p.8)

合併処理浄化槽

便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水 (工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。) を処理する設備又は施設である。ただし、公共下水道、流域下水道、市町村が一般廃棄物処理計画に従い設置したし尿処理施設以外のものである。
(p.30)

基幹的農業水利施設

農業用排水のための利用に供される施設であって、その受益面積が 100 ヘクタール以上のものをいう。
(p.85)

緊急消防援助隊

大規模な災害等に対処するために、消防庁長官の求めに応じ又は指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県または市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊である。
(p.14)

高性能救助車

大規模災害現場において、被災者の迅速、的確な救出救助や情報収集等の活動を行う車両である。性能は、浸水約 1 m の悪路や登坂角最大 40 度の走行が可能である。装備として、牽引力 4.5 t のウインチ、投光器等が装備されている。
(p.12)

戸別受信機

各住戸内に設置される同報系無線子局である。住戸内に設置することにより、屋外スピーカ型同報系無線の欠点であった、天候等の影響を受けなくなる利点がある。
(p.23)

さ 行

災害関係官署

災害に対処する官庁やその補助機関をいう。
例えば、四国管区警察局、自衛隊香川地方協力本部、中国四国防衛局高松防衛事務所、四国財務局、中国四国農政局香川支局、四国地方整備局、四国運輸局、国土地理院四国地方測量部、高松地

方気象台、中国四国地方環境事務所高松事務所などが該当する。

(p.9)

災害レジリエンス（縮災）

災害発生時に社会やコミュニティ、企業が機能を維持し、迅速に復旧・復興できる能力を指す概念。単に災害を防ぐだけでなく、被害を受けた後の回復力までを含む包括的な考え方を指す。

(p.13)

災害派遣医療チーム（DMAT）

医師、看護師、業務調整員で構成される機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームであり、大規模災害が発生した現場等において、災害急性期（おおむね 48 時間以内）の活動を担う。

(p.19)

災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）

災害が発生した際に、被災都道府県の指揮調整機能が混乱し、健康危機管理対応が困難となることを避けるために、被災都道府県の本庁や保健所の指揮調整機能（情報収集・分析や全体調整のマネジメント業務）を支援するために派遣されるチーム。

(p.19)

災害派遣福祉チーム（DWAT）

災害時において、高齢者や障害者、子どもといった配慮を必要とする者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、避難所等で福祉支援を行うチーム。

(p.16)

災害派遣精神医療チーム（DPAT）

専門的な研修・訓練を受けた精神科医師、看護師等の数名で編成し、被災地域に入り精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

(p.20)

災害中間支援組織

被災者のため、自発的かつ組織的に支援を行う NPO 等の活動をサポートし、行政・社会福祉協議会・NPO 等などのセクター間の連携を進め、

課題解決のための被災者支援コーディネーションを行う組織をいう。

(p.30)

最大クラスの地震・津波

科学的知見に基づき想定される最大の地震・津波で、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらすものをいう。

(p.2)

サプライチェーン

原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売など製品の全体的な流れに携わる複数の事業者間の連携を、一つの連続したシステムとして捉えた場合の名称である。

(p.24)

四国 8 の字ネットワーク

四国縦貫自動車道、四国横断自動車道（うち鳴門 IC～川之江 JCT 間が高松自動車道）、高知東部自動車道、阿南安芸自動車道で構成される全長約 810 km の高速道路ネットワークである。四国 4 県を 8 の字で結ぶことから、「四国 8 の字ネットワーク」と呼ばれている。

(p.25)

指定緊急避難場所

地震、津波等の切迫した災害より住民等の安全を確保する観点から、当該災害の種類ごとに危険が及ばない安全な場所として、あらかじめ指定された政令等の基準に適合する公園、学校、河川敷、津波避難タワー等の場所又は施設等である。

(p.16)

指定避難所

被災者の円滑な救援活動を実施し、一定の生活環境を確保する観点から、被災者が一定期間生活する場所として、あらかじめ指定された政令等の基準に適合する学校や公民館等の公共施設等である。

(p.16)

冗長性

余分な部分が付加されていること。また、それにより機能の安定化が図られていることをいう。

(p.8)

消防団

消防署と共に火災や災害への対応、予防啓発活動等を行う、消防組織法に基づいた消防組織である。

(p.13)

信号機電源付加装置

地震等の災害により、電源の供給が遮断された信号機が消灯した場合、自動的に発電して信号機を点灯させる機能を有する電源装置である。

(p.13)

「新総合防災情報システム(SOBO-WE B)」

災害情報を地理空間情報として共有する国のシステムで、災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的としている。

(p.13)

深層崩壊

山崩れ・崖崩れなどの斜面崩壊のうち、すべり面が表層崩壊よりも深部で発生し、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的規模の大きな崩壊現象をいう。

(p.49)

水源かん養機能維持増進森林

土壌に雨水を貯留し、ゆっくりと流出させることで、河川に流れる水量を安定させる機能のほか、雨水が土壌に浸透・通過することにより水質を浄化する機能を発揮する森林である。

(p.85)

スロッシング現象

スロッシング(液面揺動)とは、地震波と容器内の液体が共振して液面が大きく揺れる現象である。これにより、特に浮屋根式の危険物タンクでは、浮屋根の損傷、内容物の溢流、屋根での火災といった被害を受ける危険性がある。

(p.84)

脆弱性

脆くて弱い性質または性格のことである。

(p.4)

全国瞬時警報システム(J-A L E R T)

通信衛星を利用し、国が発する緊急情報を都道府県及び全国の市町村へ瞬時に伝達するシステムである。

(p.77)

た 行

大規模盛土造成地

谷を埋めた造成宅地で盛土の面積が 3,000 m²以上のもの、又は傾斜地に盛土した造成宅地で盛土をする前の地盤の傾斜が 20 度以上かつ盛土の高さが 5 m 以上のものをいう。

(p.19)

単独処理浄化槽

便所と連結してし尿のみを処理する設備又は施設である。ただし、公共下水道、流域下水道、市町村が一般廃棄物処理計画に従い設置したし尿処理施設以外のものである。

(p.30)

地区防災計画

地区居住者等が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市町村等と連携して行う、自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする計画。

(p.19)

治山事業

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る国土保全政策の一つであり、森林法に規定する保安林の指定目的を達成するために行う保安施設事業と、地すべり等防止法に規定する保安林等の存する地域で行う地すべり防止工事等の事業をあわせたものである。

(p.29)

津波避難対象地区

地震が発生した場合において、津波からの避難が必要となることが想定される地域であり、市町が指定する。

(p.15)

天然ダム（河道閉塞）

地すべり、がけくずれ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止めることで発生する。せき止められた部分の上流側では、水がたまって池のようになり、周辺の道路や家が水につかる被害が出ることもあり、また、たまった水の圧力で、土砂ダムが一気にくずれると、大きな土石流となって、下流に被害をもたらすことがある。

(p.49)

同報系無線

屋外スピーカーや戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムである。

(p.23)

道路啓開

災害時に、人命救助や緊急物資の輸送のため緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることである。

(p.13)

ドクターヘリ

救急医療に必要な機器及び医薬品を装備し、救急医療に従事している医師及び看護師等が同乗して、救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、傷病者に救命医療を行うことのできる専用のヘリコプターのことである。

(p.20)

な 行

内水

一般的に、河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水（ないすい）」と呼ぶ。内水ハザードマップにおける内水の意味は、公共下水道により雨水を排除できる区域において、一時的に

大量の降雨が生じた場合に、下水道や水路、河川などに雨水を排除できないことにより地表面に溜まった水のことである。

(p.5)

は 行

ハザードマップ

地域や都市の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載した被害予測図。土砂災害や浸水の危険区域、地震時の避難場所、避難経路などを記載している。

(p.4)

B C P

B C P（Business Continuity Plan）は、事業者においては事業継続計画、行政組織においては業務継続計画と呼ばれる。これは、組織が自然災害などの緊急事態の発生により、組織自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下であっても、中核となる事業の継続あるいは重要業務の早期着手・復旧を可能とするため、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のことである。

(p.12)

避難行動要支援者

高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者である。

(p.15)

プッシュ型支援

支援物資のニーズ情報が十分に得られない被災地へ、ニーズ予測に基づき緊急に物資を供給する場合の支援方法である。

(p.24)

プル型支援

支援物資のニーズ情報が十分に得られる被災地へ、ニーズに応じて物資を供給する通常の物資支援の場合の支援方法である。

(p.24)

ヘリコプターテレビシステム

航空機から撮影された、上空からの現場映像を

地上の受信設備に伝送するシステムのことである。

(p.13)

防災士

防災士とは、自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得していることを、日本防災士機構が認証する資格である。

(p.18)

ま 行

や 行

ら 行

流域治水プロジェクト

近年の気候変動による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、上流、下流、本川、支川の流域全体を俯瞰し、河川整備、雨水貯留浸透施設、土地利用規制、利水ダムの事前放流など、あらゆる関係者の協働による治水対策の全体像をとりまとめた取組みである。

(p.28)

ループ構成

伝送ルートをリング状にすることで、障害による影響を少なくした構成である。

(p.23)

わ 行